

墓誌と伝世文献

—中国中世史研究における墓誌史料の有効性と限界

大手前大学

zd16003

李 航

2019年12月6日

目次

序言	1
I、楮庭詢墓誌に関する若干の考察	12
一、「楮庭詢墓誌」についての考釈	12
二、「正議大夫行歴陽郡太守」について	16
三、「左右」散騎常侍について	17
II、墓誌の真贋に関する一つの視角 —— 京都藤井斉成会有鄰館藏「楊松年墓誌」を手掛かりに	23
一、梁春勝氏説の整理	23
二、「隋故廬陵太守楊府君墓誌銘」について	31
三、「王偃墓誌」の兄弟篇 —— 「侯海墓誌」について	35
III、唐代姬妾墓誌に関する基礎的整理	41
一、唐代姬妾墓誌の全体	41
二、唐前半期の姬妾墓誌について	42
三、唐後半期姬妾墓誌について	45
(附表)	52
附章、韋后 亞獻問題から見る伝世文献の問題 —— 『旧唐書』楮无量伝を手がかりに	56
一、「三献」について	57
二、韋后 亞獻事件のあらまし	57
三、韋后 亞獻事件における論争	59
四、韋后 亞獻事件の結末	62
結語	66
参考文献一覧	68

序文

墓誌の研究は新しい研究と言われることもあるが、実は墓誌という文体が生まれてから、既にあった。当時において、墓誌を文体の一つとして、あるいは文学の一類型と見なして、文集或いは類書に収録されていた。たとえば、『元氏長慶集』（唐・元稹）・『柳河東集』（唐・柳宗元）などにそれを見ることができる。墓誌は、墓主の埋葬とともにその墓の中に埋め込まれるため、一旦埋葬されたらもうその墓誌は見られなくなる。したがって、類書に収録されている墓誌はほとんど個人の文集から移録したものである。実際、『文苑英華』などの類書に収録されている墓誌のほとんどはその引用元を確認できる。一方、これら文集に収録されている墓誌のほとんどは、その原石はいまだ出土していない。一部は戦争や盗掘などの原因で、永遠に失われてしまった可能性もあるが、現在までに発見された墓誌は当然のことながら墓誌の全てではなく、もっと多くの墓誌が未だ発見されていないことも考えられる。

墓誌という文体を論じる著作に、明人の呉訥が書いた『文章辨体』がある。呉訥はその独自の視点において、墓誌・墓記・埋銘などを同じ文体の異名であると判断したが、現在の見地からすると、必ずしもこれが正解とも言い切れなさそうである。隋唐時代になると、墓誌の文体がほぼ確立し、通常は記述性の序（誌ともいう）と褒美性の銘という組み合わせだが、実際には記述性の序にも褒美性の文章が含まれ、褒美性の銘にも記述性の内容が含まれることもあり、厳しく区別されたものではない¹。そして、墓誌銘（並びに序）と題するのは必ず誌と銘と両方がある。墓誌とのみ題するのは、銘があってもなくてもどちらでもよい。墓記と題するものには必ず銘がなく、誌文のみである。銘と題するのは、管見の限り、仏教方面に限定しているようで、誌文と銘ともにある。故に、呉訥の主張は恐らく個人の認識に過ぎない。

清代になると、乾嘉学派の影響で、金石学が繁栄した。墓誌も金石に属するため、やはり盛んになった。それ以降、墓誌誌文を収録する書籍がそれぞれ編纂された。その代表的なのは、方若撰、羅振玉校の『校碑隨筆』・王昶撰『金石萃編』・孫星衍撰『寰宇訪碑錄』・『十三經注疏』で有名な阮元撰『山左金石志』や『兩浙金石志』と『皇清碑版錄』などである。しかし、当時において、墓誌を史料と見なすなのか、単に金石と見なすのか、はっきりと判断できない。

20世紀になると、墓誌が大量に出土された。なぜそれ以前ではなく、20世紀になってから大量に出土するようになったのか。恐らく、「洛陽鏟」²などの出現によって、盗掘が便利になったことと関係あるだろう。出土地点は、もっぱら洛陽地域と西安地域である。これらの墓誌の大量出土は、民間収蔵家と学者の注目を集めた傍ら、贋作という現象も出現した。これは現在の我々にとって、一番の悩みになった。

墓誌が大量に出土したことは、もちろん研究者の注意を引いた。20世紀50年代以来、墓誌についての研究がますます盛んになり、「墓誌学」という言い方も出現した。しかし、墓誌についての研究は、本当に「学」と言えるまで高められたのか。おそらく、未だ十分とはいえないと思われる。

現在まで積み上げられてきた墓誌関連書籍は、主に集積（集注・彙考ともいう）・彙編・目録などであるが、特に集積と彙編に集中している。集積と彙編、この両者は実はほとんど

¹ 孟国棟「墓誌的起源與墓誌文体的成立」『浙江大学学报（人文社会科学版）』第43卷第5期、2013年9月。

² 20世紀初年、洛陽地域の農民である李鴨子が発明した、墳墓を盗掘するものである。現在、考古隊にとって便利な工具として、広範に使用されている。

ど同じものである。その区別は、集積は図版と録文のほかに、簡単な考釈も加えている。たとえば王連龍氏『新見隋唐墓誌集釈』・王其祿・周曉薇氏『隋代墓誌銘彙考』などである。これに対して彙編とは、考釈がなく、墓誌の図版・録文の両方もしくは一方のみのものである。たとえば北京圖書館金石組編の『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本彙編』と、周紹良・趙超編の『唐代墓志彙編』である。こうした基礎的整理作業はももちろん大事であるが、墓誌が次々と出土する現状において、恐らく簡単には終わらない作業であろう。その成果を一々詳しく紹介する必要はないと考えて、以下、気賀澤保規氏主編『新編唐代墓誌所在総合目録』の表をもとにして、附表として示しておく。

附表

番号	書名	編者	出版社	版年
1	石刻題跋索引	楊殿珣	商務印書館	1940年第一版
2	北京圖書館藏中國歷代石刻拓本彙編	北京圖書館金石組	中州古籍出版社	1989-1991年
3	唐代墓志彙編	周紹良・趙超		
4	唐代墓誌銘彙編附考	毛漢光	中央研究院歷史語言研究所	1984-1994年
5	新中國出土墓誌・河南（壹）	中國文物研究所・河南文物研究所	文物出版社	1994年
6	新中國出土墓誌・陝西（壹）	中國文物研究所・陝西省古籍整理辦公室	文物出版社	2000年11月
7	新中國出土墓誌・河南（貳）	中國文物研究所・河南文物考古研究所	文物出版社	2002年12月
8	新中國出土墓誌・重慶	中國文物研究所・重慶市博物館	文物出版社	2002年3月
9	新中國出土墓誌・陝西（貳）	中國文物研究所・陝西省古籍整理辦公室	文物出版社	2003年10月
10	新中國出土墓誌・北京（壹）	中國文物研究所・北京石刻藝術館	文物出版社	2003年12月
11	新中國出土墓誌・河北（壹）	中國文物研究所・河北省文物研究所	文物出版社	2004年12月
12	新中國出土墓誌・江蘇（壹）・常熟	中國文物研究所・常熟博物館	文物出版社	2006年11月
13	新中國出土墓誌・河南（叁）・千唐志齋（壹）	中國文物研究所・千唐志齋博物館	文物出版社	2008年1月
14	新中國出土墓誌・上海・天津卷	中國文化遺產研究院・上海博物館・天津文化遺產保護中心	文物出版社	2009年6月
15	新中國出土墓誌・江蘇（貳）・南京	故宮博物院・南京市博物館	文物出版社	2014年12月
16	新中國出土墓誌・陝西（叁）	故宮博物院・陝西省古籍整理辦公室	文物出版社	2015年12月
17	隋唐五代墓誌彙編	同總編輯委員會	天津古籍出版	1991-1992

			社	年
18	千唐志齋藏誌	河南省文物研究所· 河南省洛陽地區文管處	文物出版社	1984年1月
19	洛陽出土歷代墓誌輯繩	洛陽市文物工作隊	中國社會科學出版社	1991年6月
20	洛陽新獲墓誌	李獻奇·郭引強	文物出版社	1996年10月
21	洛陽新獲墓誌續編	洛陽市第二文物工作隊·喬棟·李獻奇·史家珍	科學出版社	2008年3月
22	邙洛碑誌三百種	趙君平	中華書局	2004年7月
23	洛陽新出土墓誌釋錄	楊作龍·趙水森	北京圖書館出版社	2004年10月
24	河洛墓刻拾零	趙君平·趙文成	北京圖書館出版社	2007年7月
25	新出唐墓誌百種	趙文成·趙君平	西冷印社	2010年8月
26	洛陽出土少數民族墓誌彙編	李永強·余扶危	河南美術	2011年7月
27	洛陽出土絲綢之路文物	洛陽市文物管理局	河南美術	2011年7月
28	秦晉豫新出墓誌蒐佚	趙君平·趙文成	國家圖書館出版社	2012年1月
29	秦晉豫新出墓誌蒐佚續集	趙文成·趙君平	國家圖書館出版社	2015年7月
30	龍門區系石刻文粹	張乃翥	國家圖書館出版社	2011年10月
31	洛陽新獲七朝墓誌	齊運通	中華書局	2012年3月
32	洛陽出土鴛鴦墓誌輯錄	郭茂育·趙水森	國家圖書館出版社	2012年10月
33	洛陽流散唐代墓誌彙編	毛陽光·余扶危	國家圖書館出版社	2013年12月
34	北京大學圖書館藏歷代墓誌拓片目錄	北京大學圖書館金石組·胡海帆·湯燕·陶誠	上海古籍出版社	2013年12月
35	唐代墓誌彙編續集	周紹良·趙超	上海古籍	2001年
36	全唐文新編	同編輯委員會	吉林文史出版社	1999-2001年
37	全唐文補遺	陝西省古籍整理辦公室	三秦出版社	1994-2007年
38	全唐文補編	陳尚君	中華書局	2005年9月
39	中國西南地區歷代石刻彙編		天津古籍出版社	1988年
40	咸陽碑石	張鴻傑	三秦出版社	1990年
41	河北金石輯錄	石永士·王素芳·裴	河北人民出版	1993年3月

		淑蘭	社	
42	河東出土墓誌錄	陳繼瑜·傅仁傑·吳鈞·李漢英·李百勤	山西人民出版社	1994年4月
43	山東石刻藝術精萃	山東省石刻藝術博物館	浙江文藝	1996年8月
44	山西碑碣	山西省考古研究所	山西人民出版社	1997年2月
45	中國西北地區歷代石刻彙編	趙平	天津古籍出版社	2000年8月
46	晉中石刻選粹	張晉平	山西古籍出版社	2001年6月
47	武威金石錄	王其英	蘭州大學出版社	2001年8月
48	偃師杏園唐墓	中國社會科學院考古研究所	科學出版社	2001年10月
49	邯鄲碑刻	吳光田·李強	天津人民出版社	2002年6月
50	宣化出土古代墓誌錄	劉海文	遠方出版社	2002年6月
51	唐金鄉縣主墓	西安市文物保護考古研究所·王自力·孫福喜	文物出版社	2002年11月
52	濟南歷代墓志銘	韓明祥	黃河出版社	2002年12月
53	遼寧碑誌	王晶辰	遼寧人民出版社	2002年12月
54	保定出土墓誌選注	候璐	河北美術出版社	2003年4月
55	新安散存石刻輯釋	政協新安縣委員會文史資料委員會	政協新安縣委員會	2003年4月
56	吐魯番出土磚誌集注	候燦·吳美琳	巴蜀書社	2003年
57	濮陽碑刻墓誌	王義印	中州古籍出版社	2003年5月
58	鞏義芝田晉唐墓葬	鄭州市文物考古研究所	科學出版社	2003年5月
59	咸陽碑刻	王友懷主編·李慧·曹發展注考	三秦出版社	2003年7月
60	榆林碑石	康蘭英	三秦出版社	2003年10月
61	沁州碑銘集	梁曉光	沁縣書法協會	2003年10月
62	北京市石景山區歷代碑誌選	中共石景山區委宣傳部	北京燕山出版社	2003年12月
63	北京文物精粹大系·石刻卷	北京文物精粹大系編	北京出版社	2004年1月

		委會·北京市文物局		
64	孟州文物	梁永照	孟州市政協文史資料研究委	2004年1月
65	山陽石刻藝術	郭建設·索全星	河南美術出版社	2004年9月
66	景州金石	鄧文華	中國文史出版社	2004年9月
67	高平金石志	高平金石志編集委員會	中華書局	2004年10月
68	安陽縣古碑刻集萃	鄧葉君·李長生·孫景風	安陽縣老干部局	2004年10月
69	戶縣碑刻	吳敏霞主編、劉兆鶴·吳敏霞編著	三秦出版社	2005年1月
70	涿州貞石錄	楊衛·黃涿生	北京燕山出版社	2005年10月
71	涿州文物志	涿州市旅遊文物局編、楊衛東等編著	北京燕山出版社	2005年10月
72	四川文物志	四川省文物管理局	四川出版集團·巴蜀書社	2005年11月
73	臨汾歷代碑文選	王汝雕·牛文山	延邊大學出版	2005年12月
74	陝西碑石精華	余華清·張延皓	三秦出版社	2006年6月
75	衢州墓誌碑刻集錄	衢州市博物館	浙江人民美術出版社	2006年6月
76	吐魯番文物精粹	李蕭	上海辭書出版社	2006年6月
77	房山墓誌	陳亞洲	北京市房山區文物管理所	2006年7月
78	長治金石萃編	常福江	山西電子音像出版社	2006年8月
79	天書地字 大伾文化2	浚縣文物旅遊局	文物出版社	2006年11月
80	臨潼碑石	趙康民·李小萍	三秦出版社	2006年12月
81	渭城文物志	咸陽市渭城區文物管理委員會·張德臣	三秦出版社	2007年1月
82	寧夏歷代碑刻集	銀川美術館	寧夏人民出版社	2007年6月
83	滄州出土墓誌	滄州市文物局	科學出版社	2007年8月
84	淮安楚州金石錄	淮安市楚州區歷史文化研究會·淮安市楚州區文化局	江蘇農墾機關印刷廠有限公司	2007年12月
85	響堂山石窟碑刻題記總錄	張林堂	外文出版社	2007年

86	河間金石遺錄	田國福	河北教育出版社	2008年1月
87	洪洞金石錄	李國富·王汝雕·張寶年	山西出版集團	2008年1月
88	衡水出土墓誌	衡水市文物局	河北美術出版社	2010年2月
89	固原歷代碑刻選編	寧夏固原博物館	寧夏人民出版社	2010年4月
90	蘭州碑林藏甘肅古代碑刻拓本菁華	李龍文	甘肅人民美術出版社	2010年5月
91	南京歷代碑刻集成	南京市文化廣電新聞出版局	上海書畫出版社	2011年1月
92	濟寧歷代墓志銘	李恆法·解華英	齊魯書社	2011年2月
93	長安新出墓誌	西安市長安博物館	文物出版社	2011年5月
94	廈門墓志銘彙粹	何丙仲·吳鶴立	廈門大學出版社	2011年6月
95	鄴城碑石	霍玉辰·王福生	中國文史出版社	2011年9月
96	文化安豐	賈振林	大象出版社	2011年11月
97	滿城歷代碑刻輯錄	范福生	河北教育出版社	2011年12月
98	寧波歷代碑碣墓誌彙編	章國慶	上海古籍出版社	2012年3月
99	江蘇揚州唐五代墓誌簡介	吳煒·田桂棠	私家版	2012年3月
100	大同新出唐遼金元誌石新解	殷憲	山西出版傳媒集團·三晉出版社	2012年6月
101	朝陽隋唐墓葬發現與研究	遼寧省文物考古研究所·奈良文化財研究所	科學出版社	2012年6月
102	山東石刻分類全集	山東石刻分類全集編集委員會	青島出版社·山東文化音像出版社	2013年4月
103	富平碑刻	劉蘭芳·劉秉陽	三秦出版社	2013年5月
104	歷史的星空-景縣古代墓誌釋讀	鄧文華	中央文獻出版社	2013年8月
105	文化任城：漢魏唐刻石精粹	濟寧市任城石刻博物館	三秦出版社	2013年9月
106	衛輝歷代碑刻	安喜萍	中州古籍出版社	2013年10月
107	邯鄲地區隋唐五代碑刻校錄-〈隋唐五代碑刻校釋·邯鄲卷〉簡本一	任乃宏	中國文聯出版社	2014年8月

108	長安碑刻	吳敏霞	陝西人民出版社	2014年9月
109	廣東金石圖志	伍慶祿·陳鴻鈞	線裝書局	2015年3月
110	安陽墓誌選編	安陽市文物考古研究所·安陽博物館	科學出版社	2015年12月
111	三晉石刻大全		山西出版集團	2010年1月
112	唐宋墓誌：遠東學院藏拓片圖錄	饒宗頤	香港中文大學出版社	1984年
113	曲石精廬藏唐墓誌	李希泌	齊魯書社	1986年
114	昭陵碑石	張沛	三秦出版社	1993年
115	鴛鴦七誌齋藏石	趙力光	三秦出版社	1995年12月
116	西安碑林全集	高峽	廣東經濟出版社·深圳海天出版社	1999年
117	遼寧省博物館藏墓誌精粹	王綿厚·王海萍	中教出版社	2000年1月
118	唐代薛儻墓發掘報告	山西省考古研究所	科學出版社	2000年9月
119	南京博物院藏唐代墓誌	袁道俊	上海人民美術出版社	2003年
120	北京市文物研究所藏墓誌拓片	北京市文物研究所	北京燕山出版社	2003年11月
121	從撒馬爾幹到長安-粟特人在中國的文化遺產	榮新江·張志清	北京圖書館出版社	2004年4月
122	唐新城長公主墓發掘報告	陝西省考古研究所·陝西歷史博物館·禮泉縣昭陵博物館	科學出版社	2004年4月
123	裴氏碑誌集	裴王旗編·裴壽山校	東方文化藝術出版社	2004年12月
124	唐末至宋初墓誌目錄	譚凱(美)	私人版	2005年8月
125	旅順博物館藏西域文書研究	郭富純·王振芬	萬卷出版公司	2007年9月
126	西安碑林博物館新藏墓誌彙編	西安碑林博物館·趙力光	線裝書局	2007年10月
127	慶雅堂金石藏集	劉波·耿晨	私人版	2007年
128	唐安國相王孺人壁畫墓發掘報告	洛陽市第二文物工作隊	河南美術出版社	2008年5月
129	中國古代磚刻銘文集	胡海帆·湯燕	文物出版社	2008年8月
130	伯克萊加州大學東亞圖書館藏碑帖	伯克萊加州大學東亞圖書館	上海古籍出版社	2008年12月
131	故宮博物院藏歷代墓誌彙編	郭玉海·方斌	紫禁城出版社	2010年7月
132	汾陽市博物館藏墓誌選編	王仲璋	山西出版傳媒集團·三晉出版社	2010年8月
133	施鰲存北窗碑帖選萃	潘思源	上海古籍出版	2012年6月

			社	
134	唐嗣虢王李邕墓發掘報告	陝西省考古研究院	科學出版社	2012年8月
135	大唐西市博物館藏墓誌	胡戟・榮新江	北京大學出版社	2012年9月
136	晚唐錢寬夫婦墓	浙江省文物考古研究所・浙江省博物館・杭州市文物考古研究所・臨安市文物館	文物出版社	2012年9月
137	蘇州博物館藏歷代碑誌	蘇州博物館編	文物出版社	2012年9月
138	北京大學圖書館新藏金石拓本菁華（1996-2012）	北京大學圖書館藏金石組・胡海帆・湯燕	北京大學出版社	2012年12月
139	北京石刻藝術博物館館藏墓誌拓片精選	北京石刻藝術博物館	北京燕山出版社	2012年12月
140	河東望族萬榮薛氏	謝振中	山西出版傳媒集團・三晉出版社	2013年4月
141	西安交通大學博物館藏品集錦	李家駿	陝西人民美術出版社	2013年5月
142	越窯瓷墓誌	厲祖浩	上海古籍出版社	2013年10月
143	施蛰存北窗唐誌選萃	潘思源	上海古籍出版社	2014年4月
144	西安碑林博物館新藏墓誌續編	趙力光	陝西師範大學出版社	2014年7月
145	新見隋唐墓誌集釋	王連龍	遼海出版社	2015年5月
146	琬琰流芳-河南博物院藏碑誌集粹	譚淑琴	中州古籍出版社	2015年9月
日本方面				
147	京都大學人文科學研究所所藏石刻拓本資料	ネット上に公開		不明
148	東洋文庫所藏中國石刻拓本目錄	東洋文庫	東洋文庫	2002年7月
149	明大寄託新收の中国北朝・唐代の墓誌石刻資料集	気賀沢保規	明治大学東アジア石刻研究所	2010年3月
150	明治大学東アジア石刻文物研究所所蔵中国洛陽出土唐代墓誌史料彙編	気賀沢保規・梶山智史	明治大学東アジア石刻研究所	2015年
151	淑徳大学書学センター象蔵中国石刻拓本目錄	書学文化センター	淑徳大学	2016年

附表は唐代墓誌の書籍についてはほぼ網羅している。南北朝から隋代までの同様の書籍も数十種あるが、ここで逐一例挙する意味はないので、省略する。一つ補足したいのは、大東文化大学がWEB上に公開した「宇野雪村文庫拓本目録：大東文化大学書道研究所蔵」

(https://www.daito.ac.jp/research/laboratory/calligraphy/library/uno_yukimura/ : 2019年11月29日閲覧)には、南北朝以降数多くの墓誌が収録されている。その中にも、「歐陽詢撰、簫勝墓誌」などのような、附表で示した各書籍に収録されていない墓誌がまだある。

上表から、日中両国の学界における墓誌研究の成果について、数量の差は歴然としている。なぜこのようになっているのか、二つの原因が考えられる。客観的原因としては、研究対象の数量という問題がある。中国史における墓誌研究の対象は、あくまでも中国で出土されたものであるため、日本の研究者にとっては最新の出土情報を得ることは難しく、中国でこうした基礎的成果が発表された後でそれらを利用する形にならざるを得ない。そしてもう一つ、石刻に対して、朱子学で有名な朱熹は嘗て、「未だ安んぜざる所有らば、則ち官本・古本・石本と雖も、敢えて信ぜず」³と述べた。つまりどのようなテキストであれきちんとした考証を経ていないものを安易に信用してはいけない、というのである。そうして、「悉く衆本の同異を考えて、一に文勢・義理及びほかの書の證驗すべき者を以って之を決める」⁴。すなわち、参照できる限りのあらゆるテキストを相互に参照して、考証に考証を重ねたうえで最良のテキストを決めるのである。したがって、出土史料であっても、簡単に信じてはいけない。こうした文脈において戸崎哲彦氏は「石本に絶対の信頼を置くことは禁物であるが、しかし校勘で重要な一つであることも確かである」⁵と述べる。確かに戸崎氏の指摘した通り、墓誌というのは基本的に、個人が墓主のために書いた「私誌」である。故に、墓主の関係者(親族或いは部下)が勝手に内容を改めることがある。したがって、墓誌の内容のすべてを必ず真実であると見なしてはいけない。その記述がどれほど信頼できるか、どこまで信用できるか、厳格に考察しなければならない。

一方で、現在までの一部の墓誌研究は、墓誌を一次史料として無条件に信頼できると考え、これを根拠として正史を修正するようなことが行われてきた。このように、墓誌史料を単なる伝世文献を補うものとみなしていたように思われる。しかし、墓誌は伝世文献とは異なり、独自の書写方式・系統を持っているはずである。これは今後、墓誌研究の重点になると思われる。近年では、日中学界の研究者はこの点に注目している。

現在までの墓誌史料学の専著として、まず趙超氏の『古代墓誌通論』⁶に言及しなければならない。『古代墓誌通論』は、全体を八章に分けて、第1・2章は古代中国各時代の喪葬制度・墓誌前身の銘刻から、墓誌や墓碑形成の過程や原因を論じる。第3・4・5章は時代を区切って、南北朝時期から明清時代までの時代ごとの特徴を論じる。更に、第6・7章は墓誌の文体と積読の特徴を、実例を挙げつつ説明する。最後に、その時点における墓誌研究の現状分析についても述べる。若干引用の間違ひも存在しているが、それについては後文に検討を加える。

次に紹介したいのは、徐志学氏『魏晉南北朝隋唐五代石刻用典研究』(上下)⁷である。氏は『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本彙編』・『新中国出土墓誌』・『唐代墓誌彙編』・『唐代墓誌彙編続集』・『漢魏南北朝墓誌彙編』に収録している墓誌を研究対象として、その墓誌誌文に使用されている単語の出典を整理した。これは非常に便利な工具書であると思われるが、上述の書籍に収録される墓誌のすべてを検討したわけではなさそうである。たとえば、本稿の第二章で取り上げた「王偃墓誌」は『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本彙

³ 朱熹『昌黎先生集考異』巻1、朱傑人編『朱子全集』第19冊、上海古籍出版社・安徽教育出版社、2002年「有所未安、則雖官本、古本、石本、不敢信」。

⁴ 同上書。「悉考衆本之同異、而一以文勢、義理及它書之可證驗者決之」。

⁵ 戸崎哲彦「なぜ石本は信頼できないのか - 唐代墓誌の等級と尺寸と「唐令式」」『島大言語文化：島根大学法文学部紀要』、2017年10月。

⁶ 趙超『古代墓誌通論』、紫禁城出版社出版、2003年6月。

⁷ 徐志学『魏晉南北朝隋唐五代石刻用典研究』、昌明文化出版、2016年4月。

編』の第6冊に収録されているが、徐氏の視野には入っていない。そして、もう一つ不満な点がある。当該書籍の末尾に附される墓誌用典索引は、ピンイン順で配列しているはずなのだが、なぜかAとBだけで終わっており、非常に使いにくい。

論文の方は、書籍よりもっと多く、恐らく数千本にも上ると思われるが、その大半は考釈である。そのほか、墓誌を用いて正史の記事を考証したり、あるいは、当時の制度の運用実態をそこから見る研究などもある。

近年以来、多くの学者が墓誌を根拠として伝世文献の内容を校訂している。伝世文献は当然、完全に正しいものとは言えない。十分な根拠があれば、修正することは可能である。しかし、ただ一篇の墓誌の誌文の内容を完全に信頼し、これを以って、伝世文献を簡単に修正してよいのか。我々は史料を読む際に、その原史料はどのような時代背景の下に、いかなる人によって記録されたかを分析し、そうした作業を通してその史料の信頼性を判断していく。即ち史料への批判である。そして墓誌などのような一次史料も当然、史料批判を加えるべきである。この点について、杜維運氏はすでに詳しく述べている⁸。簡単に言えば、墓誌を以って正史を校正する原則は唯一「孤証立たず」のみ、すなわち一つの証拠だけに拠るのでなく、できるだけ多方面から異なる証拠を集めること、である。

このような原則について、筆者はいくつかの例を挙げたい。

王連龍氏は、「『旧唐書』高力士伝辯誤三則」⁹の中で、「高力士墓誌」・「高力士神道碑」・「高延福墓誌」・『資治通鑑』・『唐会要』など複数の出土史料と伝世文献を用いて、互いに突き合わせ、『旧唐書』高力士伝に載せる高力士の二つの時点における官職と封地について考証し、『旧唐書』の記載が間違っていたと判断した。氏の提示する根拠とロジックは信頼できると思われる。

2013年4月、隋煬帝墓が発見された際に、東家平¹⁰・張學鋒¹¹などの名家はそれぞれ伝世文献に依拠して、隋煬帝墓誌釈文を復元した。その内、もっとも詳細であるのは、氣賀澤保規氏の論文「隋煬帝墓誌的発見及其意義—兼論墓誌銘復原案」¹²である。

史料論についての論文も数本ある。その内、まず礪波護氏が書かれた「魏徵撰の李密墓誌銘—石刻と文集の間—」¹³を挙げたい。氏は唐人の個人文集に収録されている誌文と出土された誌文を比較して、両方ともに重視すべきだと指摘した。しかし、筆者はここに一つの疑問を持っている。文集に収録されている文章は、墓誌誌文と見なしてよいのか。この問題について、また後文に議論していきたい。

また、梶山智史氏の「北魏における墓誌銘の出現」¹⁴が特に面白い。氏は考察を通して、「北魏における墓誌銘の習慣は洛陽遷都後に出現し、主として洛陽で盛行した」と結論づけた。確かに、北魏の墓誌はほとんど洛陽で発見されている。しかし、「墓誌銘とは礼典に定められた古くからの習慣ではなく、5世紀半ばの劉宋の顔延之撰「王球墓誌銘」の出現を契機として南朝社会に流行した新しい葬送の習慣であった」という点について、東晋時代、たとえば「温嶠墓誌」(329年)の段階において、既に出現したのではないかと、疑問を持っている。

⁸ 杜維運『史学方法論』第10章史料考証、第1節「史料以類別而可信的程度不同、但是被認為最可信的直接史料、有極不可信的地方。任何一種史料、都不是完全可信。裡面可能有錯誤、可能有虛偽、可能有私人的愛憎、可能有地方及民族的成見、不經精密的考證、即篤信不疑、後患實無盡無窮。」

⁹ 王連龍「『旧唐書』高力士伝辯誤三則」、『中国典籍与文化』2008年第4期。

¹⁰ 東家平「揚州曹莊隋煬帝墓の發掘與收穫」、『隋煬帝與揚州』、広陵書社、2015年。

¹¹ 張學鋒「揚州曹莊隋煬帝墓研究六題」、『唐史論叢』第21輯、2015年。

¹² 氣賀澤保規「隋煬帝墓誌的発見及其意義—兼論墓誌銘復原案」、『流星王朝の餘暉：隋煬帝與揚州國際學術研討會論文集』、蘇州大学出版社、2015年。

¹³ 礪波護「魏徵撰の李密墓誌銘—石刻と文集の間—」、『東方学』103、2002年1月。

¹⁴ 梶山智史「北魏における墓誌銘の出現」、『駿台史学』第157号、2016年3月。

このように考えれば、墓誌についての研究は尚不足していると言える。なぜこのような状況になるのか？考釈することは基礎の基礎であるため、これはまず置いておくとして、なぜ他の論文はほとんど墓誌を以って正史を修正したり、当時の制度を見るという内容になるのか。筆者の浅見では、その濫觴は恐らく五四運動にあるのではないかと思っている。

五四運動の時期の中国は、正に亡国の危機に面していたと言ってよい。故に、すべての学科が実用主義に傾かざるを得なかった。歴史人文学も同様、救国の使命を持っていた。では、歴史学は現実において何の意義を持っているか。恐らく唐太宗の名言「夫れ銅を以て鏡と為せば、以て衣冠を正すべし。古を以て鏡と為せば、以て興替を知るべし。人を以て鏡と為せば、以て得失を明らかにすべし」¹⁵というのが一つの答えだろう。しかし、昔発生したことは、決して現在と同じではない。なぜなら、時代が変われば環境も変わるからである。現在の中国研究の環境は当然、五四運動の時期のそれとは違っており、それ以前に戻るべきだが、なかなか戻れないようである。現在中国の墓誌研究には、実用主義が続いていると言ってもよいのではないかと筆者は思っている。

2015年4月25日、復旦大学の副教授である仇鹿鳴氏が澎湃新聞で、「中古石刻研究如何超越伝統金石学」（中国古代石刻研究はいかにして伝統金石学を超越するか）を発表した。論文ではないが、その基本的な観点を明らかにしている。氏は現在までの墓誌研究を、「百年以来、新たに発見した石刻は驚くほど多いが、研究の全体において言えば、実質の変化がなく、量の増加しかない。石刻自体は往々にして、伝世文献の補充であると見なして、現在における研究の本質を変えることはない」¹⁶と指摘した。即ち、墓誌学という学問を成り立たせるには、新しい研究体系を築くことが必要である。そのためには、研究方法や墓誌全体の書写に対する整理のさらなる積み上げが必要である。

本稿における研究手法について、基本的には従来研究方法を用いる。即ち、伝世文献と墓誌の記載と互証して、その中に存在する相違点を見つけて、考証を加える。ただし、考証内容についていえば、墓誌の記載を通して、当時の制度や社会の実情を窺うところまでは本稿では踏み込まない。なぜなら、現在筆者が手にしている材料では、当時の制度などを考察するには不十分だからである。故に本稿はあくまでも個別の事例研究と位置づける。そして墓誌内容を考釈して、墓誌の出土状況や型式とあわせて、その真贋を判断していく。この上に、一つ一つの墓誌を考釈して、同時代・同地域の墓誌の関連性を見つける。より踏み込んだ考察は、その後の課題となる。

以上の考えに基づき、本稿の内容は以下の通りである。第一章では、「褚庭詢墓誌」を取り上げ、その中に存在している疑問点について考証を加え、墓誌を無条件に信じてはいけないという点を提示する。第二章では、京都藤井斎成会有鄰館蔵「楊松年墓誌」を手掛かりとして、偽刻の兄弟篇の在り方を具体例に基づいて分析し、およびそれに関連して真刻の兄弟篇の具体例をも挙げて北朝期における墓誌銘をめぐる状況について考察する。これを通して、墓誌史料についての最も大きな問題点、即ち真贋問題を論じる。第三章では、伝世文献を補充する墓誌史料について、これまでほとんど注目されていなかった姫妾墓誌に焦点を当て、唐代総計44点の姫妾墓誌を集計し、唐前・後半期に分けたうえで初歩的な整理を加える。これは、今後の墓誌研究の展開を見据えた基礎的研究である。また、附章として、墓誌そのものではないが、史料論の一環として、伝世文献の史料的問題について、唐代韋後の垂献事件を手掛かりとして論じる。

¹⁵ 『旧唐書』巻71、魏徵伝「夫以銅為鏡、可以正衣冠。以古為鏡、可以知興替。以人為鏡、可以明得失」。

¹⁶ 仇鹿鳴「中古石刻研究如何超越伝統金石学」、澎湃新聞、2015年4月25日、「近一百年来新出碑志的发现虽然上数量上极为惊人,但总体而言,更多的是量的累积,而无质的突破,往往被视为传世文献的附庸与补充,并不能在本质上改写时代的图景」

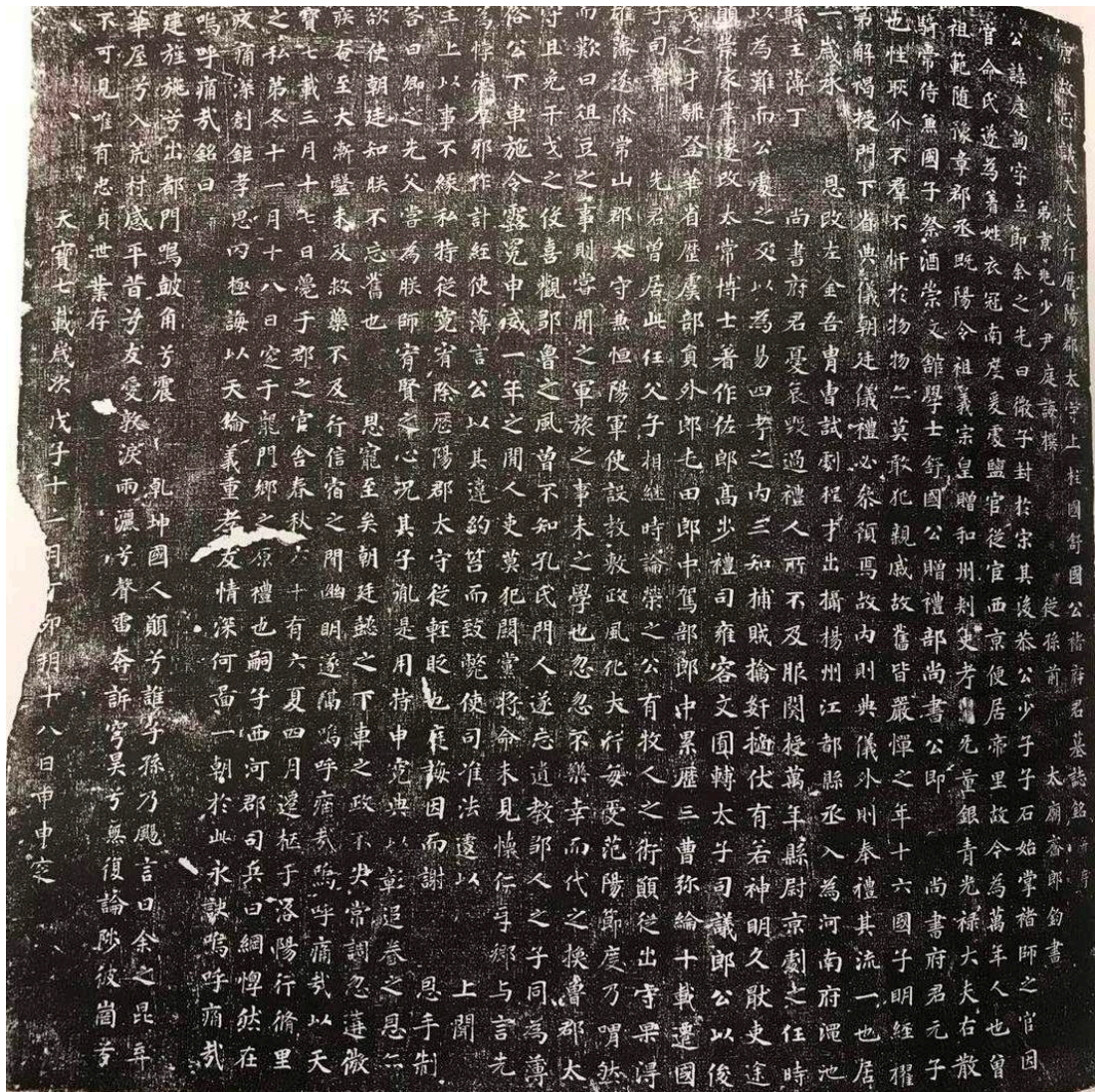
(https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_1316966 : 2019年11月29日閲覧)

I、褚庭詢墓誌に関する若干の考察

はじめに

齊運通氏の主編により、中華書局から2012年3月に出版された『洛陽新獲七朝墓誌』という本に、唐代の官僚として有名な褚无量の長子である褚庭詢の墓誌¹が収録されている。この墓誌について、すでに洛陽師範學院の顧飛氏が考釈し、これによって伝世文献の内容を校訂した²。しかし、この墓誌について、未だ議論する余地があると考えられ、本稿ではこれについて述べていきたい。

一、「褚庭詢墓誌」についての考釈



齊運通主編一『洛陽新獲七朝墓誌』

①唐故正議大夫³行歷陽郡⁴太守上柱國⁵舒國公⁶褚府君墓誌銘并序

¹また趙君平・趙文成『秦晉豫新出墓誌蒐佚』北京圖書館出版社、2012年1月及び、毛陽光・余扶危『洛陽流散唐代墓誌彙編』國家圖書館出版社、2013年12月にも収録されている。

²顧飛「洛陽出土唐褚庭詢墓誌考釋」、『洛陽師範學院學報』、2009年2月。

³正四品上の文散官。『舊唐書』卷四二、職官志第一を参照。

⁴『舊唐書』卷40、地理志3、淮南道條「和州、隋歷陽郡。武德三年、杜伏威歸國、改為和州。天寶元年、改為歷陽郡。乾元元年、復為和州。舊領縣二、戶五千七百三十、口三萬三千四百一。天寶領縣三、戶二

- ② 弟京兆少尹⁷庭誨撰 從孫前 太廟齋郎⁸鈞書
- ③公諱庭詢、字立節。余之先曰微子、封於宋。其後恭公少子子石始掌褚師之官⁹、因
- ④官命氏、遂為著姓¹⁰。衣冠南度、爰處鹽官¹¹。從宦西京、便居帝里、故今為萬年¹²人也。曾
- ⑤祖範、隨豫章¹³郡丞、既陽¹⁴令。祖義宗、皇贈和州刺史¹⁵。考无量、銀青光祿大夫、右散
- ⑥騎常侍、兼國子祭酒、崇文館學士、舒國公、贈禮部尚書¹⁶。公即尚書府君元子
- ⑦也。性耿介不群、不忤於物、物亦莫敢犯。親戚故舊皆嚴憚之。年十六、國子明經擢
- ⑧第、解褐¹⁷授門下省典儀¹⁸、朝廷儀禮必參預焉。故□則典儀、外則奉禮、其流一也。居
- ⑨一□、承恩改左金吾胄曹¹⁹。試劇程才、出攝揚州江都縣丞²⁰、入為河南府澠池
- ⑩縣主簿²¹。丁尚書府君憂、哀毀過禮、人所不及。服闋、授萬年縣尉²²。京劇之任、時
- ⑪以為難、而公處之反以為易。四考²³之□、三知捕賊。擒奸擿扶、有若神明²⁴。久馱吏途、
- ⑫愿崇家業、遂改太常博士²⁵。著作佐郎²⁶。高步禮司、雍容文囿、轉太子司議郎²⁷。公以俊
- ⑬茂之才、驟登華省。歷虞部員外郎²⁸、屯田郎中²⁹、駕部郎中³⁰、累歷三曹、弼綸³¹十載、遷國

萬四千七百九十四、口十二萬一千一十三。在京師東南二千六百八十三里、至東都一千八百一十一里。」

⁵正二品の勳官、『舊唐書』卷42、職官志第1を参照。

⁶從一品の爵位。『舊唐書』卷42、職官志第1を参照。

⁷從四品下の職事官。『舊唐書』卷42、職官志第1を参照。

⁸『大唐六典』卷14、太常寺には、太廟齋郎の職が書かれているが、官品を示していない。即ち、流外官である。

⁹『左傳』昭公2年、傳曰、「死在朝夕、無助天為虐。子產曰、人誰不死？凶人不終、命也。作凶事、為凶人。不助天、其助凶人乎！請以印為褚師。正義曰、印、子皙之子。褚師、市官。」

¹⁰岑仲勉校『元和姓纂（附四校記）』卷六、褚「子姓、殷後、宋若公子石為褚師、因氏焉。」

¹¹『舊唐書』卷102、褚无量傳「褚无量、字弘度、杭州鹽官人也。」

¹²『舊唐書』卷38、地理志1「萬年 隋大興縣。武德元年、改為萬年。乾封元年、分置明堂縣、治永樂坊。長安三年廢、復併萬年。天寶七載、改為咸寧、乾元復舊也。」

¹³『舊唐書』卷40、地理志3「洪州上都督府 隋豫章郡。天寶元年、改為豫章郡。乾元元年、復為洪州。」

¹⁴『舊唐書』卷40、地理志3「江陰 梁分蘭陵縣置。武德三年、於縣置暨州、領江陰・暨陽・利城三縣。九年、省暨陽・利城入江陰、屬常州。」

¹⁵『文苑英華』卷896、贈禮部尚書褚公神道碑「祖範、隋豫章郡丞。父義宗、皇贈使持節和州刺史。」

¹⁶『舊唐書』、卷102、褚无量傳「玄宗即位、遷郊王傅、兼國子祭酒。尋以師傅恩遷左散騎常侍、仍兼國子祭酒、封舒國公、實封二百戶。」しかし、同書卷八、玄宗紀上「（開元）八年春正月甲子朔、皇太子加元服。…略…壬申、右散騎常侍・舒國公褚无量卒。」と書かれている。

¹⁷解褐衣、民籍を脱して官になることという。

¹⁸從九品下、左散騎常侍の屬官。『大唐六典』卷8、門下省を参照。

¹⁹正八品下。『大唐六典』卷25、諸衛府を参照。

²⁰『舊唐書』卷40、地理志3「江都 漢縣、屬廣陵國。隋為江都郡。武德三年、改為兗州、七年改為邗州、九年改為揚州都督府、皆以江都為治所。」

²¹『舊唐書』卷38、地理志1「澠池 隋舊、治大塢城。貞觀元年、移穀州治所於此、領福昌・澠池・永寧三縣。三年、縣南移於雙橋。其年、穀州又移治雙橋。六年、又移理於福昌。顯慶二年十二月、廢穀州、澠池隸洛州。」

²²前注12を参照。

²³『禮記』、學記「古之教者、家有塾、黨有庠、術有序、國有學。比年入學、中年考校：一年視離經辨志。三年視敬業樂羣。五年視博習親師。七年視論學取友、謂之小成。九年知類通達、強立而不反、謂之大成。夫然後足以化民易俗、近者說服、而遠者懷之。此大學之道也。記曰：蛾子時術之。其此之謂乎。」

『通典』卷15、選舉3「開元二十五年十二月、命諸道採訪使考課官人善績、三年一奏、永為常式。至二十七年二月、赦文：三載考績、黜陟幽明、允協大猷、以勸天下。比來諸道所通善狀、但優仕進之輩、與為選調之資、責實循名、或乖古義。自今以後、諸道使更不須通善狀。每至三年、朕自擇使臣、觀察風俗、有清白政理著聞者、當別擢用之。」

²⁴『漢書』卷76、趙廣漢列傳「廣漢嘗記召湖都亭長、湖都亭長西至界上、界上亭長戲曰：「至府、為我多謝問趙君。」亭長既至、廣漢與語、問事畢、謂曰：「界上亭長寄聲謝我、何以不為致問？」亭長叩頭服實有之。廣漢因曰：「還為吾謝界上亭長、勉思職事、有以自效、京兆不忘卿厚意。」其發姦擿伏如神、皆此類也。」

²⁵從七品上。『大唐六典』卷14、太常寺を参照。

²⁶從六品上。『大唐六典』卷10、秘書省、著作局を参照。

²⁷正六品上。『大唐六典』卷26、太子左春坊を参照。

- ⑭子司業³²、先君曾居此任。父子相繼、時論榮之。公有牧人之術、願從出守、果得
 ⑮雄藩。遂除常山郡太守³³兼恒陽軍使³⁴。設教³⁵敷政³⁶、風化大行。每受范陽節度、乃喟然
 ⑯而嘆曰「俎豆之事、則嘗聞之。軍旅之事、未之學也³⁷。」忽忽不樂、幸而代之。換魯郡³⁸太
 ⑰守、且免干戈之伐。喜觀鄒魯之風、曾不知孔氏門人、遂忘遺教。鄒人之子、同為薄
 ⑱俗。公下車³⁹施令、露冤申威。一年之間、人吏莫犯。闕黨將命⁴⁰、未見懷仁。互鄉⁴¹與言、先
 ⑲為悖德。羣邪作計、經使薄言。公以其違約、答而致斃。使司准法、遽以上聞。
 ⑳主上以事不緣私、特從寬宥。除歷陽郡太守、從輕貶也。庭誨因而謝恩。手制
 ㉑答曰：“卿之先父、嘗為朕師。宥賢之心、況其子胤。是用特申寬典、以彰追眷之恩、亦
 ㉒欲使朝廷知朕不忘舊也。”恩寵至矣、朝廷懿之。下車之政⁴²、不失常調。忽遵微
 ㉓疾、奄至大漸⁴³。醫未及救、藥不及行。信宿之間⁴⁴、幽明遂隔。嗚呼痛哉！嗚呼痛哉！以天
 ㉔寶七載三月十七日薨于郡之官舍、春秋六十有六。夏四月遷柩于洛陽行脩里
 ㉕之私第、冬十一月十八日窆于龍門鄉之原、禮也。嗣子西河郡司兵曰綱、惇⁴⁵然在
 ㉖疚、痛深創鉅、孝思罔極。誨以天倫義重、孝友情深、何啻一朝、於此永絕。嗚呼痛哉！
 ㉗嗚呼痛哉！銘曰：
 ㉘建旌旄兮出都門、鳴鼓角兮震輿坤。國人願兮誰子孫、乃颺言曰余之昆。弃
 ㉙華屋兮入荒村、感平昔兮友愛敦。淚雨灑兮聲雷奔、訴穹昊兮無復論。陟彼崗兮
 ㉚不可見、唯有忠貞世業存。

²⁸從六品上。『大唐六典』卷7、尚書工部、虞部郎中を参照。

²⁹從五品上。『大唐六典』卷七、尚書工部を参照。

³⁰從五品上。『大唐六典』卷5、尚書兵部を参照。

³¹唐、劉知幾『史通』、覈才第31「是以略觀近代、有齒跡文章、而兼修史傳。其為式也、羅含・謝客宛為歌頌之文、蕭繹・江淹直成銘贊之序、溫子昇尤工複語、盧思道雅好麗詞、江總猖獗以沉迷、庾信輕薄而流宕。此其大較也。然向之數子所撰者、蓋不過偏記・雜說・小卷・短書而已、猶且乖濫踏駁、一至於斯。而況責之以刊勒一家、彌綸一代、使其始末圓備、表裡無咎、蓋亦難矣。」

³²從四品下。『大唐六典』卷21、國子監を参照。

³³『舊唐書』卷39、地理志2「鎮州 秦東垣縣。…略…天寶元年、改為常山郡。乾元元年、復為恒州。興元元年、昇為都督府。元和十五年、改為鎮州。」

³⁴『舊唐書』卷38、地理志1「范陽節度使、臨制奚・契丹、統經略・威武・清夷・靜塞・恒陽・北平・高陽・唐興・橫海等九軍。…略…恒陽軍、在恒州城東、管兵三千五百人。」

³⁵『易經』卦20、觀「觀天之神道而四時不忒、聖人以神道設教而天下服矣」「正義曰、此明聖人用此天之神道、以‘觀’設教而天下服矣。天既不言而行、不為而成、聖人法則天之神道、本身自行善、垂化於人、不假言語教戒、不須威刑恐逼、在下自然觀化服從、故云天下服矣。」

³⁶『毛詩』商頌、長發「不競不綵、不剛不柔。敷政優優、百祿是道。」

³⁷『論語』衛靈公第15「衛靈公問陳於孔子。孔子對曰、俎豆之事、則嘗聞之矣。軍旅之事、未之學也。」

³⁸『舊唐書』卷38、地理志1「兗州上都督府 隋魯郡。…略…天寶元年、改兗州為魯郡。乾元元年、復為兗州。」

³⁹『禮記』樂記「武王克殷反商。未及下車而封黃帝之後於蓊、封帝堯之後於祝、封帝舜之後於陳。下車而封夏后氏之後於杞、投殷之後於宋。封王子比干之墓、釋箕子之囚、使之行商容而復其位。」

⁴⁰『論語』憲問「闕黨童子將命。或問之曰、益者與？子曰、吾見其居於位也、見其與先生並行也、非求益者也、欲速成者也」。馬融注して曰く、「闕黨之童子將命者、傳賓主之語出入。」

⁴¹『論語』述而「互鄉難與言、童子見、門人惑。子曰：與其進也、不與其退也、唯何甚？人潔己以進、與其潔也、不保其往也。」

⁴²同注39。

⁴³『尚書』顧命「王曰：『嗚呼！疾大漸、惟幾。病日臻、既彌留、恐不獲誓言嗣、茲予審訓命汝。昔君文王・武王、宣重光、尊麗陳教則肆。肆不違、用克達殷集大命。在後之侗、敬迓天威、嗣守文武大訓、無敢昏逾。今天降疾・殆、弗興弗悟。爾尚明時朕言、用敬保元子釗、弘濟于艱難。柔遠能邇、安勸小大庶邦。思夫人自亂于威儀、爾無以釗冒貢于非幾。』」

⁴⁴『後漢書』卷60下、蔡邕傳「董卓一旦入朝、辟書先下、分明枉結、信宿三遷。」李賢注して曰く、「謂三日之間、位歷三臺也。」

⁴⁵『周禮』秋官、大司寇「凡遠・近・惇・獨・老・幼之欲有復於上、而其長弗達者、立於肺石。」鄭玄注して曰く、「無兄弟曰惇。」

③天寶七載□次戊子十一月丁卯朔十八日甲申窆。

書き下し

唐故正議大夫行歷陽郡太守上柱國舒國公褚府君墓志銘並びに序

弟京兆少尹庭誨撰す 從孫前 太廟齋郎鈞書す

公、諱は庭詢、字は立節。余の先は微子と曰い、宋に封ぜらる。その後、恭公の少子子石始めて褚師の官を掌り、官に因りて氏を命づけ、遂に著姓と為る。衣冠南度し、ここに鹽官に處る。西京に従宦し、便ち帝里に居り、故に今は萬年の人と為るなり。曾祖範、隨の豫章郡丞・既陽令。祖義宗、皇より和州刺史を贈らる。考无量、銀青光祿大夫・右散騎常侍、兼國子祭酒・崇文館學士・舒國公、禮部尚書を贈らる。公は即ち尚書府君の元子なり。性耿介にして群れず、物を忤さず、物もまた敢えて犯すなし。親戚故舊みな嚴しくこれを憚る。年十六、國子より明經もて擢第せられ、解褐して門下省典儀を授けられ、朝廷の儀禮は必ず參預す。故に□は則ち儀を典り、外は則ち禮を奉り、その流は一なり。居ること一□、恩を承けて左金吾曹曹に改めらる。試劇して程才し、出でて揚州江都縣丞を攝し、入りて河南府澠池縣主簿と為る。尚書府君の憂に丁り、哀毀すること禮に過ぐるは、人の及ばざる所なり。服闋りて、萬年縣尉を授けらる。京劇の任、時に以って難しと為すも、公これに處りて反って以って易しと為す。四考の□、三たび賊を捕うるを知る。紆を擒らえ伏を擿すこと、神明の若き有り。久しく吏途に厭き、家業を崇ばんことを愿い、遂に太常博士・著作佐郎に改めらる。禮司に高歩し、文囿に雍容たり、太子司議郎に轉ず。公は俊茂の才を以って、驟かに華省に登る。虞部負外郎・屯田郎中・駕部郎中を歴し、累ねて三曹を歴し、弥綸すること十載。國子司業に遷るに、先君曾てこの任に居る。父子相繼ぎ、時論これを榮とす。公は牧人の術有り、出でて守に従わんことを願うに、果たして雄藩を得。遂に常山郡太守兼恒陽軍使に除せらる。教を設け政を敷き、風化大に行わる。毎に范陽の節度を受け、乃ち喟然として嘆いて曰く、「俎豆の事、則ち嘗てこれを聞く。軍旅の事、未だこれを學ばざるなり」と。忽忽として樂しまず、幸いてこれを代る。魯郡太守に換わり、且く干戈の伐を免かる。喜びて鄒魯の風を觀るに、曾て孔氏の門人を知らず、遂に遺教を忘る。鄒人の子、同に薄俗と為す。公車を下りて令を施し、冤を露し威を申す。一年の間、人吏犯すことなし。闕黨命を將うも、未だ仁を懷くことを見ず。互郷ともに言うも、先に悖徳と為す。羣邪作計し、經使薄言す。公その違約を以って、答して斃を致す。使司法に准じ、遽かに以って上聞す。主上は事の私に縁らざるを以って、特に寬宥に従う。歷陽郡太守に除するは、輕貶に従うなり。庭誨因りて謝恩す。手づから制して答えて曰く、「卿の先父、嘗て朕の師と為る。賢を宥すの心、その子胤に況う。ここを用って特に寬典を申し、以って追眷の恩を彰らかにし、また朝廷をして朕が舊を忘れざるを知らしめんと欲するなり。」恩寵至り、朝廷これを懿す。下車の政、常調を失わず。忽ち微疾に違ひ、奄かに大漸に至る。醫未だ救うに及ばず、藥行うに及ばず。信宿の間、幽明遂に隔たる。嗚呼痛ましいかな！嗚呼痛ましいかな！天寶七載三月十七日を以って郡の官舎に薨り、春秋六十有六。夏四月柩を洛陽行脩里の私第に遷し、冬十一月十八日龍門郷の原に窆るは、禮なり。嗣子西河郡司兵綱と曰い、惇然として疚に在り、痛み深く創鉅きく、孝思極まる罔し。誨以えらく天倫は義重く、孝友は情深く、何ぞ一朝を凶らん、ここに於いて永絶す。嗚呼痛ましいかな！嗚呼痛ましいかな！銘に曰く、
旌旒を建て都門より出づ、鼓角を鳴らして軋坤を震わす。國人願う誰の子孫なるか、乃ち颺言して余の昆と曰う。華屋を棄てて荒村に入り、平昔に感じて友愛敦し。涙は雨のごとく灑ぎ聲は雷のごとく奔る、穹昊に訴うるもまた論ずる無し。かの崗に陟るも見るべからず、ただ忠貞有りて世業存するのみ。

天寶七載□次戊子十一月丁卯朔十八日甲申窆る。

当該墓誌について、『洛陽新獲七朝墓誌』によれば、高さとはともに七十五センチ。

誌文三十一行、行ごとに三十一文字である。誌蓋なし。残念なのは出土情報を載せていない。偽刻の可能性を考慮に入れつつ、以下に検討してゆく。

墓誌から何らかの情報を引き出すためには、まず考釈する必要がある。墓誌という形式の史料は、ある程度の身分を持つ官僚或いは貴戚が亡くなってから、彼らの親戚または属吏の依頼によって書かれた文章である。このために、個人的な記憶や感情がしばしば含まれる。それは、真実に近いという見方もあるかもしれないが、しかし、個人の記憶はやはり時とともに忘却される可能性がある。如何にして墓誌の内容を解明するのか。それは、厳密に考釈し、伝世文献との異同を分析していく以外にない。これは最も基本的にして、最も重要なことである。

筆者はこのような考釈を通して、「褚庭詢墓誌」の内容から、主に二つの点を発見した。以下試みに述べていきたい。

二、「正議大夫行歷陽郡太守」について

まずは、墓誌一行目、当該墓誌の題名のところ、褚庭詢最後の官職である。その内、正議大夫は、前注3番に示しているように、正四品上の文散官である。そして、天宝年間の歷陽郡は、前注4番に示しているように、二萬四千七百九十四口の中州であるため、州(時期によっては郡)の長官である刺史(郡の場合は太守)の品階は散官と同じく、正四品上となる⁴⁶。即ち、褚庭詢の職事官と散官の品階は同等であることがわかる。『大唐六典』には、「凡そ官に注するに階卑くして高きに擬するは則ち守と曰い、階高くして卑きに擬するは則ち行と曰う。」⁴⁷と記載されている。つまり、散官の方が職事官の官位より高い場合に「行」の字を附すことになっている。では、当該墓誌ではなぜ「行」をつけるのか。

まず単純に考えられるのは、衍字の可能性。しかし実際のところ、墓誌を作成する際の手順としては、官僚身分の者は官位によって石の寸法が定められており、その規定に従った石の大きさに合わせて字数を考慮しつつ文案を作成する。そして原石の寸法にあわせた形で薄手の紙に罫線をひいたうえで文案を転記し、それを石にかぶせて罫線もろとも彫り付ける。こうした手順をふまえたとき、文案から石に転記する際に衍字が発生するという事は通常は起こりにくい。ということは、もしこれが衍字だとすると、最初の文案の時点で誤っていたことになる。しかしながら、墓主の官職は大事な履歴であり、しかもここは誌題であるためより一層重要な箇所であり、恐らく単純なミスではないと思われる。

では、この「行」字はなぜここに書かれているのか。その原因として、二つの可能性が考えられる。一つは、『旧唐書』に記されている戸籍の統計、即ち「天寶のとき縣三、口二萬四千七百九十四、口十二萬一千一十三を領す」というのは、褚庭詢が死んだ後の情報ではないか、ということである。墓誌の誌文から、褚庭詢が亡くなったのは天寶七載であることがわかる。この時点において、彼の職事官は「正議大夫行歷陽郡太守」である。当時の歷陽郡が二万戸未満の下州であったとすると、「行」の字が附せられていることも辻褃があう。天寶という年号は、周知のように、十五年七月まで続いた。七年から十五年までという期間の内に、二万戸未満から二万五千戸弱へと、ほぼ四分の一もしくはそれ以上の人口が増えたということは、自然な人口増加とは到底考えられない。もし事実であれば、何か特定の原因によって、人口の移動が発生したと考えられる。当時の淮南道は平和で豊

⁴⁶『大唐六典』卷30、三府督護州県官吏、上州条「凡戸滿四萬已上為上州。…略…中州、戸二萬已上。刺史一人、正四品上。」

⁴⁷『大唐六典』卷2、尚書吏部、吏部尚書条「凡注官階卑而擬高則曰守、階高而擬卑則曰行。」

かであり、もし大規模な人口の変動を引き起こすような大事件といえ、安史の乱をおいてほかにない。

もしこれが原因だとすると、北方の難民が比較的平和な淮南道に流入するということは当然考えられるが、それでもやはり解決できない疑問が存在する。上記の仮定が成り立つためには、安史の乱が起こった天宝十四載の十二月から、改元する天宝十五載七月までの間に戸籍を統計し、そして『旧唐書』に載せる天宝の戸口記録がそれに基づいていなければならない。『大唐六典』では、開元二十二年における全国の戸籍統計の記録を示している⁴⁸ことから、開元二十二年に全国の戸籍統計をしたということがわかる。而して、開元二十二年の記載の後に、当時における戸籍調査の規則も示している。それによれば3年に一回戸籍を作成し、それはその年の正月に作成を開始して3月に完成することとなっている⁴⁹。この規定に照らして、天宝十五載の3月に戸籍が完成していれば、上述の条件に合うこととなる。しかし、開元二十二年(734)から天宝十五載(756)までは22年である。敦煌文献には、開元二十二年の13年後にあたる「天宝六載敦煌郡敦煌縣龍鄉都里曹思禮戸籍」⁵⁰などもあるが、これは、中央政府における戸籍の作成は3年に1回だが、その現資料となる地方における戸口調査は毎年行っていたことによるものである。即ち、天宝十五載は戸部における戸籍調査を実施する年ではない。故に、この説は成り立たない。

二つ目の可能性は、『大唐六典』における規則の、すくなくともその一部は実施されていなかったという原因である。まずは、州郡のレベルについて、実際に見れば、戸籍と合わない例がしばしば存在している。歴陽郡(和州)と同じく淮南道に属する州郡には、他にもいくつかの例を挙げられる。

滁州下 隋江都之清流縣。…略…天寶領縣三、口二萬六千四百八十六、口十五萬二千三百七十四。

鄂州上 隋江夏郡。…略…天寶領縣五、口一萬九千一百九十、口八萬四千五百六十三。

濠州下 隋為鍾離郡。…略…天寶、口二萬一千八百六十四、口十萬八千三百六十一。

舒州下 隋同安郡。…略…天寶、口三萬五千三百五十三、口十八萬六千三百九十八。

以上四つの史料は、『旧唐書』地理志、淮南道に基づく。前注46で引用した『大唐六典』の規則、すなわち4万戸以上が上州、2万戸以上が中州、2万戸未満が下州という規則がいずれも当てはまらない。天宝年間において、『大唐六典』はすでに完成している(開元二十六年)。しかし、その中に記している規則は事実上、執行されていない面もあったのではないか。即ち、歴陽郡について、『旧唐書』地理志には、等級が書かれていないが、少なくとも褚庭詢が在任していたときは下州であったという可能性は十分考えられる。このように考えれば、「正議大夫行歴陽郡太守」という肩書きだったとしてもおかしくない。

三、「左右」散騎常侍について

次は、褚庭詢の父親である褚无量の官職に注目したい。墓誌誌文には、褚无量の肩書きについて「銀青光祿大夫・右散騎常侍、兼國子祭酒・崇文館學士、舒國公、禮部尚書を贈る」と記している。しかし、『旧唐書』・褚无量傳において、彼の肩書きは「左散騎常侍、

⁴⁸『大唐六典』卷3、尚書戸部、天下之戸条「凡天下之戸八百一萬八千七百一十、口四千六百二十八萬五千一百六十一。開元二十二年數。」

⁴⁹『大唐六典』卷3、尚書戸部、天下之戸条「每一歲一造計帳、三年一造戸籍。縣以籍成於州、州成於省、戸部總而領焉。諸造籍起正月、畢三月、所須紙筆・裝潢・軸帙皆出當戸内、口別一錢。計帳所須、戸別一錢。」

⁵⁰中国科学院歴史研究所資料室編、『敦煌資料』第1輯、1961年9月。

仍りて國子祭酒を兼ね、舒國公に封ぜらる」⁵¹と書かれている。この褚无量の職事官について、出土文献と伝世文献のどちらが正しいのであろうか。この点について、前掲顧飛氏の論文も言及しているが、十分に議論を展開していないため⁵²、ここでより具体的に分析する必要がある。

史料の性質から言えば、当然、墓誌という一次史料は伝世文献という編纂史料よりもっと有力であると考えられる。しかし、褚无量がなくなったのは開元八年（720）正月、それに対して、息子の褚庭詢は天宝七載（748）三月になくなり、その墓誌は同年の十一月に書かれた。褚无量の死亡から褚庭詢墓誌の作成まで、この間の時間はほぼ三十年となる。唐代の人にとって、三十年の時間は一生の半分であると言っても決して過言ではない。従って、当該墓誌の作者である褚庭詢は、三十年前のことを忘れる可能性もあるかもしれない。更に言えば、この墓誌は褚庭詢に対しては一次史料と認められるが、褚无量に対しても一次史料であるとは、恐らく言えないと思われる。

近年以来、墓誌学は堂々たる顕学となり、多くの学者がこれを根拠として伝世文献の内容を校訂している。伝世文献は当然、完全に正しいものとは言えない。十分な根拠があれば、修正することは可能である。しかし、ただ一篇の墓誌の誌文について、その内容を完全に信頼すべきなのか。これを以って、伝世文献を簡単に修正してよいのか。我々は史料を読む際に、その原史料はどのような時代背景の下に、いかなる人によって記録されたかを分析して、これを通してその史料の信頼性を判断していく必要がある。即ち史料への批判である。墓誌などのような一次史料も当然、史料批判を加えるべきである。この点について、杜維運氏はすでに詳しく述べている⁵³。このような意識の下、筆者は他の史料から興味深い記事を発見した。

上正位し、郟王傅・國子祭酒に遷り、左散騎常侍に轉じ、特に舒國公に封じ、實食二百。…略…喪は既に除かれ、驛もて徴至り、舊に仍りて左常侍兼侍讀とす。…略…長子河南澠池主簿庭詢、次左拾遺庭誨、次京兆渭南縣尉庭寅なり。⁵⁴

上記史料は、『文苑英華』に載せられている、玄宗期の宰相である蘇頌によって書かれた「贈禮部尚書褚公神道碑」、すなわち褚无量の神道碑である。『文苑英華』が編纂された宋代において、この神道碑が尚存在していた可能性は十分あるが、『文苑英華』には文字の誤りが多いことが知られている。そもそも石刻史料だからと言って、必ずしもそのまま信

⁵¹『旧唐書』卷102・褚无量傳「景雲初、玄宗在春宮、召拜國子司業、兼皇太子侍讀、嘗撰翼善記以進之、皇太子降書嘉勞、賚絹四十匹。太極元年、皇太子國學親釋奠、令无量講孝經・禮記、各隨端立義、博而且辯、觀者歎服焉。既畢、進授銀青光祿大夫、兼賜以章服、并綵絹百段。玄宗即位、遷郟王傅、兼國子祭酒。尋以師傅恩遷左散騎常侍、仍兼國子祭酒、封舒國公、實封二百戶。未幾、丁憂解職、廬於墓側。其所植松柏、時有鹿犯之、无量泣而言曰、山中衆草不少、何忍犯吾先塋樹哉！因通夕守護。俄有群鹿馴狎、不復侵害、无量因此終身不食鹿肉。服闋、召拜左散騎常侍、復為侍讀。」

⁵² 顧飛「洛阳出土唐褚庭詢墓志考釋」「据『旧唐书・職官二』知，左右散騎常侍均为从三品，左散騎常侍隶属门下省，右散騎常侍直属中書省，中書省是决策机关，门下省是审议机关，故右散騎常侍品阶高于左散騎常侍。且撰志文者是褚无量次子庭誨，于其父官职记载断不可能出现纰漏，而史籍在流传过程中，出现讹误，亦在所避免。因此墓志载褚无量担任“右散騎常侍”是确凿无疑的。」

⁵³ 杜維運『史学方法論』第10章史料考証、第1節「史料以類別而可信的程度不同、但是被認為最可信的直接史料、有極不可信的地方。任何一種史料、都不是完全可信。裡面可能有錯誤、可能有虛偽、可能有私人的愛憎、可能有地方及民族的成見、不經精密的考證、即篤信不疑、後患實無盡無窮。」

⁵⁴『文苑英華』卷896、碑53（神道14）贈禮部尚書褚公神道碑「上正位、遷郟王傅國子祭酒、轉左散騎常侍、特封舒國公、實食二百。…略…喪既除、驛徵至、仍舊左常侍兼侍讀。…略…長子河南澠池主簿庭詢、次左拾遺庭誨、次京兆渭南縣尉庭寅。」

用できないことは、戸崎哲彦の指摘の通りである⁵⁵。では、ここに見える「左散騎常侍」は正しいのであろうか。

『旧唐書』褚无量の本傳には、「玄宗即位し、郟王傳に遷り、國子祭酒を兼ね。尋いで師傅の恩を以て左散騎常侍に遷り、仍りて國子祭酒を兼ね、舒國公に封ぜられ、實封二百口。」⁵⁶と書かれている。間もなく後に、母親の憂にあたり、一時期に離職した。喪が明けて、「召して左散騎常侍に拜せられ、復た侍讀と為る。」⁵⁷ここにおいて、元の官職に戻る場合、「召して拜す」と言うのは少し違和感があるかもしれない。褚无量が左（右）散騎常侍の職にあったことを示す史料はいくつかあるが（後掲）、その中で最も時間が早いのは『旧唐書』玄宗本紀、開元三年冬十月条、「光祿卿馬懷素を以て左散騎常侍と為し、右散騎常侍褚无量と並びに侍讀に充つ」である。上記列傳「玄宗即位す」と「未だ幾ならず、憂に丁たりて解職す」の時間の経過を推測するに、「召して左散騎常侍に拜せられ、復た侍讀と為る。」という記述はおそらく玄宗本紀の開元三年冬十月条に当たると考えられる。即ち、開元三年冬十月という時点において、同じ『旧唐書』の中において既に齟齬が生じていた。では、列傳の「玄宗即位」時に、「左散騎常侍」を授けて、母親の服喪が終ってから「右散騎常侍」を授けた可能性についてはどうか。筆者が両唐書の中から、左右散騎常侍を歴任した者を整理したところ、6例あった。以下の表に示す。

李 湛	右散騎常侍→左散騎常侍	旧唐書卷 82
李懷遠	右散騎常侍→左散騎常侍	旧唐書卷 90
元行沖	右散騎常侍→左散騎常侍	旧唐書卷 102、新唐書卷 200
崔玄亮	右散騎常侍→左散騎常侍	旧唐書卷 165
張仲方	右散騎常侍→左散騎常侍	旧唐書卷 171
武攸暨	左散騎常侍→右散騎常侍	旧唐書卷 183

この表を見ると、ほとんどの例は、「右散騎常侍」から「左散騎常侍」に転じている。「左散騎常侍」から「右散騎常侍」に転じる例は、僅か武攸暨一例のみ。そして、この例には、「司禮卿・左散騎常侍を歴して遷り、特進を加えらる。神龍中、司徒に拜せられ、また定王に封ぜられ、實封は一千口に滿つも、固辭して拜さず。尋いで例に隨つて降りて樂壽郡王に封ぜられ、右散騎常侍に拜せられ、開府儀同三司を加えらる」⁵⁸と記している。「降りて封ぜず」ということは、「降格」を示している。つまり、「左右散騎常侍」を歴任する場合、「右」から「左」に転じるのは通常であることをわかる。もし褚无量が左右散騎常侍を歴任したとするならば、最後の官職は「左散騎常侍」になるのではないかと考えられる。この問題を解決するために、他の史料をもっと広く探す必要があるだろう。

「左散騎常侍」と記している諸史料

①懷素史職に居ると雖も、而れども學に篤く、手は卷を釋かず、謙恭謹慎たり、深く玄宗の禮する

⁵⁵戸崎哲彦「なぜ石本は信頼できないのか—唐代墓誌の等級と尺寸と唐令式島大言語文化：島根大学法文学部紀要。言語文化学科編」(43)2017.10

⁵⁶前注 51 を参照。

⁵⁷前注 51 を参照。

⁵⁸『旧唐書』卷 183、外戚列傳、武攸暨傳「歷遷司禮卿、左散騎常侍、加特進。神龍中、拜司徒、復封定王、實封滿一千戸、固辭不拜。尋而隨例降封樂壽郡王、拜右散騎常侍、加開府儀同三司。」

所と為り、左散騎常侍褚无量と共に侍讀と為さしむ。⁵⁹

『旧唐書』卷 102・馬懷素傳

②玄宗即位し、郟王傅に遷り、國子祭酒を兼ね。尋いで師傅の恩を以って左散騎常侍に遷り、仍お國子祭酒を兼ね、舒國公に封ぜられ、實封二百口。未だ幾ならず、憂に丁りて解職し、墓の側に廬す。…略…服闋りて、召して左散騎常侍と拜せられ、また侍讀と為る。⁶⁰

『旧唐書』卷 102・褚无量傳

③玄宗太子と為るに、また國子司業兼侍讀に拜せられ、…略…即位するに及び、左散騎常侍兼國子祭酒に遷り、舒國公に封ぜられ。…略…喪除かれ、召して故官に復す。⁶¹

『新唐書』卷 200、儒学下

④秋、閏七月、右補闕盧履冰上言すらく、「禮に、父在りて母の為に周年を服す。則天皇后改めて齊衰三年を服す。其の舊に復さんことを請う。」上其の議を下す。左散騎常侍褚無量は履冰の議を以て是と為し、諸人爭論し、連年決まらず。⁶²

『資治通鑑』卷 212、唐紀 28、開元 7 年

⑤上正位するに、郟王傅・國子祭酒に遷り、左散騎常侍に轉じ、特に舒國公に封ぜられ、實食二百。…略…喪は既に除かれ、驛もて徵至り、舊に仍りて左常侍兼侍讀とす。…略…長子河南澠池主簿庭詢、次左拾遺庭誨、次京兆渭南縣尉庭實なり。⁶³

『文苑英華』卷 896、碑 53（神道 14）贈禮部尚書褚公神道碑

「右散騎常侍」と記している諸史料

⑥（開元三年）冬十月甲寅…略…光祿卿馬懷素を以って左散騎常侍と為し、右散騎常侍褚无量と並びに侍讀に充つ。⁶⁴

『旧唐書』卷 8、玄宗紀上

⑦（開元）八年春正月甲子朔、皇太子元服を加う…略…壬申、右散騎常侍・舒國公褚无量卒。⁶⁵

『旧唐書』卷 8、玄宗紀上

⑧廢太子瑛、玄宗の第二子なり、本名は嗣謙。…略…（開元）七年正月、元服を加う。その年、玄宗また太子をして國子學に詣し齒胄の禮を行わしめ、仍りて右散騎常侍褚無量に勅して筵に升りて講論せしむ。⁶⁶

『旧唐書』卷 107、玄宗諸子

⑨九月戊寅、懷素を以って左散騎常侍と為し、右散騎常侍褚無量と更日侍讀せしむ。⁶⁷

⁵⁹ 『旧唐書』卷 102・馬懷素傳「懷素雖居吏職，而篤學，手不釋卷，謙恭謹慎，深為玄宗所禮，令與左散騎常侍褚无量同為侍讀。」

⁶⁰ 同前注 51

⁶¹ 『新唐書』卷 200、儒学下「玄宗為太子、復拜國子司業兼侍讀、…略…及即位、遷左散騎常侍兼國子祭酒、封舒國公。…略…喪除、召復故官。」

⁶² 『資治通鑑』卷 212、唐紀 28、開元 7 年「秋、閏七月、右補闕盧履冰上言：「禮、父在為母服周年、則天皇后改服齊衰三年、請復其舊。」上下其議。左散騎常侍褚無量以履冰議為是、諸人爭論、連年不決。」

⁶³ 同前注 54

⁶⁴ 『旧唐書』卷 8、玄宗紀上「（開元三年）冬十月甲寅…略…以光祿卿馬懷素為左散騎常侍，與右散騎常侍褚無量並充侍讀。」

⁶⁵ 『旧唐書』卷 8、玄宗紀上「（開元）八年春正月甲子朔、皇太子加元服。…略…壬申、右散騎常侍、舒國公褚无量卒。」

⁶⁶ 『旧唐書』卷 107、玄宗諸子「廢太子瑛、玄宗第二子也、本名嗣謙。…略…七年正月、加元服。其年、玄宗又令太子詣國子學行齒胄之禮、仍勅右散騎常侍褚無量升筵講論。」

⁶⁷ 『資治通鑑』卷 211、唐紀 27、開元三年 10 月「九月，戊寅，以懷素為左散騎常侍，使與右散騎常侍

『資治通鑑』卷211、唐紀27、開元三年10月

⑩光祿卿を拜せられ、左散騎常侍に遷り、秘書監に轉ず。四部舛雜し、頗る殘蠹多く、公校定を加うるに備へ、廣く口に充積す。兼昭文館學士を加へ、右散騎常侍褚無量と更日口に入りて侍讀せしむ。…開元六年七月廿七日河南の毓財里の第に終わる、春秋六十。⁶⁸

『唐代墓誌彙編』上、開元〇七四、馬懷素墓誌

以上より、褚無量の官職について「左右」散騎常侍を記す史料が混在しており、明らかに史料上の混乱が見られる。そしてこれらを上記のように整理することによって分かるのは、両唐書に関して言えば、「左散騎常侍」と記載されている史料はすべて列伝である一方、「右散騎常侍」と記している史料は『旧唐書』玄宗紀と同書の玄宗諸子伝、すなわちいずれも皇室に関わる部分、いわば本紀系である。両唐書に使われている史料は、その一は実録であり、その二は国史であり、その三は唐歴である。この点について、黄永年氏は既に詳しく述べている⁶⁹。本紀を撰写する時は、実録を以って根拠とする。列伝の場合は実録と国史をとともに参照して、更にその人が亡くなってから、属吏或いは門人によって書かれた行状をも参照する。即ち、実録には「右散騎常侍」と記している一方、国史には「左散騎常侍」と記載していた可能性が考えられる。では、どちらが根拠になるべきであろうか。一般的に言えば、実録は起居舎人が常に記録するため⁷⁰、国史よりもっと有力だと思われる。とすると、「右」が正しい可能性が高い。これを傍証するのが、上掲⑩の史料、馬懷素の墓誌である。馬懷素は褚無量とほぼ同じような人生を歩み、同時期に褚無量とともに侍讀となって、馬懷素は左散騎常侍を授けられ、褚無量は右散騎常侍に任じられたことを明確に記す。更に重要なのは、馬懷素は開元六年に亡くなり（史料⑩）、褚無量は開元八年に亡くなった（史料⑦）。即ち、馬懷素が亡くなった際に、褚無量はいまだ存命であった。したがって、この部分は馬懷素のみならず褚無量に対してもまた、一次史料と言うことができる。

ここまでの考察により、褚無量が「右散騎常侍」に任官していたことは確実と言える。では、「左散騎常侍」に任官した可能性は全くないのだろうか。あるとすれば、左散騎常侍であった馬懷素が亡くなった時点で、「右散騎常侍」の褚無量が「左散騎常侍」に昇進した可能性が考えられる。しかしその場合、褚庭詢墓誌には褚無量の官職を地位の高い「左散騎常侍」と書くはずである。とするとやはり、「左散騎常侍」と記す史料は誤りである可能性が極めて高い。

では逆に、なぜこうした混乱が生じたのだろうか。次の史料は、この史料表記上の混乱が生じた要因を窺う上で、非常に興味深い。上掲史料①、『旧唐書』馬懷素伝には、

左散騎常侍褚無量と同一侍讀と為さしむ。

とある。これに対応する玄宗紀の記事、すなわち上掲史料⑥には

光祿卿馬懷素を以て左散騎常侍と為し、右散騎常侍褚無量と並びに侍讀に充つ。

褚無量更日侍讀。」

⁶⁸周紹良主編、『唐代墓誌彙編』上、馬懷素墓誌「拜光祿卿遷左散騎常侍、轉秘書監。四部舛雜、頗多殘蠹、公備加校定、廣內充積。加兼昭文館學士、與右散騎常侍褚無量更日入內侍讀。…開元六年七月廿七日終于河南毓財里第、春秋六十。」褚無量の「無」字については引用書の録文のまま引用する。

⁶⁹黄永年『唐史史料學』紀傳體、上海書店出版社、2002年12月。

⁷⁰『大唐六典』卷9、中書省集賢院史館匭使「起居舎人掌修記言之史、錄天子之制詔德音、如記事之制、以紀時政之損益。」

(以光祿卿馬懷素為左散騎常侍、與右散騎常侍褚无量並充侍讀。)

とある。実はこの引用文は、現行の中華書局標点本『旧唐書』に拠っているのだが、ここには校勘記がつけられており、『與右散騎常侍』六字各本原無」と記す。標点本は『資治通鑑』の記事(上掲史料⑨)に拠って現行の形(=上掲引用文の形)に改めているのだが、もとは「以光祿卿馬懷素為左散騎常侍褚无量並充侍讀。」と書かれてあったというのである。うかつに読めば、「光祿卿の馬懷素を以て、左散騎常侍の褚无量と並びに侍讀に充つ」と読めてしまう。つまり、『旧唐書』馬懷素伝(上掲史料①)の文章とほぼ同文である。もしこの『旧唐書』本紀の誤りが、その編纂段階ですでに生じていたならば、ここを起点として、『旧唐書』列伝にもその混乱が波及した可能性は大いにある。仮にそうでなかったとしても、褚无量の就任した官職に誤って「左散騎常侍」が紛れ込んだその背景には、馬懷素が大きく関わっていた蓋然性は高いといえるだろう。ちなみに『文苑英華』については、単純なテキストの誤りであろうか、もしくは碑文の「右」という文字がよく見えなかったため、『旧唐書』の列傳を参照したのかもしれない。

終りに

以上で、甚だ雑駁な考察で汗顔だが、述べたいことはほぼ尽きた。上述したように、この墓誌は出土情報が不明であり、偽刻の可能性をまずは考慮しなければならない。しかし、本章での検討により誌文の内容には特段の齟齬はなく、やや不可解な点もあったが、決定的な矛盾とは言い切れない。むしろ伝世文献では知りえないことを出土史料により補うことができる、そうした事例ともいえるものであった。ちなみに本墓誌は外形的にも特に不自然なところはなく、先行研究においても偽刻を疑う見解は提出されていないことを付記しておく。

墓誌などの一次史料は当然大切な史料であるが、やはりその価値が無条件に伝世文献の上に位置づけられるわけではない。墓誌を以って伝世文献を校訂することは当然可能であるが、厳密に論じる必要がある。その最も基礎となるのは、考釈することにほかならない。

Ⅱ、墓誌の真贋に関する一つの視角 ——京都藤井斉成会有鄰館蔵「楊松年墓誌」を手掛かりに

はじめに

21世紀の今なお新出墓誌が陸続と発見されつつあるように、墓誌は中国史研究にとって不可欠の史料となっている。しかし、清末より墓誌そのものや拓本が民間収蔵の対象に加わったことに伴い、偽造された墓誌も現れるようになった。以来、偽刻は常に研究者にとって悩みの種であり続けている。こうした状況のなかで近年、梁春勝氏は「楊通墓誌」¹なる一つの墓誌を取り上げ、これは「李祈年墓誌」とともに同一人物が「王偃墓誌」を藍本として偽造した偽誌であるという見解を示された。ところで、京都藤井斉成会有鄰館所蔵の「楊松年墓誌」というものがある²。管見の限り、この墓誌を取り上げた研究は今のところない。しかし、これは明らかに「楊通墓誌」の兄弟篇と考えられる。そこで本稿ではこの墓誌を取り上げ、梁氏の主張について再検討を加えてみたい。

本稿が最終的に意図するところは、偽刻の兄弟篇の在り方を具体例に基づいて分析し、その梗概を学界全体で共有すること、およびそれに関連して真刻の兄弟篇の具体例をも挙げて北朝期における墓誌銘をめぐる状況について一知見を示すこと、そうしてつまるところ、真刻と偽刻の「見極め」について一つの視角を提示することにある。

一、梁春勝氏説の整理

本章では、梁春勝氏が取り上げる各墓誌及び氏の提示した問題点を整理して、検討を加えたい。

1、梁春勝氏説についての紹介

梁氏はまず「楊通墓誌」³を挙げて、そこに見られるいくつかの疑問点を例挙し、偽誌の可能性を指摘した。「楊通墓誌」の拓本および録文を以下に示す。尚、本章ではいくつかの墓誌を取り上げるが、贋作は文意の通じないところがあるため、真刻のものに限って墓誌原文の訓読を付けていることをあらかじめお断りしておく。

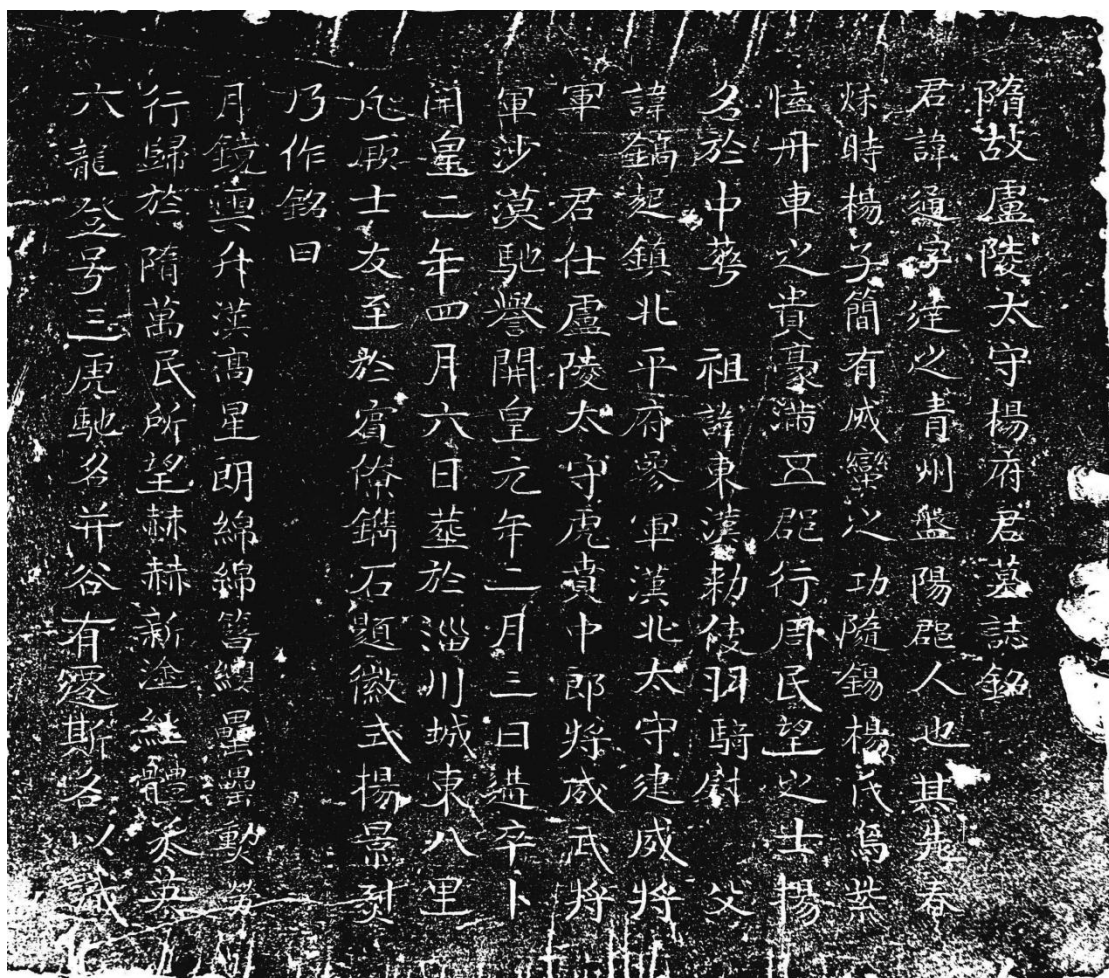
隋故廬陵太守楊府君墓志銘

君諱通、字達之、青州盤陽郡人也。其先春秋時楊子簡、有滅蠻之功、隨錫楊氏焉。紫蓋丹車之貴、豪滿五羝。行周民望之士、揚名於中萼。祖諱東漢、勅使羽騎尉。父諱鎬起、鎮北平府參軍・漢北太守・建威將軍。君仕廬陵太守・虎賁中郎將・威武將軍、沙漠馳譽。開皇元年二月三日遘卒、卜開皇二年四月六日葬於淄川城東八里。凡厥士友、至於賓僚、鐫石題徽、式揚景烈。乃作銘曰：
月鏡雲升、漢高星朗。綿綿簪纓、壘壘勳勞。
行歸於隋、萬民所望。赫赫新塗、繼體承英。
六龍登号、三虎馳名。并谷有遷、斯銘以識。

¹ 梁春勝「隋「楊通墓誌」辨偽」、(『文獻』2015年第4期)。

² 『有鄰館名品展図冊』(東京、日本書芸院、1992年5月)。

³ 『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本彙編』・『隋唐五代墓誌彙編・江蘇山東卷』・『新出魏晉南北朝墓誌疏證』・『齊魯碑刻墓誌研究』・『隋代墓誌銘彙考』などの図版や研究書に収録されている。



梁氏は誌文の行文・地理・官職・書法等それぞれの方面において以下の七つの疑問を提出した。①墓誌の来源が不明⁴。②「青州盤陽郡」という郡は設置されたことがない。③「勅使羽騎尉」という官職は史料上に確認できない。また「鎮北平府參軍」と「漢北太守」についても疑問がある。④同時代の他の墓誌にはみられない字体がある⁵。⑤文章の韻律が合わない。⑥墓誌に記される「楊氏」の来源は傳世文獻には確認できない。⑦文意の通じないところが多い。以上の7点である。

そして、趙超氏編の『漢魏南北朝墓誌彙編』に収録されている「李祈年墓誌」⁶と比較して、文章・字体などの類似点を7点挙げて、これもまた同一人物によって作られた偽誌であろうと判断した。さらに、その人物がこれらの偽誌を作成するうえで参照したと思われる藍本は、『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本滙編』に収録されている「王偃墓誌」⁷であると指摘した。梁氏の指摘に基づいて、以上三誌の類似点を整理したものが附表1である（梁氏が指摘する楊通墓誌と李祈年墓誌の類似点は、下線で示した。また下線に附したアルファベットは、梁氏が指摘した順番を示す）。

⁴ 『隋唐五代墓誌彙編』には当該墓誌の出土地点について「山東淄博出土」と書かれているが、梁氏はその信憑性について、疑問を呈する。

⁵ 梁氏は、当該墓誌一行目の「通」・「達」・「先」、二行目の「秋」などの書き方は同時代の他の墓誌に見えないと述べる。

⁶ 趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』（天津、天津古籍出版社、1992年6月）第61頁。しかし、本書は「李祈年墓誌」の誌題を偽誌目録に記すのみにして、拓本や録文を掲載していない。拓本は、『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本滙編』（鄭州、中州古籍出版社、1989年）第006冊第100頁に確認できる。

⁷ 『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本滙編』（鄭州、中州古籍出版社、1989年）第006冊第99頁。

附表 1

王偃墓誌	楊通墓誌	李祈年墓誌
其先蓋隆周之遐裔。當春秋時、王子城父自周適齊、有敗狄之勳、遂錫王氏焉。	其先春秋時楊子簡， <u>c 有滅蠻之功</u> ，隨錫楊氏焉。	其先徐州人也、自曾祖遷於青州東安縣而立焉。祖諱天香、鎮北府參軍、遷仕於武衛將軍、 <u>c 有敗狄之勳</u> 。
丹車紫蓋之貴、雄俠五都。調風溥鼎之豪、聲華三輔。	紫蓋丹車之貴、豪滿五都。行周民望之士、揚名於中華。	
父五龍、起家鎮北府參軍、建威將軍、臨淮太守	祖諱東漢、 <u>a 勅使羽騎尉</u> 。父諱鎬起、 <u>b 鎮北平府參軍・漢北太守・建威將軍</u> 。	曾祖諱阿閣、 <u>a 勅使羽騎尉</u> 。祖諱天香、 <u>b 鎮北府參軍</u> 。
雲昇月鏡、漢舉星明、於照遐烈、弈世有聲。厥祖皇考、接武維城、和光地緯、穆是天經。	月鏡雲升、漢高星朗。綿綿簪纓、壘壘勳勞。行歸於隋、萬民所望。	
凡厥士友、至於賓僚、咸以爲泉門一閉、陵谷代遷、鐫石題徽、式揚景烈。	<u>e 凡厥士友、至於賓僚、鐫石題徽、式揚景烈</u> 。	<u>e 凡厥士友、至於賓僚、以修銘其後</u> 。
新塗縣開國侯。赫赫新塗、繼體承英。八龍登號、三虎馳名。	赫赫新塗、繼體承英。六龍登號、三虎馳名。	
	<u>f 綿綿簪纓、壘壘勳勞</u>	<u>f 綿綿簪纓、壘壘勳勞</u>
雄俠五都（隸書）	豪滿五都（隸書）	
	<u>d 邁卒・g 春秋</u>	<u>d 邁卒・g 春秋</u>

2、梁氏説についての検討

前節で紹介した梁氏の説に対して、本節ではいくつかの検討を加えてみたい。まず、梁氏が「李祈年墓誌」を挙げる際に引用した『漢魏南北朝墓誌彙編』では、この墓誌を目録上に載せるのみであって写真も録文もない。そのうえ、梁氏自身の論文中にもまた写真も録文も示されていない。つまり、この墓誌の内容については別途確認する必要がある。注6ですでに示したように、この墓誌の拓本は『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本彙編』の第6冊によって確認できる。その写真と録文は、以下の通り。

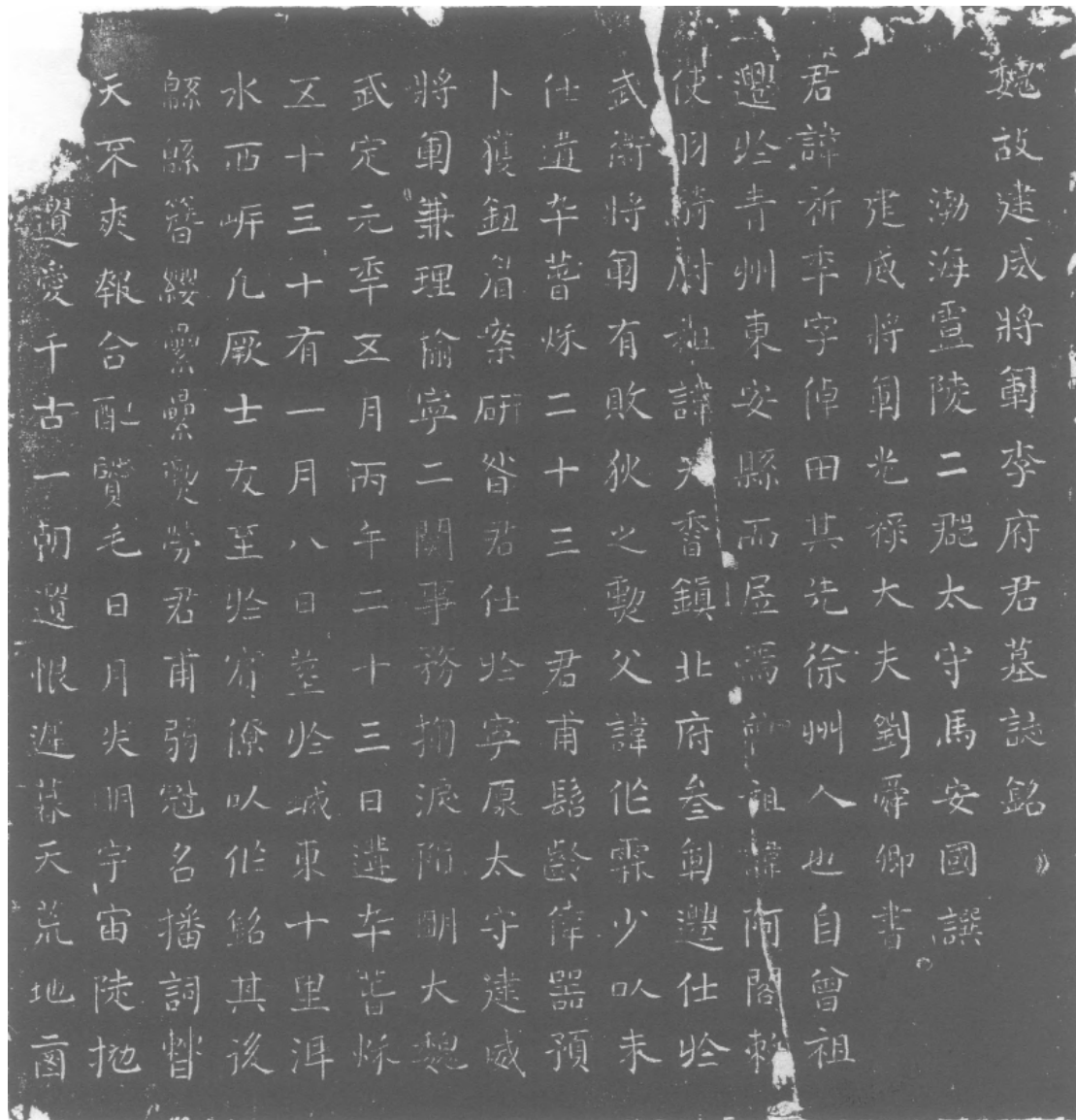
魏故建威將軍李府君墓志銘

渤海廬陵二郡太守馬安國撰

建威將軍光祿大夫劉舜卿書

君諱祈年、字倬田。其先徐州人也、自曾祖遷於青州東安縣而居焉。曾祖諱阿閣、勅使羽騎尉。祖諱天香、鎮北府參軍、遷仕於武衛將軍、有敗狄之勳。父諱倫霖、少以未仕邁卒、春秋二十三。君甫髫齡、偉器預

卜獲鈕看案研咎。君仕於寧原太守·建威將軍、兼理榆寧二關事務。掬淚隕明、大魏武定元年五月丙午二十三日遘卒、春秋五十三。十有一月八日葬於城東十里洹水西岸。凡厥士友、至於賓僚、以作銘其後。綿綿簪纓、累累勳勞。君甫弱冠、名播詞曹。天不爽報、合配賢毛。日月失明、宇宙陡拋。□□遺愛、千古一朝。遺恨遲暮、天荒地老。



この録文により、梁氏の指摘していないことが2点確認できる。一つは、この墓誌には撰者と書者が記されている、ということである。愛宕元氏の指摘するように⁸、墓誌銘に撰者や書者を記す事例が増えるのは唐中期以降であり、北朝期においては極めて稀である。そしてもう一つ、「武定元年五月丙午二十三日」という彼の卒した日付であるが、徐錫祺編『新編中国三千年歴日検索表』（人民教育出版社、1992年）によれば武定元年五月は庚寅の朔、したがって23日は丙午ではなく、壬午である。以上の2点は、

⁸ 愛宕元「唐代の墓誌銘」（『月刊しにか』、2001年2月号、第12巻第2号）。

この墓誌が偽刻であるとする梁氏の主張を補強する重要な情報と言ってよい。

次に、「楊通墓誌」「李祈年墓誌」の藍本として梁氏の挙げる「王偃墓誌」について見てみよう。「王偃墓誌」をもって藍本とする氏の主張は、必然的にそれが真刻であるという前提に基づいていることを意味するが、この点について氏は特に説明していないので、ここで拓本と録文を示したうえで検証しておきたい。

魏故勃海太守王府君墓誌銘

君諱偃、字槃虎、太原晉陽人也。其先蓋隆周之遐裔。當春秋時、王子城父自周適齊、有敗狄之勳、遂賜王氏焉⁹。丹車紫蓋之貴、雄俠五都。調風滌鼎¹⁰之豪、聲琴三輔。祖芬、安復侯¹¹尉馬都尉・相國府參軍¹²・給事中¹³・太子虎賁中郎將¹⁴、遷江夏王¹⁵司馬、帶盱眙¹⁶太守。父五龍、起家鎮北府參軍、建威將軍¹⁷、臨淮太守¹⁸・太尉諮議參軍¹⁹・右衛將軍²⁰・兗冀二州刺史、封新塗縣²¹開國侯、邑七百戶。君稟黃中²²之妙韻、資南侶之禎祥。爰始韶年、載誕尅岐²³之性。亦既童冠、收名老成之譽。溫良本於率由²⁴、孝

⁹ 『春秋穀梁傳』文公 11 年「狄侵齊。傳曰、長狄也、弟兄三人、佚害中國、瓦石不能害。叔孫得臣、最善射者也。射其目、身橫九畝。斷其首而載之、眉見於軾。然則何為不言獲也。曰、古者、不重創、不禽二毛、故不言獲、為內諱也。其之齊者、王子成父殺之。則未知其之晉者也。」

¹⁰ 「調風滌鼎」は、国家を治めることをいう。『旧唐書』卷 120、郭子儀伝、上元 2 年 4 月表「陛下雄圖丕斷、再造區宇、自後不以臣寡劣、委文武之二柄、外敷邦教、內調鼎鼐、是以常許國家之死、實荷日月之明」。

¹¹ 『宋書』卷 36、州郡志 2「安復侯相、漢舊縣、本名安成、晉武帝太康元年更名、屬長沙。」

¹² 『宋書』卷 39、百官志上「相國、一人。漢高帝十一年始置、以蕭何居之、罷丞相；何薨、曹參代之；參薨、罷。魏齊王以晉景帝為相國。晉惠帝時趙王倫、愍帝時南陽王保、安帝時宋高祖、順帝時齊王、並為相國。自魏・晉以來、非復人臣之位矣。」

¹³ 『宋書』卷 40、百官志下「給事中、無員。漢西京置。掌顧問應對、位次中常侍。漢東京省、魏世復置。」

¹⁴ 『宋書』卷 40、百官志下「太子旅賁中郎將、十人。職如虎賁中郎將。宋初置。周官有旅賁氏。漢制、天子有虎賁、王侯有旅賁。旅、眾也。」

¹⁵ 劉宋期に江夏王に封ぜられた者は追贈された劉劭・劉伯禽を除くと 4 人（劉義恭・劉子綏・劉躋・劉伯猷）である。『宋書』卷 61、武三王列傳および同書卷 72、文九王列傳参照。

¹⁶ 『宋書』卷 35、州郡志 1、南兗州「盱眙太守、盱眙本縣名、前漢屬臨淮、後漢屬下邳、晉屬臨淮、晉安帝分立。」

¹⁷ 『宋書』卷 39、百官志上「左將軍。右將軍。前將軍。後將軍。左將軍以下、周末官、秦・漢並因之、光武建武七年省、魏以來復置。…略…建威將軍、漢光武建武中、以耿弇為建威大將軍。」

¹⁸ 『宋書』卷 35、州郡志 1「臨淮太守、漢武帝元狩六年立。光武以併東海。明帝永平十五年、復分臨淮之故地為下邳郡。晉武帝太康元年、復分下邳之淮南為臨淮郡、治盱眙。江左僑立。永初郡國又有盱眙縣、何・徐無。」

¹⁹ 『宋書』卷 39、百官志上「其參軍則有諮議參軍二人、主諷議事、晉江左初置、因軍諮祭酒也、宋高祖為相、止置諮議參軍、無定員。」

²⁰ 『宋書』卷 40、百官志下「左衛將軍、一人。右衛將軍、一人。二衛將軍掌宿衛營兵。二漢・魏不置。晉文帝為相國、相國府置中衛將軍。武帝初、分中衛置左右衛將軍、以羊琇為左衛、趙序為右衛。二衛江右有長史・司馬・功曹・主簿、江左無長史。」

²¹ 「新塗縣」なる県は正史の地理志・州郡志などには確認できない。『南齊書』卷 28、劉善明傳の「封新塗伯、邑五百戸」に附せられた中華書局標点本の校勘記には、

「新塗」原作「新塗」、據局本改。廿二史考異云「塗」當作「塗」。然按南史・元龜二百並作「新塗」。洪頤煊諸史考異云「案宋書恩倖傳李道兒新塗縣侯、梁書簡文帝紀新塗公大成為山陽郡公、南史袁顥傳景和元年封新塗縣子、此必有新塗縣、而宋・齊志失書。」今用錢說。

とあって錢大昕の説に従って本来「新塗」とあったものを「新塗」に改めている。しかし、本墓誌に明確に「新塗縣」の文字が確認できるように、「新塗縣」は実は存在していたとする洪頤煊の説もあながち無視できない。ちなみに洪頤煊の挙げる『宋書』恩倖傳・梁書『簡文帝紀』・『南史』袁顥傳は、現行の中華書局標点本ではいずれも校勘記に「各本作『新塗』」としつつ、他の典拠に拠って「新塗」あるいは「新塗」に改めているが、これらも同様に再考の余地がある。

²² 「黃中」は、内徳、即ち君子の心の中の徳をいう。『易経』坤、上六条「君子黃中通理、正位居體、美在其中、而暢於四支、發於事業、美之至也。」

²³ 「載誕尅岐」は、若くして賢い様子をいう。『詩経』大雅・生民之什・生民「誕實匍匐、克岐克嶷。以就口食、蓺之荏菹、荏菹旆旆、禾役穰穰、麻麥幪幪、瓜瓞嗶嗶。」正義曰く、「覃、長。訃、大。路、大也。岐、知意也。嶷、識

友始於天縱。解褐奉朝請²⁵、俄遷給事中。屬天步在運、嵩原沸騰、君乃輸力四方、翼戴²⁶王室、掃難披艱、血誠著績。遷右衛將軍光祿勳²⁷、又除廬陵勃海二郡太守²⁸。疊履專城²⁹、再揚邦彩、化潭禽葦、恩結生民。方申遺老、俾贊乘輿、如何災濫、奄同造化。春秋七十五、以武定元年閏月廿一日卒于第。粵以其年十月廿八日葬於臨齊城³⁰東六里。凡厥士友、至於賓僚、咸以爲泉門一閉、陵谷代遷、鐫石題徽、式揚景烈。乃作銘曰：
雲昇月鏡、漢舉星明、於照遐烈³¹、弈世有聲。厥祖皇考、接武³²維城、和光地緯、穆是天經。三山降祉、二象³³凝神、爰播妙氣³⁴、剋挺哲人。如彼隨侯³⁵、聲價遠聞、如彼鳴鶴³⁶、振響騰雲。巖巖安復、履道懷貞、赫赫新塗、繼體承英。八龍登號、三虎馳名、繁霜夏降、蘭蕙萎丘。白雲四卷、素月淪收。形隨歲往、貌與年流。刊石揚名、庶傳³⁷千秋。

書き下し

魏故勃海太守王府君墓誌銘

君諱は偃、字は槃虎、太原晉陽の人なり。その先、蓋し隆周の遐裔なり。春秋の時に當り、王子城父は周自り齊に適きて、狄を敗るの勳有り、遂に王氏を錫^{たま}わる。丹車紫蓋の貴きは、五都に雄俠し、調風滌鼎の豪は、三輔に聲華す。祖芬、安復侯・駙馬都尉・相國府參軍・給事中・太子虎賁中郎將となり、江夏王司馬に遷り、盱眙太守を帶ぶ。父五龍、鎮北府參軍より起家し、建威將軍・臨淮太守・太尉諮議參軍・右衛將軍・兗冀二州刺史、新塗縣開國侯邑七百戸に封ぜらる。君は黃中の妙韻を稟け、南侶の禎祥を^と資る。ここに始めて^{ちようねん}齡年となり、尅岐の性を載誕す。また既に童冠となり、老成の譽

也。箋云、實之言適也。覃、謂始能坐也。訃、謂張口嗚呼也。是時聲音則已大矣。能匍匐、則岐岐然意有所知也。其貌巖巖然、有所識別也。以此至于能就眾人口自食、謂六七歲時。」

²⁴ 「率由」は、踏襲することをいう。『尚書』微子之命第10「欽哉！往敷乃訓、慎乃服命、率由典常、以蕃王室。」孔安国の傳曰く「敬哉、敬其爲君之德。往臨人布汝教訓、慎汝祖服命數、循用舊典、無失其常、以蕃屏周室。戒之。」

²⁵ 『宋書』卷40、百官志下「奉朝請、無員、亦不爲官。漢東京罷省三公・外戚・宗室・諸侯、多奉朝請。奉朝請者、奉朝會請召而已。晉武帝亦以宗室外戚爲奉車・駙馬・騎都尉、而奉朝請焉。」

²⁶ 「翼戴」は、王室を擁戴することをいう。『左傳』昭公9年「叔向謂宣子曰、文之伯也、豈能改物？翼戴天子、而加之以共。自文以來、世有衰德、而暴滅宗周、以宣示其侈、諸侯之貳、不亦宜乎！且王辭直、子其圖之。宣子說。」

²⁷ 『魏書』卷113、官氏志、太和前令の從第一品下には光祿勳があり、從第二品下に右衛將軍がある。また、『通典』卷38、職官20、後魏百官条、太和後令(太和23年令)によって、光祿勳と右衛將軍はともに第三品にうつった。

²⁸ 『魏書』卷106上、地形志2上、冀州、勃海郡条「漢高帝置、世祖初改爲滄水郡、太和二十一年復。」

²⁹ 王充『論衡』辨崇「居位食祿、專城長邑、以千萬數、其遷徙日未必逢吉時也。」

³⁰ 『魏書』卷106上、地形志2上、冀州、安德郡条「高、二漢・晉屬平原、後屬勃海、後屬。治臨齊城。」

³¹ 「遐烈」は、功績をいう。『芸文類聚』卷36・賦・曹植・潛志賦「潛大道以游志、希往昔之遐烈。」

³² 「接武」は、先代の跡を繼承することをいう。『禮記』曲禮上「帷薄之外不趨、堂上不趨、執玉不趨。堂上接武、堂下布武。室中不翔、並坐不橫肱。授立不跪、授坐不立。」正義曰く、「武、迹也。跡相接、謂每移足半躡之、中人之跡尺二寸。」

³³ 「二象」は、天地・乾坤をいう。南朝梁・陶弘景『周氏冥通記』卷2「神仙易致而人德難全、是故二象雖分、其間猶混。」

³⁴ 「妙氣」は、豪俠の氣をいう。晋・陸機『陸機集』・晉平西將軍孝侯周處碑「膂力絶於天下、妙氣挺於人間。」

³⁵ 「隨侯」は、隨侯の宝珠をいう。『淮南子』覽冥訓「譬如隨侯之珠、和氏之璧、得之者富、失之者貧。」

³⁶ 「鳴鶴」は、同類の間に応和することをいう。『周易』中孚「九二、鶴鳴在陰、其子和之。我有好爵、吾與爾靡之。」

疏に曰く、「正義曰、鳴鶴在陰、其子和之者、九二体剛、處於卦内、又在三四重陰之下、而履不失中、是不徇於外、自任其真者也。處於幽昧、而行不失信、則聲聞於外、爲同類之所應焉。如鶴之鳴於幽遠、則爲其子和、故曰鳴鶴在陰、其子和之也。」

³⁷ 「庶傳千秋」は、永遠に伝えんとすることを願うをいう。墓誌撰用の常用語であり、たとえば『權載之文集』卷17、唐尚書度支郎中贈尚書左僕射正平節公裴公神道碑銘并序「郇公以三代論議、皆上台雄文、猥以通舊、忘其卑鄙。辭則不腆、庶傳信之無愧焉。」

を收名す。温良は率由に本づき、孝友は天縦に始まる。解褐し奉朝請になり、俄に給事中に遷る。屬
たま天歩の運るに在り、嵩原沸騰す。君は乃ち四方に輸力し、王室を翼戴し、難を掃いて艱を^{ひら}披き、
血誠もて績を著す。右衛將軍・光祿勳に遷り、また廬陵勃海二郡の太守に除せらる。^{かさ}疊ねて専城を履
み、再び邦彩を揚げ、化は禽葦に潭し、恩は生民に結ぶ。方に遺老に申して、俾贊乘輿すべきに、災
いの^{みだ}濫るるを如何せん、奄かに造化に同じくす。春秋七十五、武定元年閏月廿一日を以って第に卒す。
ここにその年十月廿八日を以って臨齊城の東六里に葬る。およそその士友、賓僚に至るまで、みな以
爲えらく、泉門一たび閉じ、陵谷代遷すれば、石を^ほ鐫りて徽を題し、式^もって景烈を揚げん、と。乃ち
銘を作りて曰く、

雲は月鏡に昇、り、漢は星明に擧がる。遐烈を照すに於いて、弈世聲有り。その祖皇考、接武して
維城し、和光は地緯し、穆はこれ天經。三山^し祉を降し、二象神を凝す。ここに妙氣を^ま播き、剋く
哲人を^ぬ挺く。かの隨侯の如く、聲價遠く聞ゆ。かの鳴鶴の如く、振響は雲を騰る。巖巖たる安復、
道を履みて貞を懐く。赫赫たる新塗、體を繼いで英を承く。八龍登號し、三虎馳名す。繁霜夏に降
り、蘭蕙丘に^な萎える。白雲四卷し、素月淪收す。形は歳に随って往き、貌は年とともに流る。石に
刊みて名を揚げ、^{こいねが}庶わくば千秋に傳えんことを。

王偃その人についても、また父・王五龍および祖父・王芬についても、伝世史料上には確認できない。
墓誌では、彼の家系は春秋時代の王子城父の後であり、太原王氏の出身であると書かれている。祖父・
王芬は「安復侯」という爵位およびその官歴「駙馬都尉・相國府參軍・給事中・太子虎賁中郎將・江夏
王司馬・盱眙太守」から見て明らかに南朝の官僚である。王偃が亡くなったのは北朝の東魏・武定元年
(543年)、時に75歳。ということは、彼が生まれたのは仮に南朝だとすると劉宋泰始5年(469年)。
祖父の王芬の官歴はおおよそこの時から遡ることそう遠くない時期と推測できる。とすると、このあたり
で「相国」となったのは東晋末期の劉裕をおいて他にいない(義熙14年—元熙2年:418-420)³⁸。次に、
劉宋期に確認できる江夏王は注15)に示した通りだが、この中、王芬が司馬として仕えた江夏王と
は、元嘉元年(424)に江夏王に封ぜられ、永光元年(465)のいわゆる「廢帝の乱」において殺された
劉義恭とすると、彼の官歴は矛盾なく説明がつく。一方、王芬の子であり王偃の父である王五龍の官歴
は「鎮北府參軍・建威將軍・臨淮太守・太尉諮議參軍・右衛將軍・兗冀二州刺史」であり、「新塗県開國
侯邑七百戸」の爵を持つ。「臨淮太守」および「新塗県」の地名から判断すると、やはり南朝の官僚であ
らう。「鎮北府參軍」は言うまでもなく、いわゆる「北府」の幕僚である。上に考証した王芬の任官年お
よび王偃の生卒年から推測するに、王五龍が任官していたのは劉宋後半期から南齊にかけてのことと考
えられる。この頃に太尉に就任していた人物としては、劉宋の明帝泰始元年12月に司空から太尉にうつ
った東海王の禕(同5年まで:466-469)、元徽元年(473)12月に司空から太尉にうつり、翌年5月に反
死した桂陽王の休範、昇明二年(478)に司空から太尉にうつり、同3年(479)禪讓により南齊を開いた
蕭道成、南齊の建元4年(482)3月に司空から太尉にうつった予章王の嶷(永明5年:487の5月ま
で)、その後しばらく空位が続き、明帝の建武元年10月に司空から太尉にうつった陳顛達(永元元年11

³⁸ 『二十五史補編』、万斯同撰「東晋将相大臣年表」参照。

月に反乱を起こして敗死：494-499) といった人物が挙げられる³⁹。このうち、王五龍が諮議参軍として仕えた府主が誰なのか特定することはできないが、重要なのは、この時期において太尉の歴代就任者が史上に確認できること、すなわちずっと空位が続いていたわけではないことが確認できる点である。ちなみに「兗冀二州刺史」は東晋南朝の僑州として存在する。このように太原王氏が南渡して東晋南朝に仕えていたという点について、守屋美都雄氏の『六朝門閥の一研究—太原王氏系譜考』(日本出版協同株式会社、1951年)、第4章「王氏の移動」において既に指摘されている。したがって王偃の父祖の経歴については、特に不審な点や矛盾点などはない。



ここで疑問なのは、なぜ南朝の官僚の子であるはずの王偃が臨齊城に葬られ、また卒年も東魏の年号で示されているのか、ということである。単純に考えればいずれかの時期において彼が南朝から北朝へ亡命したということになる。この間の事情について、誌文中で唯一、関係しそうな記述といえば「屬天歩在運、嵩原沸騰、君乃輸力四方、翼戴王室、掃難披艱、血誠著績」と書かれているくだりであろう。「嵩原」とは、中原地域の別称であり、この時期においてまさに北朝の領土であった。したがって「嵩原沸騰」とは、中原地域に発生した相当大きな事件と考えられる。この時に際して王偃は「王室を翼戴」し

³⁹ 『二十五史補編』、万斯同撰「宋将相大臣年表」・「齊将相大臣年表」参照。

たというが、東魏の年号を用いるこの墓誌はすなわち東魏の立場から書かれており、したがってこの「王室」とは素直に読めば北魏（東西分裂後であれば東魏）の帝室を指すと考えられる。まさにこの時に王偃は北朝へとその身を移したものであろう。

では、「嵩原沸騰」とは具体的に何を指すのか。王偃の存命中に中原で起こった大きな事件は二つある。即ち、北魏孝文帝による洛陽への遷都、もしくは六鎮の乱から東西魏の分裂に至る一連の大動乱である。太和 18 年（494 年）、孝文帝の命令により、北魏は洛陽に遷都した。時に王偃 26 歳。一方、六鎮の乱（524 年—530 年）となると、その開始時点においてすでに王偃は 56 歳。また、高歡が鄴に遷都した（534 年）際、王偃は 66 歳。彼は誌文によれば、「奉朝請」で起家して「給事中」に転じたのちに「嵩原沸騰」を機に北帰、そうして「右衛將軍・光祿勳」から「廬陵・勃海二郡太守」を務めた後、75 歳にて世を去った。ここで一つ大きな問題となるのは、「廬陵・勃海二郡太守」である。というのは、廬陵郡は南朝の領域に属するからである。とすると、ここはあたかも両郡の太守を同時に兼任したか、少なくとも連続して歴任したかのような書き方になっているが、実際にはそうではなく、廬陵太守は南朝にいたころに任ぜられていたと見るべきである。ちなみに、『魏書』巻 30、来大千伝に「從討蠕蠕、戰功居多。遷征北大將軍、賜爵廬陵公。鎮雲中、兼統白道軍事」とあるように、北魏時代において、南朝の地名を以って臣下に爵位・官位を授けることもあった。本墓誌の記述も同様に、東魏によって廬陵太守という名誉職としての性質を持つ官に任命されたという可能性も考えられるが、しかし、墓誌の題に「魏故勃海太守」とのみ記されていることが、少なくとも同時の兼任ではなかったことを明確に物語る。したがって、彼の官歴は廬陵太守を南朝における官歴とすると「奉朝請—給事中—廬陵太守—
<「嵩原沸騰」：北帰>—右衛將軍・光祿勳—勃海太守」となり、逆に北朝における名誉職と考えると「奉朝請—給事中—
<「嵩原沸騰」：北帰>—右衛將軍・光祿勳—廬陵太守—勃海太守」となる。ここであらためて念頭に置くべきは、本墓誌は東魏の立場から書かれているということである。つまり、彼の北朝における官歴は相当程度の正確さをもって記述されていると考えられるのに対して、南朝における官歴には幾ばくかの省略が加えられている可能性も排除できない。以上をふまえると、北朝に帰した後の官歴は「右衛將軍・光祿勳（—廬陵太守）—勃海太守」しかなく、75 歳で没した王偃が北朝に帰する契機となった「嵩原沸騰」を洛陽遷都とすると、時間に比して官歴が少なく感じられるし、彼が西魏ではなく東魏に帰した事情に全く触れられていないことになる。したがって、「嵩原沸騰」とは六鎮の乱から東西魏への分裂に至る一連の激動を指しているとした方が自然であろう。この状況に際して彼が「王室を翼戴し」というのは、具体的には東魏の皇室を指しているのであって、彼が東魏に与した事情がここで述べられていると考えられる。その功績の故にこそ、彼は東魏で高位を得たとするのが、最も理にかなった解釈ではなかろうか。

以上により、王偃の官歴には若干の不自然な点（廬陵・勃海二郡太守）が見受けられるものの決定的な矛盾とはいえず、また父祖の官歴については全く問題ない。王壯弘・馬成名編『六朝墓誌檢要』（上海書画出版社、1985 年）ではこの墓誌について「清光緒元年三月山東陵縣東門外三里河劉家莊北出土」と記し（221 頁）、その出土年・地点が明確にされていることもあわせ考えて、「王偃墓誌」を真刻と見なすことに問題はないであろう。

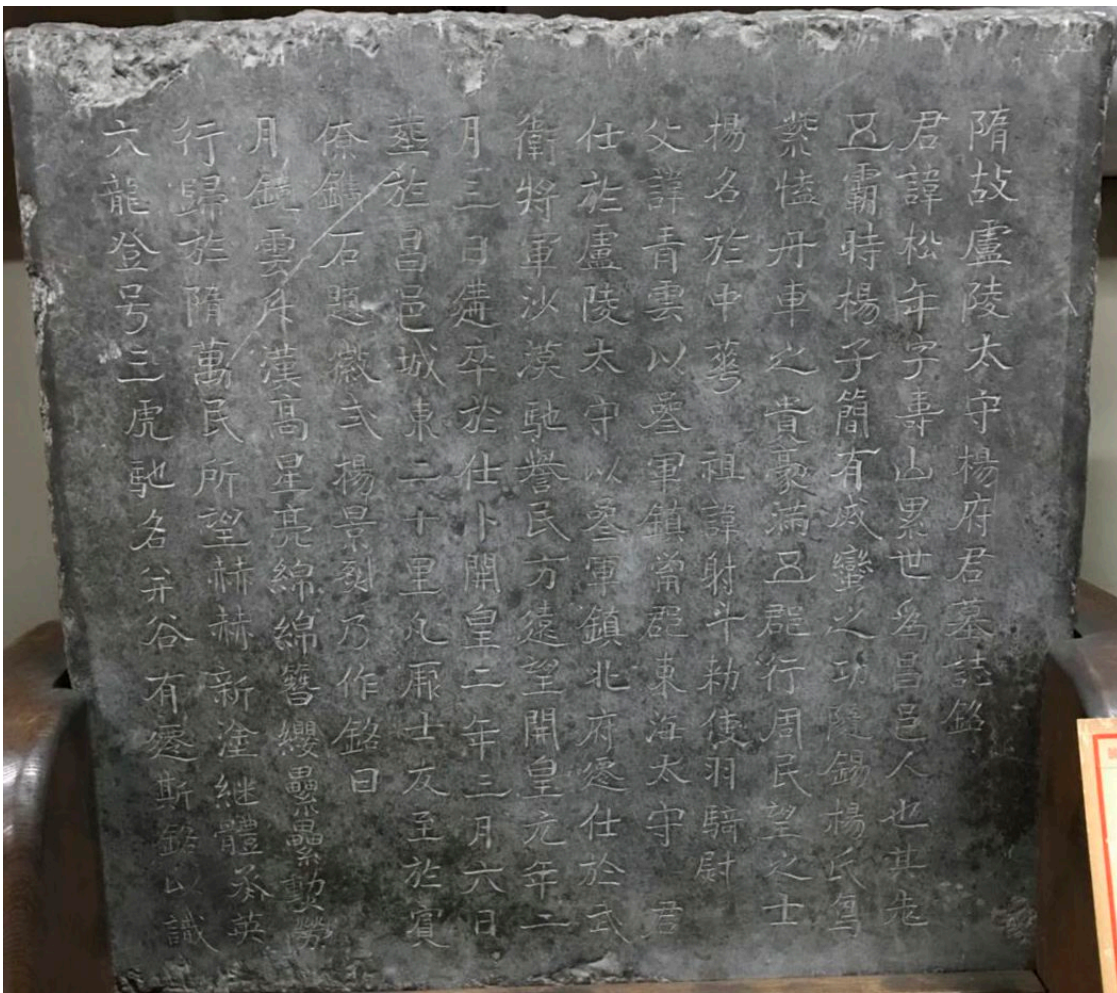
二、「隋故廬陵太守楊府君墓誌銘」について

前章で紹介したように、梁春勝氏は「楊通墓誌」と「李祈年墓誌」は同一人物が「王偃墓誌」を藍本として作成した偽刻であると見なしている。氏が扱っている材料に基づく限りでは、このような結論に至るのも理解できなくはない。しかし、京都藤井斉成会有鄰館蔵「楊松年墓誌」はこの問題に対して新たな根拠を提供してくれる。本章では、この「楊松年墓誌」について検討していきたい。

1、「隋故廬陵太守楊府君墓誌銘」の写真および録文

隋故廬陵太守楊府君墓誌銘

君諱松年、字壽山、累世為昌邑人也。其先五霸時楊子簡、有滅蠻之功、隨錫楊氏焉。紫蓋丹車之貴、豪滿五郡。行周民望之士、揚名於中萼。祖諱射斗、勅使羽騎尉。父諱青雲、以參軍鎮當靄東海太守。君仕於廬陵太守、以參軍鎮北府、遷仕於武衛將軍。沙漠馳譽、民方遠望。開皇元年二月三日遘卒於仕、卜開皇二年三月六日葬於昌邑城東二十里。凡厥士友、至於賓僚、鐫石題徽、式揚景烈。乃作銘曰：月鏡雲升、漢高星亮。綿綿簪纓、壘壘勳勞。行歸於隋、萬民所望。赫赫新塗、繼體承英。六龍登号、三虎馳名。并谷有遷、斯銘以識。



2、「隋故廬陵太守楊府君墓誌銘」の問題点

一見して明らかなように、前掲「楊通墓誌」と非常によく似ている。両者の比較は次節で行うとして、まずここでは本墓誌そのものに考釈を加え、これが偽刻であることを確認しておきたい。筆者がこれを偽刻とみなす根拠は、以下の4点である。尚、これら4点は実は、すべて上述の楊通墓誌にも当てはま

り、一部はすでに梁氏も指摘している。ここではそれを補う形での検討、あるいは異なる角度からの検討を加える。

1) 「廬陵太守」について

楊松年その人は、やはり諸史料に見えない。墓誌に記される彼の官職に注目すると、題には「隋故廬陵太守」とあり、また「開皇元年二月三日」に卒すと云う。按ずるに、『隋書』卷31、地理志下、廬陵郡条には「廬陵舊置。廬陵郡、平陳廢、大業初復置」とあることから、開皇8年に隋が陳を滅ぼした際に廬陵郡は隋の領土に組み込まれたが郡名は廃止され、そのご大業初に再設置されたという。即ち、開皇元年の時点において、廬陵郡はなお陳の領地に属する。この点について梁氏は、楊通は南朝の官僚だったからと解釈し、そのうえでどうして南朝の官僚が「沙漠に馳譽」するのか辻褄が合わない、と指摘する（ちなみに「沙漠に馳譽」の表現はこの楊松年墓誌にもある）。しかし楊通・楊松年ともに墓誌の題に「隋故廬陵太守」とあることから、「廬陵太守」を南朝のポストと捉えるのは適当ではない。むしろ本質的な問題は開皇元年の時点において、廬陵郡が隋の版図に入っていなかったことである。

2) 「昌邑」楊氏について

墓誌では楊松年の家系の由来に言及している。それによれば、彼の家系は代々昌邑⁴⁰の人であり、春秋時代蛮を滅ぼすの功績を以って、「楊氏」を賜った楊子簡の苗裔であるという。一方の楊通墓誌では本貫は昌邑ではなく青州とするが、始祖を楊子簡とする点では両者一致する。梁氏が指摘するように、この楊子簡なる人物について伝世文献には確認できないため、詳細は一切不明である。始祖・遠祖を説明する際に何らかの著名な人物（伝説上の聖人も含めて）に仮託することが多い中であって、これは少々奇異に映る。

ちなみに、伝世文献のうえで確認できる楊氏の由来としては、有名な弘農の楊氏のそれがある。『新唐書』卷71、宰相世系列表には、「楊氏出自姬姓，周宣王子尚父封為楊侯。一云晉武公子伯僑生文，文生突，羊舌大夫也。又云晉之公族食邑於羊舌，凡三縣：一曰銅鞮，二曰楊氏，三曰平陽。突生職，職五子：赤、肸、鮒、虎、季夙。赤字伯華，為銅鞮大夫，生子容。肸字叔向，亦曰叔譽。鮒字叔魚。虎字叔羆，號羊舌四族。叔向，晉太傅，食采楊氏，其地平陽楊氏縣是也。叔向生伯石，字食我，以邑為氏，號曰楊石，黨於祁盈，盈得罪於晉，並滅羊舌氏，叔向子孫逃於華山仙谷，遂居華陰」と記す。『元和姓纂』（岑仲勉四校記本、卷5）でも多少の文字の移動はあるがほぼ同様の説を記す。これによれば、「楊氏」は春秋時代の晋国の公族に出自し、封地名に依って氏を得ていたことがわかる。この説と、楊通墓誌・楊松年墓誌の記載には重なるところが全くなく、したがって彼らを弘農楊氏から分かれた傍流と解釈することも不可能である。

3) 「勅使羽騎尉」について

4行目の「勅使羽騎尉」という官名は「楊通墓誌」にも見える。梁氏はこの官名について単に「史書には見えない（不見於史書）」と指摘するのみである。しかし実際には、『隋書』には「羽騎尉」という官職が設置されていたことが確認できる⁴¹。ただし、それは開皇6年に設置されたものである。一方、この官に就いたと記述されるのは楊松年その人ではなく、彼の祖父・射斗である。開皇元年に亡くなった楊松年の祖父が官に任ぜられていたのは当然、それより前のはずで、やはり時間的にこの記述は伝世史料との間で矛盾をきたしている。在官の年限を考察する以前に、そもそも本墓誌が作成された開皇2年の段階でいまだ「羽騎尉」は設置されていなかったのである。

⁴⁰ 『漢書』卷28上、地理志上「山陽郡〔原注：故梁。景帝中六年別為山陽國。武帝建元五年別為郡。莽曰鉅野。屬兗州。〕……縣二十三、昌邑〔原注：武帝天漢四年、更山陽為昌邑國。有梁丘鄉。春秋傳曰「宋・齊會于梁丘」。〕」

『隋書』卷三十、地理志中「東平郡、後周置魯州、尋廢。開皇十年置鄆州。統縣六……略……鉅野、舊廢、開皇十六年復、又置乘丘縣、大業初廢入焉。」「濟陰郡……金鄉〔原注：開皇十六年分置昌邑縣、大業初併入。〕」

⁴¹ 『隋書』卷28、百官志下「（開皇）六年，尚書省二十四司，各置員外郎一人，以司其曹之籍帳。侍郎闕，則釐其曹事。吏部又別置朝議、通議、朝請、朝散、給事、承奉、儒林、文林等八郎，武騎、屯騎、驍騎、游騎、飛騎、旅騎、雲騎、羽騎八尉。其品則正六品以下，從九品以上。」

4) 楊松年の死亡時間について

楊松年が亡くなった時間は開皇元年二月三日と記される。しかし、隋文帝楊堅が受禪して開国したのは、実はその十日後、すなわち二月十三日である⁴²。つまり、二月三日の時点ではいまだ北周であった。ここでは墓誌の作成時間が開皇二年であるため、楊松年の卒した時間を「開皇元年」と書いたと考えるのも道理に合うかもしれない。しかし、管見の限り⁴³では、同様の例は見当たらない。

3、「齊故淳海太守趙公墓誌銘」について

『校碑隨筆』の偽刻目録には「隋廬陵太守楊松墓誌」及び「齊故淳海太守趙公墓誌」という二つの墓誌が収録されている。「楊松墓誌」について残された情報は「隸書」と「開皇二年三月」という注記のみ、これが死亡した年月なのか埋葬年月なのかは不明である。仮にこれが埋葬年月だとすると、「楊松年墓誌」および「楊公墓誌」と一致する。一方、「趙公墓誌」には同じく「隸書」と「武平二年六月」という情報のほかに、「按此志与楊松志銘詞雷同且与楊松志如出一手」と注記している。つまり、「楊松墓誌」と文辭が酷似しており、まるで一人の人間が作ったかのであるという。「楊松墓誌」の誌文や拓本は一切残っていないが、「趙公墓誌」の拓本は現在、台湾の国家図書館、金石拓片資料庫にある。その写真はweb上で一般に公開されており、紙幅の都合もあるのでそちらを参照されたい（「典藏臺灣」<https://catalog.digitalarchives.tw/item/00/15/01/df.html>）。録文は以下の通り。

齊故淳海太守趙府君墓誌銘

君諱通、字達之、累世為賓州人也。其先春
秋時趙子貴、有敗狄之功、隨錫趙氏焉。紫
蓋丹車之貴、豪滿五郡。行周民望之士、揚
名於中華。祖諱東漢、勅使羽騎尉。父
諱鎬、以參軍鎮北府・漢北太守・建威將軍。
君仕於淳海太守、遷仕於武衛將軍、沙漠
馳譽、民方遠望。武平元年二月三日遘卒
於仕、卜武平二年六月四日葬於賓州城
西八里。凡厥士友、至於賓僚、鐫石題徽、式
揚景烈。乃作銘曰：
升雲月鏡、漢高星亮。綿綿簪英、壘壘勳勞。
行歸口口、萬民所望。赫赫新塗、繼體承英。
六龍登號、三虎馳名。并谷有遷、斯銘以識。

この「趙公墓誌」は録文から一見して分かるように、「楊松年墓誌」及び「楊公墓誌」と酷似している。具体的には、「君諱通、字達之」は「楊公墓誌」と完全に一致し、「累世為賓州人也」は「楊松年墓誌」の「累世為昌邑人也」から地名を変えただけである。「其先春秋時趙子貴、有敗狄之功、隨錫趙氏焉」は「楊松年墓誌」とほぼ同文、「滅蛮」を「敗狄」にあらためて姓名を変えたのみ。その後、「紫蓋丹車」から「民方遠望」に至るまで、二楊墓誌ともに類似文章があるが、特に「楊公墓誌」は祖父および父の諱や官歴なども含めてほぼ完全に一致する。死亡時間および埋葬時間も「楊公墓誌」とほぼ一致し、ただ年号を北齊の「武平」に替えて数字の「六」と「四」を入れ替えたのみ。銘文もまた二楊墓誌とほとんど同文である。

このように、どちらかといえば「趙公墓誌」と「楊公墓誌」の間により高い近似性を認めることができるが、三誌それぞれ相互に共通する項もあり、また三誌すべてに共通する項もあり、拓本から看取さ

⁴² 『隋書』卷37、李穆傳「穆尋以天命有在、密表勸進。高祖既受禪、下詔曰；公既舊德、且又父黨、敬惠來旨、義無有違。便以今月十三日恭膺天命。」

⁴³ 王其祜・周曉薇『隋代墓誌銘彙考』（北京、線裝書局、2007年）・氣賀澤保規『新編唐代墓誌所載綜合目録』（東京、明治大学東アジア石刻文物研究所、2017年）・王連龍『新見隋唐墓誌集釋』（瀋陽、遼海出版社、2015年）など、参照。

れる字体等の外形的特徴も含めて総じていえば、これら三誌がいわば「同じ血縁」に属することは明らかである。ちなみに、『校碑隨筆』では上に紹介したように「趙通墓誌」と「楊松墓誌」について「銘詞雷同」であり「如出一手」と指摘するが、この「楊松墓誌」は原石・拓本に関わる情報はどこにも収められておらず、目下のところ行方不明である。ここまでの検討からすると、とりもなおさず「楊松年墓誌」こそが「楊松墓誌」である可能性が極めて高い、ということも言えるだろう。

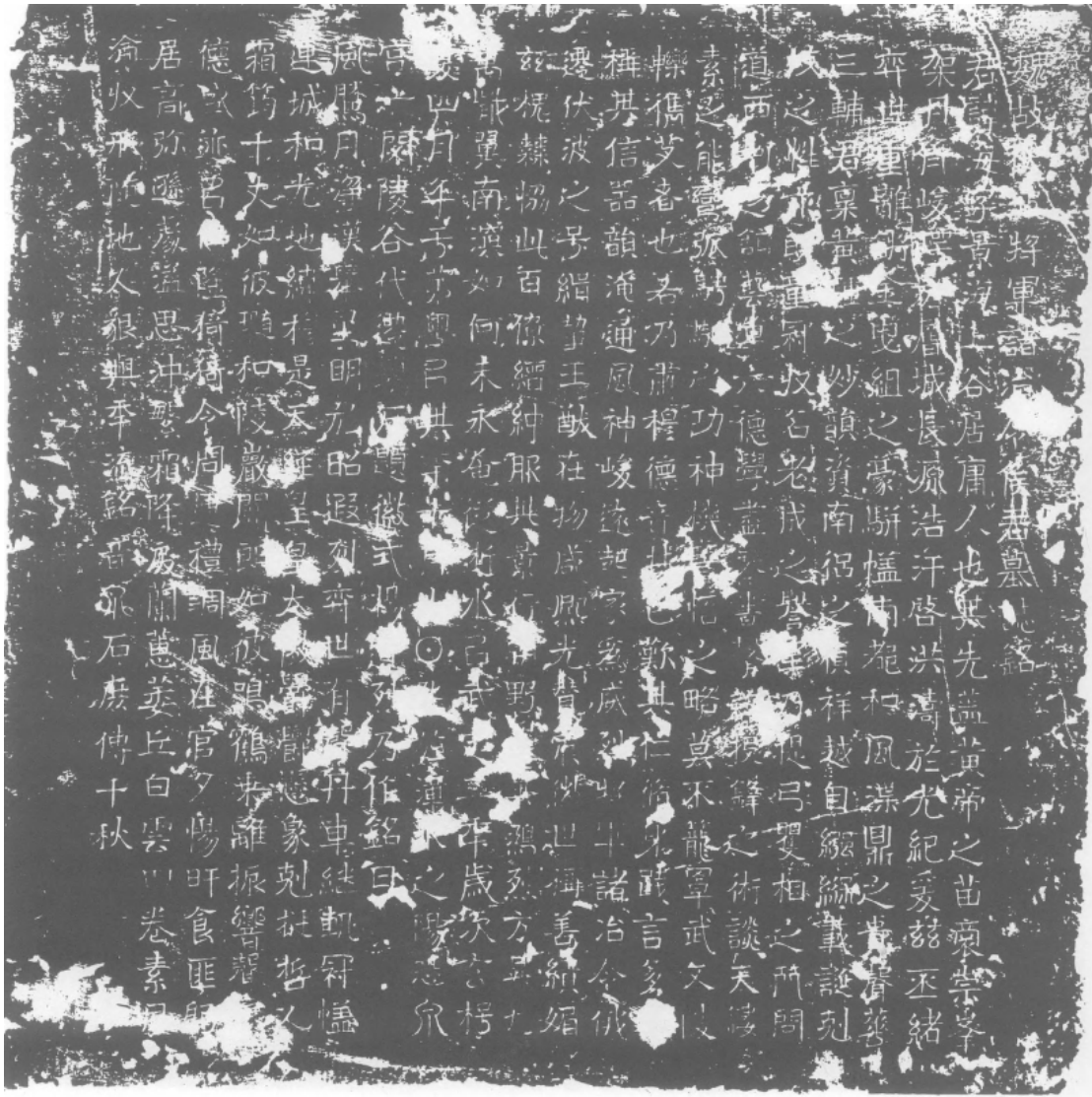
4、「楊通墓誌」・「趙通墓誌」・「李祈年墓誌」・「王偃墓誌」との比較

以上みてきた「李祈年墓誌」「楊松年墓誌」「楊通墓誌」「趙通墓誌」はいずれも偽刻である。そしてその誌文の類似性から見て、「王偃墓誌」を少なくとも一つの底本としていると考えられる。ただし、「楊松年墓誌」「楊通墓誌」「趙通墓誌」（以下、本節で単に「三誌」と称する場合はこの三つを指す）の間にはより強い相似性が認められるのに対して、「李祈年墓誌」は微妙に区別できる。たとえば、前述したように「李祈年墓誌」には撰者と書者が示されているが、これは三誌のいずれにも書かれていない。ちなみに、撰者の官職である「渤海廬陵二郡太守」は王偃の経歴と合致する。次に、祖先の出自について三誌はいずれも「其先五霸時（春秋時）楊子簡（趙子貴），有滅蠻（敗狄）之功，隨錫楊（趙）氏焉」と書かれている。これに対して「李祈年墓誌」には、「其先徐州人也，自曾祖遷於青州東安縣而居焉」と書かれており、全く異なる。死亡時間もまた、三誌が「開皇（武平）元年二月三日遘卒」であるのに対して、「李祈年墓誌」は「大魏武定元年五月丙午二十三日遘卒」であって共通性は見られない。さらに、三誌の「紫蓋丹車之貴、豪滿五郡」・「行周民望之士」・「月鏡雲升、漢高星亮。綿綿簪纓、壘壘勳勞。行歸於隋、萬民所望。赫赫新塗、繼體承英」など、「李祈年墓誌」にはすべて書かれていない。以上は誌文の類似性に関する指摘であるが、注目すべきは外形的特徴においてもまた、同様のことが指摘できるのである。たとえば字体について一例を挙げると、三誌それぞれの4行目に見える「五」字は、「王偃墓誌」の4行目・6行目と同じように隸書で彫られているが、「李祈年墓誌」11行目に見える「五」字は楷書で書かれている。あるいは石そのものの寸法もまた、二楊墓誌はともに高さ43センチ・幅41センチであるのに対して、「李祈年墓誌」は高さ37センチ・幅35センチなのである（「趙通墓誌」は37.1センチ×38.6センチ）。以上の比較については後掲の**附表2**を参照されたい。

ここまでの考察により、「李祈年墓誌」「楊松年墓誌」「楊通墓誌」「趙通墓誌」はいずれも「王偃墓誌」を少なくとも一つの底本とする偽刻ではあるが、「楊松年墓誌」「楊通墓誌」「趙通墓誌」の間にはより強い相似性が認められるのに対して、「李祈年墓誌」のみやや異質であることが明らかになった。「楊松年墓誌」「楊通墓誌」「趙通墓誌」の三誌は同一人物の手になる兄弟篇とみなしてよいだろう。これに対して、「李祈年墓誌」は必ずということではないが、これら三篇とは別人の手になる可能性が大きく考えられる。

三、「王偃墓誌」の兄弟篇——「侯海墓誌」について

前章までは真刻を底本とする偽刻を4篇みてきた。その際、論拠とした事柄の一つは「誌文の類似性」であった。では、誌文が類似していたら必ず、その中のどれか一つだけが真刻で、残りは全て偽刻なのか。もちろん、そうではない。すでに注8)で挙げた文章の中で愛宕元氏が指摘しているように、墓誌銘を作るに際しては何がしかの「文例」に基づいて作成することも珍しくはない。そうした場合には当然、真刻どうしの間で文章の類似性が確認される。ただし、従来指摘されてきたのはもっぱら唐代以降の墓誌である。この点について、上に見てきた偽刻4篇の底本たる「王偃墓誌」との間には比較的強い類似性が見られ、それでいて真刻と考えられる、しかも時期の近い、すなわち北朝期における墓誌が一篇あるので、その拓本および録文を以下に示して検討を加えたい。



魏故伏波將軍⁴⁴諸治令⁴⁵侯君墓誌銘

君諱海、字景海、上谷居庸⁴⁶人也。其先蓋黃帝之苗裔。崇峰架月、齊峻嶒於層城⁴⁷。長源⁴⁸浩汗、啟洪濤於光紀。爰茲丕緒⁴⁹、弈世重離⁵⁰、鏘金曳組之豪、駢蓋兩都。和風灑鼎之貴、聲華三輔。君稟黃神之妙韻、資南侶之禎祥、越自緇緜、載誕尅岐之性。亦既童冠、收名老成之譽。至乃提弓矍相之門⁵¹、問道西河之館⁵²、藝單六德、學盡琴書、擊劍投鋒之術、談天鏤

⁴⁴ 『魏書』卷113、官氏志、太和前令の右從第四品下には伏波將軍がある。『通典』卷38、職官20、後魏百官条、太和後令によって、從五品に移った。

⁴⁵ 『唐六典』卷22、少府軍器監、諸治監原注「齊、梁有梅根諸治令。北齊諸治皆有局丞。隋諸治皆置監。」

⁴⁶ 『魏書』卷106上、地形志、上谷郡条「居庸、孝昌中陷、天平中置。」

⁴⁷ 「三山」は、伝説の崑崙山にある山をいう。『水経注』卷1、河水一「崑崙記曰：崑崙之山三級，下曰樊桐，一名板桐；二曰玄圃，一名閭風；上曰層城，一名天庭，是謂太帝之居。」

⁴⁸ 「長源」は、黄河をいう。『玉海』卷60、「唐砥柱銘・二門勒銘・鐵戟銘」には「通典、陝州硤石縣砥柱山、太宗命魏徵勒銘〔原注：或云、銘乃特進魏徵之辭有『仰臨底柱、比望龍門。茫茫禹跡、浩浩長源』之語〕とある。ちなみに現行『通典』卷177、州郡7、陝州条には『玉海』原注に引く銘文の内容は録されていない。

⁴⁹ 「丕緒」は、国家の大業をいう。『陳書』卷3、世祖紀「朕以寡昧、嗣膺丕緒、永言勳烈、思弘典訓。」

⁵⁰ 「重離」は、帝王をいう。『隋書』卷48、楊素傳「伏惟陛下照重離之明，養繼天之德，牧臣於疎遠，照臣以光暉。」

⁵¹ 「矍相」は、射を学ぶ場所をいう。『禮記』射義「孔子射於矍相之圃，蓋觀者如堵牆。鄭玄注して曰く「矍相，地名也。樹菜蔬曰圃。」

素之能、彎弧騁馳之功、神機警悟之略、莫不籠罩武文、陵轢僞艾者也。若乃肅穆德音、井邑歎其仁。脩身踐言、多友稱其信。器韻淹通、風神峻遠。起家爲威烈將軍諸冶令、俄遷伏波之號。緝釐王猷、在物咸熙、光贊宸徽、世稱善績。媚茲槐棘、協此百僚、縉紳服其景行、朝野口其鴻烈。方昇九萬、戢翼南溟⁵³、如何未永、奄從逝水。以武定二年歲次玄枵夏四月卒于第。粵以其年十月十日葬於漳水之陽。恐泉宮一闕、陵谷代遷、鐫石題徽、式揚遺烈。乃作銘曰、風騰月淨、漢舉星明、於昭遐烈、弈世有聲。丹車繼軌、冠蓋連城。和光地緯、穆是天經。皇皇太微、鬱鬱懸象。尅挺哲人、霜筠千丈。如彼隨和、陵巖開朗、如彼鳴鶴、乘離振響。聲口德盛、迹以口隆、猗猗令問、運禮調風。在官夕惕、旰食匪躬、居高彌遜、處溢思沖。繁霜降辰、蘭蕙萎丘、白雲四卷、素月淪收。形隨地久、貌與年流、銘音泉石、庶傳千秋。

書き下し

君、諱は海、字は景海、上谷居庸の人なり。其の先、蓋し黃帝の苗裔なり。崇峰月を架け、峻嶒^{しゅんがく}を層城に齊しくす。長源浩汗たり、洪濤を光紀に啟く。ここにこの丕緒たるや、弈世の重離たり。鏘金曳組の豪は、兩都に駢蓋す。和風溌鼎の貴きは、三輔に聲華す。君は黃鐘の妙韻を稟け、南侶の禎祥を資る。繡線より越えて、尅岐の性を載誕す。また既に童冠となり、老成の譽を收名す。かの夔相^{かくそう}の門に提弓し、西河の館に問道するに至りては、藝は六徳を單^{ぶく}し、學は琴書を盡す。擊劍投鋒の術、談天鏤素の能、彎弧騁馳の功、神機辯悟の略、武文を籠罩^{ろうとう}し、僞艾を陵轢せざるなき者なり。かの肅穆德音、井邑その仁を歎ず。脩身踐言、多友その信を稱するが若し。器韻淹通し、風神峻遠たり。起家して威烈將軍・諸冶令と爲り、俄かに伏波の號に遷る。王猷を緝釐して、物に在りて咸熙^てらし、宸徽を光贊して、世は善績を稱す。この槐棘に媚^{した}しみ、この百僚に協^あわす。縉紳はその景行に服し、朝野はその鴻烈を口す。方に九萬に昇り、南溟に戢翼すべきに、如何ぞ未だ永からざるに、奄かに逝水に従う。武定二年歲次は玄枵^{げんきょう}夏四月を以って第に卒す、粵^こにその年十月十日を以って漳水の陽に葬る。泉宮一たび閉じて、陵谷代遷するを恐れ、石を鐫りて徽を題し、式って遺烈を揚ぐ。乃ち銘を作りて曰く、風は月淨に騰り、漢は星明に擧がる。遐烈を昭するに於いて、弈世聲有り。丹車軌を繼ぎ、冠蓋城を連ぬ。和光は地緯、穆はこれ天經。皇皇たる太微、鬱鬱たる懸象。尅く哲人を挺^ぬき、霜筠千丈。かの隨和の如く、陵巖開朗す。かの鳴鶴の如く、乘離振響す。聲は徳の盛んなるを口、迹は口の隆んなるを以ってす。猗猗たる令問、禮を運らし風を調のう。官に在りて夕惕し、旰食して匪躬す。高きに居

⁵² 「西河之館」は、賢人季孫の住むところをいう。『左伝』昭公十三年「叔魚見季孫，曰：昔鮒也得罪於晉君，自歸於魯君。微武子之賜，不至於今。雖獲歸骨於晉，猶子則肉之，敢不盡情？歸子而不歸，鮒也聞諸吏，將為子除館於西河，其若之何？且泣。」

⁵³ 「南溟」は、南方の海をいう。『莊子』逍遙遊「鵬之徙於南冥也，水擊三千里，搏扶搖而上者九萬里。」

りて彌いよ遜り、溢に處りて沖を思う。繁霜戾を降し、蘭蕙丘に萎える。白雲四卷し、素月淪收す。形は地に隨って久しくし、貌は年とともに流る。音を泉石に銘し、庶わくば千秋に傳えんことを。

侯海なる人物についてもやはり、伝世の史書からは確認できない。墓誌の誌文にはその先祖について、「其先蓋黃帝之苗裔」とのみ書かれている。その後文には、侯海の官歴について「起家爲威烈將軍諸冶令、俄遷伏波之號」と書かれている。墓誌の題目にも同じように、「魏故伏波將軍諸冶令侯君」と書かれており、これが彼の最終官歴なのだろう。最後に、その死亡時間と地点については「武定二年歲次玄枵夏四月卒于第」と書かれている。玄枵という星次は、地支の「子」に相当する⁵⁴。武定2年(544)は甲子の年であり、まさしく「子」の年である。「侯海墓誌」に書かれている具体的な内容は以上であるが、矛盾するような箇所や不自然な点は特に見当たらない。ちなみに『六朝墓誌檢要』(225頁)ではこの墓誌について「河北磁県出土」と付記しており、出土地もはっきりしているようである。真刻と見てよいだろう。

附表2

王偃墓誌	侯海墓誌	楊松年墓誌	楊通墓誌	趙通墓誌	李祈年墓誌
					渤海廬陵二郡太守馬安國撰 建威將軍光祿大夫劉舜卿書
其先蓋隆周之遐裔。當春秋時、王子城父自周適齊、有敗狄之勳、遂賜王氏焉	其先蓋黃帝之苗裔	累世爲昌邑人也。其先五霸時楊子簡、有滅蠻之功、隨錫楊氏焉	其先春秋時楊子簡、有滅蠻之功、隨錫楊氏焉	累世爲賓州人也。其先春秋時趙子貴、有敗狄之功、隨錫趙氏焉	其先徐州人也、自曾祖遷於青州東安縣而立焉。祖諱天香、鎮北府參軍、遷仕於武衛將軍、有敗狄之勳
丹車紫蓋之貴、雄俠五都。調風濼鼎之豪、聲華三輔	鏘金曳組之豪、駢蓋兩都。和風濼鼎之貴、聲華三輔	紫蓋丹車之貴、豪滿五郡。行周民望之士、揚名於中華	紫蓋丹車之貴、豪滿五郡。行周民望之士、揚名於中華	紫蓋丹車之貴、豪滿五郡。行周民望之士、揚名於中華	
君稟黃中之妙韻、資南侶之禎祥。爰始韶年、載誕尅岐之性。亦既童冠、收名老成之譽	君稟黃神之妙韻、資南侶之禎祥。越自纓緹、載誕尅岐之性。亦既童冠、收名老成之譽				
以武定元年閏月廿一日卒于第	以武定二年歲次玄枵夏四月卒于第			武平元年二月三日遘卒於仕	
父五龍、起家鎮北府參軍、建威將軍、臨淮太守		祖諱射斗、勅使羽騎尉。父諱青雲、以參軍鎮當郡東海太守	祖諱東漢、勅使羽騎尉。父諱鎬起、鎮北平府參軍・漢北太守・	祖諱東漢、勅使羽騎尉。父諱鎬、以參軍鎮北府・漢北太守・建威	曾祖諱阿閣、勅使羽騎尉。祖諱天香、鎮北府參軍

⁵⁴ 「玄枵」は、「子」の年をいう。『左伝』襄公28年「歲在星紀、而淫於玄枵、以有時菑、陰不堪陽」。正義曰く「星紀在丑、斗牛之次。玄枵在子、虛危之次。」

			建威將軍	將軍	
凡厥士友、至於賓僚、咸以爲泉門一閉、陵谷代遷、鐫石題徽、式揚景烈。		凡厥士友、至於賓僚、鐫石題徽、式揚景烈	凡厥士友、至於賓僚、鐫石題徽、式揚景烈	凡厥士友、至於賓僚、鐫石題徽、式揚景烈	凡厥士友、至於賓僚、以修銘其後。
雲昇月鏡、漢舉星明、於照遐烈、弈世有聲。厥祖皇考、接武維城、和光地緯、穆是天經。	風騰月淨、漢舉星明、於昭遐烈、弈世有聲。丹車繼軌、冠蓋連城。和光地緯、穆是天經。	月鏡雲升、漢高星朗。綿綿簪纓、壘壘勳勞。行歸於隋、萬民所望。	月鏡雲升、漢高星朗。綿綿簪纓、壘壘勳勞。行歸於隋、萬民所望。	升雲月鏡、漢高星亮。綿綿簪英、壘壘勳勞。行歸口口、萬民所望	
如彼隨侯、聲價遠聞、如彼鳴鶴、振響騰雲	如彼隨侯、陵巖開朗、如彼鳴鶴、乘離振響				
繁霜夏降、蘭蕙萎丘。白雲四卷、素月淪收。形隨歲往、貌與年流。刊石揚名、庶傳千秋	繁霜降戾、蘭蕙萎丘、白雲四卷、素月淪收。形隨地久、貌與年流。銘音泉石、庶傳千秋				
赫赫新塗、繼體承英。八龍登號、三虎馳名		赫赫新塗、繼體承英。六龍登號、三虎馳名	赫赫新塗、繼體承英。六龍登號、三虎馳名	赫赫新塗、繼體承英。六龍登號、三虎馳名	
		綿綿簪纓、壘壘勳勞	綿綿簪纓、壘壘勳勞	綿綿簪英、壘壘勳勞	綿綿簪纓、壘壘勳勞
雄俠五都(隸書)		豪滿五郡(隸書)	豪滿五郡(隸書)	豪滿五郡(隸書)	春秋五十三(楷書)
高さ 52 センチ・幅 52 センチ	高さ 54 センチ・幅 54 センチ	高さ 43 センチ・幅 41 センチ	高さ 43 センチ・幅 41 センチ	高さ 37.1 センチ・幅 38.6 センチ	高さ 37 センチ・幅 35 センチ

上に述べたように、この誌文は「王偃墓誌」と類似する箇所が少なくない。ただしそれらはすべて形容性の文章、すなわち具体的な内容を伴わない、抽象的な文章である。たとえば、「侯海墓誌」の4～5行目には「鏘金曳組之豪、駢蓋兩都。和風渌鼎之貴、聲華三輔」というくだりがある。一方、「王偃墓誌」にも3～4行目に「丹車紫蓋之貴、雄俠五都。調風渌鼎之豪、聲華三輔」という文言がある。「侯海墓誌」には「君稟黃神之妙韻、資南侶之禎祥、越自緜緜、載誕尅岐之性。亦既童冠、收名老成之譽」があつて、「王偃墓誌」にも「君稟黃中之妙韻、資南侶之禎祥。爰始韶年、載誕尅岐之性。亦既童冠、收名老成之譽」がある。また、銘文にも強い類似性が確認できる。これらの文章はすべて地名や官名など具体的な内容を含んでおらず、すべて墓主を賞賛する内容の抽象的な言葉である。

「侯海墓誌」と「王偃墓誌」はなぜ、かくも似ているのか。上に考察したように、両誌ともに真刻と考えられる。ということは、やはりこの両誌の文章は同じ文例をもとに書かれた蓋然性が極めて高い。ただし、繰り返すが、同じ文例に則って誌文が作成されるのはもっぱら唐代、しかも後半期とされる。これに対して両墓誌は北朝期に属する。この点について更に仔細に分析を加えてみると、「王偃墓誌」の

埋葬年は武定元年、「侯海墓誌」のそれは武定2年であって、わずか一年違いである。そして「王偃墓誌」の埋葬地は「臨齊城の東六里」で出土地は「山東陵県」、一方の「侯海墓誌」の埋葬地は「漳水の陽」で出土地は「河北磁県」。厳密な出土地点は不明であるものの、この「山東陵県」と「河北磁県」の間の距離を google マップで測定したところ、およそ 210km 余りであった。極めて近いとは言えないまでも、比較的近傍であるとは言えよう⁵⁵。ということは、推測を逞しくすれば、両墓誌の撰者は同一人物であるとは考えられないであろうか。もちろん、撰者の名前が残されていない以上、確定することはできない。しかしながらここに考証したように、いまだ文例に則って墓誌を作成することがさほど盛んでなかったと考えられる北朝期において、時間と距離が近く、文章が類似する両墓誌を、同一人物の手になると考えることはあながち見当外れでもあるまい。

さらに言うならば、『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』の記載によれば「王偃墓誌」の石は一辺 52cm、一方の「侯海墓誌」は石の大きさは書かれていないが拓片は一辺 54cm と記載される。石の大きさはほぼ同等といえる。そして両者の書風も非常に似通っている。たとえば特徴的なのは「泉」の字であるが（「王偃墓誌」16 行目、「侯海墓誌」14 行目）、それ以外の文字についても総じて字姿はよく似ている。とするならば、両誌の文字を書いたのもまた同一人物である可能性すら指摘できる。あるいは、撰者が自ら書いたとも考えられようか。いずれにせよ、両誌は真刻の兄弟篇であるといつてよい。

最後に、前節で検討した偽刻の兄弟篇「楊松年墓誌」・「楊通墓誌」・「趙通墓誌」・「李祈年墓誌」と合わせて比較してみると（附表 2 参照）、偽刻の三誌は銘文など形容性の文章のみでなく、地名や官名などの具体的な内容も「王偃墓誌」と似たようなところが多いのに対して、「侯海墓誌」と共通する地名・官名は全くない。ということは、「楊松年墓誌」・「楊通墓誌」・「趙通墓誌」・「李祈年墓誌」三誌の藍本は「王偃墓誌」のみであり、「侯海墓誌」はまず参照されていないと思われる。おそらく、これらの偽刻を作製した者の傍に「王偃墓誌」の原石もしくは拓本はあったが、「侯海墓誌」のそれはなかったであろう。

おわりに

本章に挙げている六つの墓誌のうち、真刻であるのは「王偃墓誌」と「侯海墓誌」であり、この両誌は真刻の兄弟篇と見なしてよいと考えられる。このうち「王偃墓誌」を藍本として偽造されたのが「楊松年墓誌」・「楊通墓誌」・「趙通墓誌」・「李祈年墓誌」の四誌である。ただし、この四誌のうち「楊松年墓誌」・「楊通墓誌」・「趙通墓誌」の三誌は明らかに同一人物が同時に偽造したと見るべき兄弟篇であるのに対して、「李祈年墓誌」は少なくともこれら三誌の兄弟篇とは断言できず、別人の手になる偽刻の可能性はある。こうした偽刻は、研究にとって大きな障害となる。墓誌を用いた研究がますます盛んになる昨今、偽刻は偽刻として学界で情報を共有する必要がある。本博士論文の最大の目的は、歴史研究のための「史料」として、墓誌が持つ有効性と限界を探ることにある。本章はまさしく本博士論文における核心をなすものである。

最後に、本章に残された課題を今一度確認しておきたい。それは、当時において、墓誌誌文を作成する手本は存在していたのかどうか、という問題である。すでに述べたように、唐代後半期にもなると明らかにそれは存在していた。しかしそれはもちろん、唐後半になって突然そうした手本が成立したわけではあるまい。墓誌の数量が爆発的に増加したのは北魏であるが、その時点においてすでにその萌芽があったと考えるべきであろう。本稿で指摘したのは、そうした文脈における一つの事例である。繰り返すが、「王偃墓誌」と「侯海墓誌」は同一人物によって撰文されたと思しい。そうした状況において、類似する文章を「使い回す」ということが行われるようになり、そのような中から文章作成の見本となる文例集も作成されていったのであろう。今後、こうした事例をより網羅的に検討することにより、この問題についてはより明確な道筋をつけることができるであろう。

⁵⁵ 附言すれば、臨齊城は『水経注』巻 5、河水の条に「…東北、逕安德県故城西、又東北、逕臨齊城南、始東齊未賓、大魏築城以臨之、故城得其名也。」とあるが、その直前には「又東北、至東光県故城西、而北与漳水合。」とあり、当時の記録としても漳水が臨齊城の比較的近くを流れていたことが確認できる。

Ⅲ、唐代姫妾墓誌に関する基礎的整理

はじめに

第一・二章では、墓誌を扱う上で注意を要する点に焦点を当てて論じてきた。本章では、中国史を研究するうえでの墓誌の史料的可能性について見てゆきたい。

唐代の姫妾についての研究は、既に多くの成果が積み重ねられてきた。最新の研究成果としては、陝西師範大学の焦傑氏の主導による国家項目「唐代墓誌中女性資料的整理与研究」(2012年)の成果の一部であり、孫利竹氏が執筆した修士論文(陝西師範大学)「唐代姫妾侍研究——以墓誌資料為中心」(2017年5月)である。これは、唐代における姫妾墓誌を用いて、墓主の身分や夫が誰であるかなどの基本情報を分析しつつ、唐代の人々が姫妾に対して持っていた要望を論じ、さらに夫・正妻・実家をふくめた家族関係について分析した研究である。つまり、その検討内容は唐代の社会における婚姻関係のあり方や、側室である姫妾の社会地位といった方面にわたる、いわば社会史の研究である。本章ではこの成果をふまえたうえで、それを補う材料として「故姫范陽盧氏墓誌銘并序」を取り上げて検討する。そうして、墓誌を用いた唐代姫妾研究の今後の展開を見据えて、これら唐代姫妾墓誌の全体を整理する基礎的作業を行うこととする。

一、唐代姫妾墓誌の全体

唐代姫妾研究についての最新の研究成果は、前述した孫利竹氏の「唐代姫妾侍研究——以墓誌資料為中心」である。その中で孫氏は、唐代姫妾墓誌を42篇収集して整理していた。しかし、筆者は一つの疑問を抱いている。墓誌史料は確かに大量に発見されているが、但し、社会という実在的な方面にわたる研究において、これらの墓誌史料はいったいどれほどの有効性を持っているだろうか。言い換えると、社会全体を論じるのに足るだけの数量があるのか。唐代姫妾研究について言えば、既に四十点余りの墓誌が発見されたとはいっても、唐一代を通じて存在していた姫妾の総数というものを考えたとき、それはやはりほんの一握りにしか過ぎず、圧倒的大多数の姫妾は名前すら残っていないのが現実である。こうした状況をふまえたうえで、唐代姫妾墓誌の史料的価値はいったいどこに求めうるであろうか。一つの考えられる答えとして、唐代墓誌の一類型としての姫妾墓誌、すなわち墓誌そのものを対象とする研究において価値を持っている、ということは間違いなく言えるであろう。孫氏の論文にはこうした観点・問題意識は見られない。このため、筆者は新たに発見した2点の墓誌(「唐劉氏墓記」と「故姫范陽盧氏墓誌銘」)を加えて、孫氏の整理した42点の墓誌とあわせて総計44点の唐代姫妾墓誌について基礎的な整理および簡単な検討を加えていきたい。

まずは総計44点の墓誌について、題名や墓主、本籍などそれぞれの撰要素を整理して、孫氏研究の成果も含めて、本章の末尾に附表を提示する。以下の議論における墓誌の番号は、この附表の番号を示す。

周知のごとく、唐代後半期に至って墓誌の数量は飛躍的に増加した¹。この点について、姫妾墓誌も同様である。上表を見れば、明らかに安史の乱以降、その数量は爆発的に増加している。そこで、次節では安史の乱を基準として唐一代を前半期(天宝年間まで)と後半期(至徳年間以降)とに分期したうえで、これら姫妾墓誌の書写の傾向を具体的に分析していくこととする。

¹ たとえば、孟国棟「墓誌的起源與墓誌文体的成立」『浙江大学学報(人文社会科学版)』第43卷第5期、2013年9月。

二、唐前半期の姫妾墓誌について

墓誌の作成が一般化し、その数量が増えてくるのは南北朝時代、すなわち貴族制の全盛期であった。墓誌の作成は、社会の上流階級の間で始まったことなのである。ところが前述のように、唐後半期になるとその数量が爆発的に増加する。それは墓誌作成の風習が社会のより下位の階層に広まったこと、言い換えると庶民階級の力が強くなって社会的に抬頭してきた結果、彼らが貴族の「真似事」をするようになったこと、それはつまるところ、貴族制社会の崩壊という、中国史上の一大画期である「唐宋変革論」という大きな文脈の一環として理解されている。姫妾墓誌に関しても、附表で示したように、唐前半期の墓誌は非常に少なく、44点のうちわずか7例にしかすぎない。恐らくこれも他の一般の墓誌と同じ文脈で捉えてよいのだろう。つまり当時において、姫妾のために墓誌を作ることは一般的ではなかったと考えられる。以下、この7例を下に挙げる。

1、司刑太常伯武安公世子奉冕直長源側室趙五娘墓誌銘并叙

趙娘諱懿懿，雍州渭南人也。父感，優遊不仕，養素全真。趙娘志勵冰霜，色傾城國，年十有八，適于源氏。以乾封元年七月十二日卒於崇仁第，春秋廿有一。遺言斂以時服，不棺槨。誕女二娘，亦先母夭亡。以乾封二年三月十三日，改并葬於萬年縣長樂原，禮也。□呼哀哉！乃爲銘曰

出連寶騎，入侍芳幃，行雲競起，迴雪爭飛。葉肩添翠，月扇增輝，方承懿寵，皓爲期。其一。昊天不惠，積善徒虛，既摧雲樹，復碎明珠。松桂春□，芝蘭夏鋤，式刊玄石，永振芳代。其二。

2、館陶郭公姬薛氏墓誌銘并序

姬人姓薛氏，本東明國王金氏之胤也。昔金王有愛子，別食於薛，因姓焉。世與金氏爲姻，其高、曾皆金玉貴臣大人也。父永沖，有唐高宗時，與金仁問歸國，帝疇厥庸，拜左武衛大將軍。姬人幼有玉色，發於穠華，若彩雲朝外，微月宵映也，故家人美之。少號仙子，聞嬴台有孔雀、鳳凰之事，瑤情悅之。年十五，大將軍薨，遂剪發出家，將金仙之道，而見寶手菩薩。靜心六年，青蓮不至，迺謠曰：化雲心兮思淑真，洞寂滅兮不見人。瑤草芳兮思葢葢，將奈何兮青春？遂返初服，而歸我郭公。郭公豪蕩而好奇者敢，雜佩以迎之，寶瑟以友之，其相得如青鳥翡翠之婉變矣。華繁豔歇，樂極悲來，以長壽二年太歲癸巳二月十七日，遇暴疾而卒於通泉縣之官舍。嗚呼哀哉！郭公恍然猶若未亡也，寶珠以含之，錦衾而舉之。故國途遙，言歸未迨，留殯於縣之惠善寺之南園，不忘真也。銘曰

高邱之白雲兮，願一見之何期？哀淑人之永逝，感紺園之春時。願作青鳥長比翼，魂魄歸來遊故國。

3、大唐邠王故細人渤海郡高氏墓誌之銘

誌蓋、司空上柱國邠王守禮書洛陽縣鄉貢進士王蕃奉教撰

監於春秋，寅酌詁訓，楸擇邦媛，精求淑女，樹彼風化。是以國君之制，有三歸焉。損益異宜，不相沿襲。略其同之選，跡其所由，細人即姪娣之謂也。諱淑媿，字□奴，渤海蓀人。唐分四岳，肇洪源於濫觴；齊委二卿，擢脩幹於合抱，代濟其美，不隕其名。曾祖裕，皇任澄州刺史；當無爲之朝，處共理之地，每推誠以徇物，豈役智以矜功。慕長者於劉昆，狹中孚於郭伋。祖智惠，皇任汝州司法參軍；正以閑邪，直以馭枉，循三尺之律，不爲摧移，按五刑之科，亟開陰德。父思業，吏部常選；負廊廟之材，恥居常調；輕州縣之職，且樂田園。高門之慶，歸於細人矣。銀漢降靈，綵雲孕質，雅漸胎教，天生麗容，保傳無所施其能，粉黛不足增其美，膏沐箴誠，狎玩組訓，葛覃之詠既彰，關雎之思何遠。邠國大王，位尊齊楚，德邁閭平，託媒氏而委禽，備少姜之盛典。年十八，開元五年七月廿七日歸於我。自結褵朱邸，甫豔青春，一偶坐於筐牀，便假詞於同輦。乃退而稱曰：女謁上僭，則柔盛不修；冒寵專房，則胤嗣不廣。於是奉元妃以肅敬，睦諸下以柔謙，淑慎其身，先人後己，演貫魚之序，陳授環之儀，喜愠忘懷，與物無競。隨珠耀掌，方欣母貴之榮；夭桃在顏，遄興愛口之誠。固辭恩幸，退處幽閑，悟泡幻之有爲，遂虔誠於妙觀。綵針緝縷，錯綜真容，日居月諸，服勤無倦。姊婿萊州昌陽縣丞王玄悅。細人以天倫至重，孝友情深，義雖爽於歸寧，理或申於同氣，企子之望，實獲我心。觀伯姊於萊夷，別愛

男於都輦。留歡已滯，迴靶未從，目蜃樓而骨驚，歌式微以竊歎。鳴琴罷曲，怨將鷓而思盈；落日沈輝，嗟倚門而不見。因茲遘疾，奄棄生涯，憂能傷人，意可悲者。開廿三十一月七日，終於昌陽縣之公館也，春秋三十有六。海隅僻壤，山川幾重，寢疾薨聞，臨喪靡救。倍切安仁之思，彌傷奉倩之神。至若繞梁之聲，馬上之曲，朱脣微動，超北方而更新；玉手纒揮，遇西施而知美。絕廣陵於昭代，闕陽春於夜臺。人琴兩亡，見於斯矣。即以開元廿四年八月廿三日，歸葬於東都偃師縣首陽之原，禮也。哀子承寬，初家人未之告也，振綵衣而陟屺，方悅親還；詠自華以慰懷，佇申孝養。及靈軒委戶，旅櫬充堂，殞躡崇朝，蘇而不寤。雖高柴泣血，曾子絕漿，徒列孔門，詎齊純至。且銘以誅德，書以飾終。德俟銘而美彰，銘待書而善發。長卿何幸，過聽梁園，下慚能誅之才，上辱天人之翰，辭不獲命，敢述銘云：

傳稱嘉偶，詩美齊姜。宗卿錫胤，奕葉其昌。爰誕令淑，作嬪於王。夢蘭襲慶，懸弧表祥。曰我伯姊，在天一方。孝思罔極，情深陟崗。吉凶迴手，神理微茫。雲消巫嶺，雨散高塘。新聲掩抑，妙曲摧藏。永懷穠李，翻恨韶光。

4、室人太原王氏墓誌銘并序

寧遠將軍守右司禦率上柱國張令暉文、吏部常選唐萬頃書。

吾室人字仁淑，王子賓天之後，得姓於太原，門慶家聲，昭彰譜錄。祖訓府君，衣冠之秀也；父德府君，禮樂之英也。室人韶姿婉順，靖態繁華，昔在童顏，天縱歌舞，巴渝鄭衛之曲，□蔡秦齊之聲。皆能練其節奏，賞其音律。年符二八，名人宮闈。綵袖香裾，頻昇桂殿；清歌妙舞，常踏花筵。及夫思命許歸，禮嬪吾室。剛柔殆洽，琴瑟方調。謂偕老之齊歡，何獨淪於長夜。開元廿七年六月廿六日遘疾，終於京兆府萬年縣道政里別業，春秋廿有六。嗚呼哀哉！泣望瓊田，唯念延齡之草；悲瞻玉塞，空想返魂之香。天乎天乎！與善何曠。即以其年七月十一日遷殯於咸陽縣西北平原，禮也。吾以伉儷情重，具物送終，死而有靈，知吾誌矣。其詞曰：咸京之隈，佳人夜臺，山河舊國，松柏新栽。昔年歌舞人所羨，今時埋沒人所哀。吾唯哭送兮悲迴。

5、大唐故范氏夫人墓誌銘并序

夫人姓范，諱如蓮花，懷河內人也。洎中行佐晉，張祿相秦，滂著大才，曄稱良史，英聲茂闕，奕世存焉。高祖預，祖義慎，父玄琛，並才韻卓犖，風調閑雅，慕梁竦之平生，恐勞郡縣；詠陶潛之歸去，遂樂田園。由是冠冕陵遲，夫人因為平人也。凝脂點染，獨授天姿，婦德女功，不勞師氏。始以色事朝請大夫行河內縣令上柱國瑯琊王昇次子前鄉貢明經察，送深目逆，調切琴心。昔溫氏玉臺，願投姑女；漢王金屋，思貯阿嬌，方之寵焉，未足多也。而夫人猶自謂桃根卑族，碧玉小家，每驚齊大非偶，能用鳴謙自牧，舉事必承先意，服勤嘗不告勞。而王公感夫區區，他日益重，雖名齊衣帛，而寵實專房。粵以天寶三載閏二月十四日因口覆瘡中風，終於河南之私第，春秋載卅七，即以其載歲次甲申四月甲午朔十六日己酉葬於大行之陽原，禮也。烈烈哀挽，壘壘孤塋，將懼為陵，庶存刊石。銘曰：長夜窮泉兮一閉千年，云誰之思兮令淑殲焉。巫岫雲沒兮河陽花死，地久天長兮空存女史。

6、唐慶國故細人孫氏墓誌銘并序

侍讀左司禦率府兵曹參軍翰林院學士王齊同撰

細人古或謂之孺人，次妃之列也。故孫氏光慶國之選，聿俊英聞乃祖，泉乎家君，無違命者。官諱遂達於四海，可得而舉焉。細人其容華，其德茂，婉婉生乎性近，綽約稟乎天和。閭厥年，行路所知，為之撇涕。春秋三十有七，以天寶五載閏十月廿二日夭化於萬年興寧里之公館，命也。喪必有主，遠日就期。由此陳國公，右千牛衛大將軍倩為之饋奠，為之卜遷，即以其載十一月十三日安厝於會昌縣界細柳之原，禮也。銘曰

惟生有涯物固終，素娥夜落明月空。于嗟窈窕萬古同。

7、大唐華原縣丞王公故美人李氏墓誌銘并序

李氏者、王公之美人也。體靜心閑、花明月朗。獨立閨門之內、不知者咸以爲神。皓齒工歌、長袖妙舞、暫因聞見、必使悲歡。豈徒過行雲、下威鳳而已。王公好奇賞異、求媵納焉。年十有六、遂歸于我、既美於色、又賢于德。飛鳴鏘鏘、言笑晏晏。所以恃寵於枕席、承恩於帷房、將如夫人、其兆已見。何圖享年不永、與善無徵、嗚呼哀哉！以天寶九載三月七日寢疾、卒於昭應縣之官舍、春秋廿有一。有一男一女、並才離襁褓。知與不知、咸爲流涕。即以其載三月十四日遷葬于京城通化門外北原、禮也。庶松門蒿里、地久天長。嗚呼哀哉！乃爲銘曰：

彼妹者子、冥冥問誰！一開馬鬣、長萎媚眉。佳城月苦、夜壑風悲、痛深存歿、萬古口思。

これら7点の中、墓誌3「大唐邠王故細人渤海郡高氏墓誌之銘」のみは非常に詳細に書かれている。誌蓋に撰者と書者が記されるのみならず、本文末尾には鑿者の名前までもが刻されている。そして、撰者と鑿者はともに、「教を奉じ」と明記する。「教」とは王の命令のことであり、つまりこれは邠王である李守禮の命令を奉じて書かれたことを意味する。即ち、当該墓誌は一般の墓誌と違って、堂々たる官誌である。これは43点の墓誌の内、唯一の官誌である。官誌が作成されるということは、当時の人々の認識において、姫妾のために墓誌を作ることが許容されていたことを物語る。ところで、これは邠王・李守禮が自分の側室のために作らせた墓誌であるが、その名は書者のところに見える。では、李守禮はわざわざ自分の側室のために墓誌を作らせ、自分で文字まで書いているのに、なぜ撰者は別人なのだろうか。『旧唐書』巻86、章懷太子伝によれば、李守禮は章懷太子李賢の次男であるが、この李賢という人物は、『後漢書』に注釈をつけた知識人として現在に知られる人物であるが、同時にまた、則天武後の息子でありながら、彼女が権力を掌握してゆく過程で自殺させられたことでも有名な人物である。李守禮はこの父親のために罪を得て、12歳から十数年の間は幽閉されていた。これにより、若いころに十分な教育を受けることができず、誌文を書けないために、他人に頼んだのではないかと推測できる。

また墓誌1～5はいずれも、墓主の姓氏・本籍・家族情報・死亡時間・埋葬地点などの基本情報のみならず、主人との婚姻関係もはっきりと記載されている。これに対して、墓誌6・7は墓主の本籍や家族情報などが書かれていない。この二つの墓誌については、いくつか不可解な点がある。たとえば、墓誌7は「大唐華原縣丞王公」の「美人(=側室)」であった李氏についての墓誌であるが、この中に「遂に我に帰す」というくだりがある。「帰す」とは「嫁ぐ」の意なので、要するにここは李氏が王公に嫁いだことを書いているのだが、「我」と一人称で書いていることからすると、これは夫の王公自身が文章を書いたものと推測される。しかしそうすると、この誌文中に登場する「王公」とは一体誰なのか、当然これは王公自身を指すとしか考えられないのだが、果たして自分のことを敬称つきでこのように書くのか、また「王公」と「我」とが混在した書き方になっているのは何故なのか。この点は単なる書写のミスであろうか、現段階においては、この問題を解く手がかりはない。また、墓誌6に記される「慶國」とは誰なのだろうか。「次妃」と「慶國之選」から推測するに、慶王の李琮である可能性が考えられる。『旧唐書』巻107、玄宗諸子伝によると、李琮は開元13年から慶王に封ぜられ、天寶11載に死亡するまで、王号は変わっていない。即ち、この墓主が亡くなった天寶5載の時点における慶王とは李琮である。とすると、文中に墓主孫氏の夫を「陳國公、右千牛衛大將軍倩」とするのは、恐らく間違っている。

墓誌4「室人太原王氏墓誌銘并序」のみは明確に夫自身が、自分の妾のために書いたものである。墓誌7「大唐華原縣丞王公故美人李氏墓誌銘并序」は上述したように、撰者が

夫なのかどうか、確定できない。故に、少なくとも以上7点の内、5点は夫が他人に依頼して撰文してもらったものである。この点は次に紹介する唐代後半期の姫妾墓誌と対比したとき、一つの特徴ではないかと思っている。

三、唐後半期姫妾墓誌について

安史の乱以降、他の墓誌と同様、姫妾墓誌の数量もまた圧倒的に増える。附表により、唐後半期の姫妾墓誌は総計37点、これらを銘文の有無によって大別したうえで、以下に検討する。

1、銘文のある墓誌

銘文のある墓誌は、総計28点を数える。ここでは数例を挙げて、考釈を加えたい。この28点のうち1点は、2018年3月末に筆者が、学会のために来日された洛陽師範学院の毛陽光教授から頂いた「故姫范陽盧氏墓誌銘并序」と題する新出墓誌である。当該墓誌は、前掲孫氏の論文で取り上げられた42点の中に入っていない。ところがこれは、墓誌としての書き方に一風変わったところがあり、研究上無視できない、独特の価値があるものと思われる。まずはこれを挙げて、考釈を加えたい。

当該墓誌について、先行研究は2篇ある。一つ目は、鄭州大学歴史学院の鄭淑瑩氏が書いた「故姫范陽盧氏墓誌銘考釈」²である。氏はその文中で「柘枝」という点について詳細に考察している。二つ目は、洛陽師範学院の毛陽光・張存才両氏の共著による「西安出土唐代家伎盧成德墓誌賞析」³である。両文ともに墓誌の誌文を録して、盧氏の生涯を紹介したが、やはり解説の足りないところが存在する。ここでは以上両文を踏まえつつ、両文で言及されていないところを補足していく。

故姫范陽⁴盧氏墓誌銘并序

吳郡⁵陸辯之撰并書

盧成德、小字都都。生於潭州⁶、本裔著姓。世因流落、遂家湖外。姑姊妹皆以管口歌舞中諸侯選。尔以七歲學柘枝、媚于廉使裴公識、朝雲暮雨近二十年、後專房於太宗正昌口、亦及一紀。乾符乙未年十月廿九日歸于陸。丙申歲建巳月有五日得疾、莫凋一葉、夜漏二唱長往、壽四十。當其病源初寢、百藥攻療、略無少廖、竟至不起、得非命乎。尔能吹笙善鼓琴、聲於哥、精於令。性柔順、寡言語、志尚韜

² 鄭淑瑩「故姫范陽盧氏墓誌銘考釈」、『華夏考古』2018年第3期。

³ 毛陽光・張存才「西安出土唐代家伎盧成德墓誌賞析」、河南省『理財・收藏』雜誌。ただし、これは學術誌ではなく、WEB上で公開する一般向けの雑誌であり、中国知網(CNKI)にも収録されていない。ただ、本章の内容と深く関わるため、ここに提示する次第である。

(http://blog.sina.com.cn/s/blog_440771400102xrhm.html : 2019年12月3日閲覧)

⁴ 《舊唐書》卷39、地理2“范陽 漢涿郡之涿縣也、郡所治。曹魏文帝改為范陽郡。晉為范陽國、後魏為范陽郡、隋為涿縣。武德七年、改為范陽縣。大曆四年、復於縣置涿州。”

⁵ 《舊唐書》卷40、地理3“蘇州上 隋吳郡、隋末陷賊。武德四年、平李子通、置蘇州。六年、又陷輔公祐。七年、平公祐、復置蘇州都督、督蘇、湖、杭、暨四州、治於故吳城、分置嘉興縣。八年、廢嘉興入吳縣。九年、罷都督。貞觀八年、復置嘉興縣。領吳城、崑山、嘉興、常熟四縣。天寶元年、改為 吳郡。乾元元年、復為蘇州。”

⁶ 《舊唐書》卷40、地理3“潭州中都督府 隋長沙郡。武德四年、平蕭銑、置 潭州總管府、管譚、衡、永、郴、連、南梁、南雲、南營八州。潭州領長沙、衡山、醴陵、湘鄉、益陽、新康六縣。七年、廢雲州、改南梁為邵州、南營為道州。省新康縣。督潭、衡、郴、連、永、邵、道等七州。天寶元年、改為長沙郡。乾元元年、復為 潭州。”

晦、未嘗矜銜。從陸凡一百〇十七日、方期永年、遽
隨長夜。余當悵困、傷念〇常。何情岳高而
驚飈速、愛河深而逝川馳。得非謫墮清都、
塵緣暫會、定是歸還丹壑、仙府長留。尚願他
生、早結佳偶。終天之恨、刀〇火心。遂以其月二十
日葬于京兆府萬年縣龍首鄉陳村之下、忍淚
抽毫、乃銘于石
蘭蕙馨香、芙蓉顏色。榮〇有時、造化難測。月雖
虧兮重圓、人獨往兮不返。昔時共宿於雲屏、
今日忽悲於哀挽。龍首城深、鳳樓原下。一闕柳眉、
千秋松檟。魂有知兮返〇、夜何長兮無已。
彼佳人兮委蓬蒿、恨嚴霜兮敗桃李。

墓主である盧成徳の生涯については前掲兩文においてすでに述べられているが、ここで簡単にまとめておくと、彼女は乾符乙未年十月廿九日(僖宗の乾符2年、875)陸氏のもとに嫁ぎ、乾符丙申歲建巳月有五日(唐僖宗乾符3年、876年夏4月5日)に亡くなった(享年40)。逆算すると彼女は文宗の開成2年(837)に生まれ、7歳のころ(武宗の會昌3年、843)から「廉使裴公識に媚びる」ことになり、それから二十年近くたった頃、すなわち懿宗の咸通4年(863年)頃に「大宗正昌〇」のもとに帰し、そこから「一紀(=12年)」経ったところで上述の陸氏に帰し、「一百十七日(おそらく157日)」経ったところで亡くなった、というわけである。これをふまえて、以下の2点について検討する。

①「廉使裴公識」について

彼女が7歳のころに「媚びる(=親しむ)」こととなった「裴公識」なる人物、これはいったい、どういう人物であろうか。この裴公識の「公」はおそらく敬称で、「裴公識」の姓名は「裴識」であると考えられる。『旧唐書』卷170、裴識伝には、「識以蔭授官、累遷至通議大夫、檢校右散騎常侍、壽州刺史、本州團練使、上柱國、襲晉國公、食邑三千戶、實封一百五十戶、賜紫金魚袋。大中初、改潭州刺史、御史中丞、充河南都團練觀察使。八年、加檢校戶部尚書、鳳翔尹、鳳翔隴右節度使。十一年、本官移許州刺史、忠武軍節度、陳許觀察等使。」として彼の生涯が書かれている。同書卷18下、宣宗紀下、大中十一年四月條にも「以鳳翔節度使・正議大夫・檢校戶部尚書・兼鳳翔尹・上柱國・襲晉國公・食邑三千戶・襲實封一百五十戶裴識可許州刺史、充忠武軍節度・陳許蔡觀察等使」と書かれている。なぜ墓誌の中で彼の肩書を「廉使」という觀察使の俗称を用いて、正式な官職を称していないのだろうか。恐らく撰者の陸辯之は裴識とは直接の面識はなく、したがって詳細な官歴も知りえなかった可能性が考えられる。墓誌の中での呼称として、この「廉使裴公識」という書き方はなかなかの珍しい書き方である。この点を理解すれば、次も理解しやすいのではなかろうか。

②「大宗正昌〇」について

周知のように、唐代において皇籍を扱う大宗正、或いは宗正卿は皇族が就任することとなっていた。当該墓誌の時点に一番近い時期における宗正卿の就任者が分かる記録は、『舊唐書』卷19下、僖宗紀下、乾符2年2月条の、「以容管經略招討使高秦檢校戶部尚書、太府卿李嶧為宗正卿」という記事である。李嶧の家庭関係について、『舊唐書』卷175、列傳125、武宗五子には「武宗五子：杞王峻、開成五年封；益王峴、兗王岐、徳王嶧、昌王嵯、皆會昌二年封」と記録されている。「大宗正昌〇」の「昌〇」も名前

ではなく敬称であるとする、李嶧と同じ世代の昌王李嵯である可能性が考えられる。

以上の考察を通して、当該墓誌のロジックに齟齬をきたしている点は特にない。差し当たって現時点において、一応真刻と見なしてよいと思われる。

次に、筆者が特に面白いと感じている、元稹によって書かれた墓誌 10「有唐武威段夫人墓誌銘」と 13「葬安氏誌」について検討したい。前者については出土した墓誌と、元稹の文集に収められた文章とを対比することが可能である。以下にそれを示す。

10-1、有唐武威段夫人墓誌銘

監察御史元稹述

唐少保贈僕射韋公幼子左千牛珮母曰段夫人，家本武威人也。其四代祖褒國公、揚州都督、贈輔國大將軍諱志玄，有戰功在國史。大將軍生曾祖宣州長史，諱弘圭。弘圭生大父鄭州刺史，諱懷本。懷本生王父衢州司田參軍，諱岌。夫人，司田岌之第二女也。先是僕射裴夫人早世，女抱子幼，思所以仁之者，實命夫人主視之。始長安令至於都留守、持門戶主婚嫁者殆十五載。當貴大之家，處謙謙之勢，然而不怨不偏，禮得其宜，信難矣！居僕射喪，益不失，非盛勳烈之後，其孰能如此哉？元和四年九月十九日，暴疾終於履信第，享年四十。定其年十二月二日，葬於河南縣龍門鄉之午橋村。凡韋氏之族姻，聞其喪，莫不親者悲，疏者歎，豈不善處其身哉！故僕射諸子息諸女，皆服兄弟之母服，而哀有加焉。始，余亡妻生不月而先夫人歿，免水火之災，成習柔之性，用至於妝櫛、針組、書誡、琴瑟之事無遺訓，誠有以賴焉！是以餘妻之言於余曰：離則思，思則夢，夢則悲，疾則泣，戀戀然餘不知其異所親矣。決余之際，且以始終於敬為托焉。今日之志其終乎、銘曰

母以子貴，貴稱夫人。人本乎祖，祖盛厥勳。昔我稚室，實懷其仁。仁莫之報，沒而有雲。今復已矣！報之斯文。

10-2、唐左千牛韋珮母段氏墓誌銘

唐少保贈僕射韋公口子左千牛珮母曰武威段氏，故衢州司田參軍岌之第二女也。其四代祖褒國公、揚州都督、贈輔國大將軍。生曾祖宣州長史諱弘珪、生大父鄭州刺史諱懷本。先是僕射裴夫人早世、女抱子口、思所以仁之者、命主之。始長安令至于都留守、持門戶主婚嫁者殆十五口。當貴大之家、處謙謙之勢、然而不怨不德、禮得其宜、信難矣。今僕射口、益不失、非盛勳烈之後、其孰能如此哉。元和四年九月十九日、暴疾終於履信第、享年四十。定其年十二月二日葬于河南縣龍門鄉之午橋村。凡韋氏之族姻、聞其喪、莫不親者悲、疎者嘆、不亦善處其身哉。故僕射諸子洎諸女、皆服兄弟之母服、而哀有加焉。始予亡妻生不月而先夫人歿、免水火之災、成習柔之性、用至於粧櫛・針組・書誡・琴瑟之事無遺訓、誠有以賴焉。是以予妻之言於予曰、離則思、思則夢、夢則悲、疾則泣、戀戀然予不知其異所親矣。決予之際、切以始終於敬為託焉。今日之誌其終乎、銘曰

母以子貴，貴必因人。人本乎祖，祖盛厥勳。昔我稚室，懷其仁仁。莫之報沒，沒而有云。今復泯矣，報之斯文。

10-1は『新出唐墓誌百種』に収録されている、近年出土した「有唐武威段夫人墓誌銘」であり、10-2は『元氏長慶集』巻58に載せる「唐左千牛韋珮母段氏墓誌銘」である。この両文については当然のことながら、「有唐武威段夫人墓誌銘」が出土した時点ですでに議論されている。主に注目を集めたのは、両者の相違点である。南京大学の程章燦氏は元稹が文集を編纂する際に、勝手に文章を「武威段夫人」から「韋珮母段氏」に直したことを説明できると主張し、故に元稹は「勢力小人」ではないかという結論を示した⁷。ところが、これに対して猛烈な反論が提出された。河南師範大学の周相録氏は、段氏が韋珮を生んだことにより、「夫人」に昇格した可能性があるとして主張し、程章燦氏への反論を展開した⁸。さらに、江蘇古籍出版社の吳偉斌氏は以上両文ともに批判し、段氏を葬る際に、その家族が勝手に墓誌誌文を修正したのではないかと主張した⁹。筆者は基本、吳偉斌氏

⁷ 程章燦「从《有唐武威段夫人墓志铭》看元稹为人」、『中国典籍と文化』1995年第3期。

⁸ 周相録「元稹真的是一个势利小人吗——从《有唐武威段夫人墓志铭》看元稹为人」商榷、『中国典籍と文化』2003年第1期。

⁹ 吳偉斌「元稹《有唐武威段夫人墓志铭》新解」、『西夏研究』2014年第4期。

の主張に賛同している。しかし、その理由については一部、再検討の必要があるのではないかと考えている。

『元氏長慶集』などの個人文集に載せる「墓誌（銘）」と題する文章は、死者を葬る際に墳墓に入れる石刻としての「墓誌（銘）」と同じものと見なしてよいのか、或いはそれとは区別して、単なる文人作品と見なすべきなのか。この問題に関連して、現在の墓誌研究において一つ、議論されていないところがある。即ち、墓誌の罫線の作用である。この罫線を引くことによって、石の上に文字を均等に配列してきれいに彫ることができる。これは罫線の基本的作用である。但し、墓誌原石は大きく重く、場合によっては入手すること自体が困難なこともあったかも知れない。また官僚身分の者は、官位によって石の大きさが決められていた。こうした中で、「文章に合わせて石を選ぶ」のではなく、「石に合わせて文章を増減する」必要が出てくる。官僚身分でなくとも、たとえば姫妾墓誌などでもやはり、一般的に身分のより高い人の墓誌の方が石そのものも大きく、文章も長く、逆に身分が低いほど、石そのものが小さく、文章も短くなる傾向がみられる。この点について、全面的に材料を集めて深く論じる必要があるのではないだろうか。

上に掲げた出土墓誌の文章と伝世文献の文章を見ると、その基本的な撰写要素はすべて一致している。したがって、両者が同じものであることは容易に説明できる。ちなみに、氣賀澤保規氏が編纂した『新編唐代墓誌所在総合目録』には、この両者を二つの墓誌にしているようであるが、実は同じものである。

当該墓誌は、段氏夫人の本籍・家族・死亡時間・年齢・埋葬地点などの要素をすべて詳しく記入している。これに比べて、同じく元稹が書いた「葬安氏誌」は相当簡略ではないかと思われる。こちらは『元氏長慶集』にその文章が残されるのみであり、それに対応する墓誌は出土していない。

13、葬安氏誌

予稚男荆母曰安氏、字仙嬪、卒於江陵之金隈郷莊敬坊沙橋外二里嫗樂之地焉。始辛卯歲、予友致用憫予愁、爲予卜姓而授之、四年矣。供侍吾賓友、主視吾巾櫛、無違命。近歲嬰疾、秋方綿痼、適予與信友約浙行、不敢私廢、及還、果不克見。大都女子由人者也、雖妻人之家、常自不得舒釋、況不得爲人之妻者、則又閨衽不得專妒於其夫、使令不得專命於其下、外己子、不得以尊卑長幼之序加於人、疑似逼側、以居其身、其常也。況予貧、性復事外、不甚知其家之無、苟視其頭面無蓬垢、語言不以饑寒告、斯已矣。今視其篋笥、無盈丈之帛、無成襲之衣、無帛里之衾、予雖貧、不使其若是可也、彼不言而予不察耳、以至於其生也不足如此、而其死也大哀哉。稚子荆方四歲、望其能念母亦何時。幸而立、則不能使不知其卒葬、故爲志且銘。銘曰：

復土之骨、歸天之魂。亦既墓矣、又何爲文。且曰有子、異日庸知其無求墓之哀焉。

ご覧のように、「葬安氏誌」には墓主の死亡・埋葬時間と誌文の作成時間が明示されていない。上述したように、他の編纂史料と同様、『元氏長慶集』もまた現在まで伝えられてきた過程においてそのテキストに誤りが生ずる可能性があるため、一定の留保は必要ではあるが、差し当たって現行のテキストを信用すれば、次のように考証できる。すなわち、誌文には「辛卯」の年から4年後に亡くなったことが書かれている。元稹の生涯（大暦14年、779、己未—大和5年、831年、辛亥）の中で「辛卯」の年はただ一回、即ち、憲宗元和6年（811年）である。従って、安氏死亡の時間はその4年後の憲宗元和10年（815年）と判断できる。とはいえ、これ以上の詳しい情報をこの誌文から読み取るのは難しい。このように、同じく元稹が書いた誌文である「有唐武威段夫人墓誌銘」と「葬安氏誌」には、これほど大きな差が存在している。これは、元稹にとって、他人の依頼を受けた場合には真面目に文章を作成するが、自分の妾に対して自分自身で作文する場合にはおざなりだった、ということを示すのだろうか。

2、銘文のない墓誌について

前節では、唐代後半期における銘のある姫妾墓誌を整理した。魏晋以来、数百年の発展を経て、墓誌という文体の形式は題名・誌文・銘文と三つの部分に分かれ、後世と変わりなく、通用的な格式になっていた¹⁰。しかし、唐代後半期に至ると、初期の墓誌と似たよ

¹⁰ 孟国棟「墓誌的起源與墓誌文体的成立」『浙江大学学報（人文社会科学版）』第43卷第5期、2013年

うな、銘文のない墓誌も大量に出現するようになった。このような姫妾墓誌は9例あり、以下の通りである。

14、大唐元和十四年正月昭義軍節度使工部尚書隴西辛公姬人子體賢葬於此。本吳興人也。

16、唐故史夫人墓誌文

史氏廿五娘子，其先不知何許人也，無名而稱焉。史之女弟、女兒皆為將相媵妾焉。而史氏亦為吾伯兄之側室矣。有絕世之藝，稟閑雅之姿，動可止歸，抑揚成則。悲夫！掌上方寵，桃李始花，而天橫殂矣。吾伯兄刺部平原，倅戎橫海，為國大用，廉察有嫌。以長慶貳年玖月捌日獲無辜之禍，史氏與焉。有二女一同歸于難，唯一女以幼脫禍，號乞歸骸。種感傷之，因以附櫬歸于周。以大和肆年歲次庚戌拾月壬寅朔貳拾玖日庚午得葬于吾家之裔地也，遂紀于佐。

鄉貢進士王種撰文

19、唐劉氏墓記

唐檢校尚書左僕射兼刑部尚書河東郡開國公柳公綽男小閱所生劉氏，大和四年正月廿二日卒，其月廿七日葬於此。嗚呼傷哉！故記。

24、唐呂媛墓誌

唐呂媛，大和七年以樂藝與姊俱進於祁公。明年，姊以疾歿，後一年，媛繼終，年十七。父嘉榮其年仲冬月朔日葬於金鵝村祁公塋西北二百步，與其姊同塋別兆。

27、唐故潁川陳氏墓記

陳氏諱蘭英，大和中，歸于我。凡在柳氏十有七年，是非不言於口，喜怒不形於色，謙和處眾，恭敬奉上，而又諳熟禮度，聰明幹事。余以位卑祿薄，未及婚娶，家事細大，悉皆委之。爾能盡力，靡不躬親，致使春秋祭祀，無所闕遺，微爾之助，翳」不及此。無何，疾生於肺，纏綿不愈，以大中四年十二月三日終于昇平里余之私第，年四十。先有一女曰婆女，五歲不育；今有一男曰貂蟬，年未成童。即以其月十一日葬于長安縣永壽鄉高陽原。慮陵谷變遷，失其所在，遂書石紀事，置」諸墓門云爾。朝議郎前行京兆府富平縣尉柳知微記。

28、支氏墓誌

唐大中七年六月廿七日，前監察御史歸仁晦故兒母支氏卒。予以開成元年納支氏以備紉針之役，由是育五男二女。二子少女不幸早世。予口以禮娶鄭夫人，而支氏以口乞歸養於其父母家，至是口卒。其次子貽溫、貽謀、貽訓，」以母子之私情，痛所生之口」篤，泣請禮送，以寵其終。以其年七月一日瘞于鳳栖原云。

32、故妓人清河張氏墓誌

妓人清河張氏，世良家也。年二十歸於我。色豔體閑，代無罕比。溫柔」淑願，雅靜沉妍。隨余任官，咸通五年甲申歲十一月一日暴疾歿於解縣榷盛使宅，享年五十一，悲哉！有男二人，女一人。長男慶之，早卒，終睦州參軍。次男承慶，前宣州旌德縣丞。咸通六年歲在乙酉四月二十日葬於東都河南縣金谷鄉，嗚呼哀哉！

兩池榷使守太子右庶子兼御史中丞賜紫金魚袋李從質文并書

36、唐故殷氏墓誌

知鹽鐵泗州院事殿中侍御史內供奉韋滔撰

京兆韋涯遠故姬殷氏名珪，字瑞卿，其宗派汝南人也。瑞卿之父季昌，少從軍職，為性率達，不樂拘檢而年長，以疾辭焉。流輩中有心義慷慨者，多其志抱，厚與財帛，因買香藥於都市，不四三年，家道甚豐。婚娶瑯琊王氏而產瑞卿。卿自幼明慧，親戚共保念之，比及成人，益多智敏。女工柔範，罕有比儔。年十六，丁母喪，哀號晝夜，悲動鄰里。既闋三載，因鮑氏遂以箕箒見託。自相面日，至於七換星霜，事長和幼，未嘗小虧，孝謹端默，實為氣類之標準。前復有二男一女，皆及兩歲不育。咸通己丑歲，彭門作亂，余自楚甸捐職而避寇金陵。殷氏遭沉疾，而百藥不廖。其年孟夏月一日，奄隨風燭於儻居。至

三日、權卜於潤城西原。後年秋、俾其父啓護旅櫬、并小兒張七同葬於北邙。嗚呼！爲善克彰、痛口不壽、追言追此、所不忍銘。咸通十二年十月一日。

42、唐張氏墓記

張氏者、號三英、許人也。家爲樂工、係許樂府籍。伯姊季妹及英、悉歌舞靡於部內。咸通五年、有劉異自鳳翔節度使移鎮於許、始面張氏。八年、納而貯於別館。從余罷許憩於洛、官于朝。十一年、又從余出鎮荊南。十三年、余得罪、分司東洛。十四年十月十七日、張氏歿於東都履信里、享年廿四。吁！痛乎天也！張氏明眸巧笑、知音聲。所喜者、從余學佛於上都興善阿闍梨。捐館時神識不亂、必歸於殊勝所。其年十一月七日歸葬許州潁陽鄉北馮村。
咸通十四年十一月三日河間劉異記

以上9例、「墓誌」と題するのは5例、「墓記」と題するのは3例、更に題名のないものも1例あり、いずれも銘文はなく、簡単な記述性の墓誌である。

本学の元学長でもある日比野丈夫氏は、「通説によれば、墓誌は魏晋にかけて立碑の禁が厳重になってから、小型の碑を作って墓中に埋めたのがもとだといわれる。しかし、小型の碑を埋める風習はもっと早く後漢の初めから行われたのではない。前漢にはその風習がなく、地上には木の墓表を立て、墓中には必要があれば買地券を埋めたのであろう。中国では本籍を尊重し、いかに遠隔の地で死んでも遺骸は故郷の祖先の地に葬るのが原則であった。従って、それがいろいろの事情で不可能となり一時的に他郷に葬った場合、この事情を記して墓中に埋めたのが墓誌の始まりだったのではないだろうか。つまり、いつか機会を得て発掘して改葬することを予期して、将来に備えたものであろう」¹¹と、墓誌の起源について述べられた。ちなみに、趙超氏の名著『古代墓誌通論』には日比野丈夫氏説の意味を完全に誤解して引用している¹²。墓誌の初期における性質は、墓主の事績について記述するに過ぎない。これが墓誌誌文部分の由来ではないだろうか。「墓記」という題名はまさしくこのような意味を表している。「墓記」について、趙超氏は、「墓記表现出专门用于纪念的礼仪作用。文字体例内容与后代正式定型的墓志十分相似。所以这些墓记可能就是最早的墓志」¹³と述べる。したがって、最初の墓誌は、記述性の誌文のみであり、褒美性の銘文がないはずである。実際、現在発見された晋・南朝の「墓誌」（墓誌銘ではなく）には、銘がほとんどない。

本節に挙げている9点の墓誌は、まさしくこうした初期の墓誌と似ている。これについて、本章第二節の冒頭でも述べたように、唐後半期における墓誌数量の顕著な増加は、墓誌が上層より下層へ普及していった結果であると一般に説明される。ここで見てきた銘文のない、簡略な記述性の墓誌の復活というのも、この現象が持つ一つの側面として説明できるのではないだろうか。すなわち、こうした銘のない墓誌が作成されたのは専らこうした下層社会が中心だったのではないかと。実際、上掲の9例でも妓人や樂工など低い身分が目につく。現段階ではこれ以上の確定的なことは言えないが、今後の課題として学界全体で共有すべき問題であろう。

尚、唐前半期と後半期をくらべた際、もう一つの傾向が見られる。総計44点墓誌のうち、撰者自身の妾のために書かれた墓誌は18点あり、そのうち前半期は1点のみ、残る17点はすべて後半期のものである。言い換えると、後半期の総計37点のほぼ半分に近い、とも言える。これは、唐代中期以降、姬妾墓誌の撰者が、他撰から夫が自撰に移るといった傾向があると説明できるのではないかとと思われる。

¹¹ 日比野丈夫「墓誌について二、三の考え」『東洋史研究』（1975）、34(3)：456頁。

¹² 趙超「墓誌の前身及影響墓誌形成的幾種古代銘刻」、『古代墓誌通論』第2章、32ページ。

¹³ 趙超「中国石刻的主要類型及其形成過程」、中国石刻文献研究国際ワークショップ、2006年12月11日ー12日。

おわりに、

以上、現段階で収集しうる限りの唐代姫妾墓誌を集め、その大まかな傾向を整理してみた。簡単に振りかえると、唐中期以降にその数量が圧倒的に増加するという点において、他の一般の墓誌と同様の傾向が確認できた。また後半期になると、銘文のない、いわば魏晋期における初期の墓誌に近いものが出現した。さらには、後半期には夫が、自分の姫妾のために書いた墓誌が明らかに増加している。

ここで論じてきたことは、あくまでも基礎的な分析にすぎない。今後はここで取り上げた墓誌の一点一点についてより詳細な分析を加え、また新発見の墓誌にも留意しつつ、本章での整理・検討の結果を土台として唐代の姫妾墓誌に関する研究を深めてゆきたい。

番号	題名	墓主	本籍	実家	死亡時間	死亡年齢	埋葬時間	撰者	書者	夫	銘	出典
1	司刑太常伯武安公世子奉冕直長源側室趙五娘墓誌銘并叙	趙懿懿	雍州渭南人	父感, 優遊不仕, 養素全真	乾封元年七月十二日 (666年)	春秋廿有一	乾封二年三月十三日 (667年)			源氏	あり	『唐代墓誌彙編續集』
2	館陶郭公姬薛氏墓誌銘并序	薛氏	東明國	東明國王金氏之胤	長壽二年太歲癸巳二月十七日 (693年)			陳子昂		郭公	あり	『陳拾遺集』卷6
3	大唐邠王故細人渤海郡高氏墓誌之銘	高淑媼	渤海裔人	曾祖裕、祖智惠、父思業	開元廿三年十一月七日 (735年)	三十有六	開元廿四年八月廿三日 (736年)	洛陽縣鄉貢進士王蕃	司空上柱國邠王守禮	司空上柱國邠王守禮	あり	『隋唐五代墓誌匯編』洛陽卷第10冊
4	室人太原王氏墓誌銘并序	王仁淑	太原	祖訓府君父德府君	開元廿七年六月廿六日 (739年)	廿有六	開元廿七年七月十一日 (739年)	寧遠將軍守右司禦率上柱國張令暉	吏部常選唐萬頃	寧遠將軍守右司禦率上柱國張令暉	あり	『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第3冊
5	大唐故范氏夫人墓誌銘并序	范如蓮花	河内懷県	高祖預, 祖義慎, 父玄琛	天寶三載閏二月十四日 (744年)	卅七	天寶三載歲次甲申四月甲午朔十六日己酉 (744年)			前鄉貢明經察王公	あり	『唐代墓誌彙編』下
6	唐慶國故細人孫氏墓誌銘并序	孫氏			天寶五載閏十月廿二日 (746年)	三十有七	天寶五載十一月十三日 (746年)	侍讀左司禦率府兵曹參軍翰林院學士王齊同		慶王李琮	あり	『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第1冊
7	大唐華原縣丞王公故美人李氏墓誌銘并序	李氏			天寶九載三月七日 (750年)	廿有一	天寶九載三月十四日 (750年)			王公	あり	『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第1冊
8	大唐英武軍使開府儀同三司兼太常卿上柱國蕭國公論第八女所生夫人墓誌	李氏	渤海裔人	曾祖朗、祖封、父晁	大曆四年五月廿六日 (769年)	廿有七	大曆四年八月八日 (769年)	大理評事趙芳		論惟貞	あり	『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第4冊
9	郝氏女墓誌銘并序	郝閏	出於趙郡李氏	父暹, 左武衛大將軍	建中四年八月七日 (783年)	一十有九	建中四年八月廿一日 (783年)	河陽懷衛節度掌書記大理評事清河崔倬		李君	あり	『隋唐五代墓誌匯編』洛陽卷第12冊
10	有唐武威段夫人墓誌銘・唐左千牛韋珮母段氏墓誌銘	段夫人	武威	四代祖段志玄曾祖弘圭大父懷本岌	元和四年九月十九日 (809年)	四十	元和四年十二月二日 (809年)	監察御史元稹述		韋夏卿	あり	『新出唐墓誌百種』・『元氏長慶集』卷58

番号	題名	墓主	本籍	実家	死亡時間	死亡年齢	埋葬時間	撰者	書者	夫	銘	出典
11	太府李卿外婦馬淑誌	馬淑	廣陵	母曰劉，客倡也。 淑之父曰總，既孕而卒	元和五年五月十九日（810年）	二十四		柳宗元		李卿	あり	『柳河東外集』卷上
12	盧金蘭墓誌	盧金蘭	長安	無昆弟，有姊四人		二十六		沈亜之、元和9年作（814年）		沈亜之	あり	『沈下賢文集』卷11
13	葬安氏誌	安仙嬪			元和10年（815年）			元稹		元稹	あり	『元氏長慶集』卷58
14	なし	子體賢	吳興				元和十四年正月（819年）			昭義軍節度使工部尚書隴西辛公	なし	『隋唐五代墓誌匯編』洛陽卷第13冊
15	唐故濮陽郡夫人吳氏墓誌并銘	吳氏	濮陽	父仲甫	長慶四年閏七月七日（824年）	三十	開成五年二月二日改卜（840年）	楊魯士		楊魯士	あり	『唐代墓誌彙編』下
16	唐故史夫人墓誌文	史氏廿五娘子			長慶貳年玖月捌日（822年）		大和肆年歲次庚戌拾月壬寅朔貳拾玖日庚午	郷貢進士王種			なし	『洛陽流散唐代墓誌彙編』下
17	唐故郭府君二夫人墓誌銘并序	趙氏			寶歷初年九月七日（825年）	六十九	寶歷初年十一月廿五日（825年）			郭柳	あり	『唐代墓誌彙編』下
18	滑州瑤臺觀女真徐氏墓誌銘并序	徐盼字正定	潤州丹徒縣		大和己酉歲十一月己亥（829年）	廿三	大和己酉歲十二月二十日（829年）	李德裕		李德裕	あり	『唐代墓誌彙編』下
19	唐劉氏墓記	劉氏			大和四年正月廿二日（830年）		大和四年正月廿七日（830年）			唐檢校尚書左僕射兼刑部尚書河東郡開國公柳公綽		『長安新出墓誌』
20	唐故譙郡曹氏墓誌銘並序	曹氏		其先樂人也，無名位可書。	大和七年七月一日（833年）			冀王傅李有裕撰		李有裕	あり	『西安碑林博物館新藏墓誌續編』下
21	勃海嚴氏墓誌	嚴氏	勃海	先君軍於魏	大和七年歲次癸丑後七月乙卯朔二十八日壬午（833年）	四十一	大和八年夏五月辛亥朔四日甲寅（834年）	前光王傅賜緋魚袋上柱國田聿	前光王傅賜緋魚袋上柱國田聿	前光王傅賜緋魚袋上柱國田聿	あり	『唐代墓誌彙編』下
22	唐故章四娘墓誌銘并序	章柔和	浙右會稽		大和七年八月廿七日（833年）	卅四	大和七年八月廿八日（833年）	前監察御史襄行李頊	試太常寺太祝劉乾夫	李頊	あり	『洛陽出土歷代墓誌輯繩』

番号	題名	墓主	本籍	実家	死亡時間	死亡年齢	埋葬時間	撰者	書者	夫	銘	出典
23	嬪吳氏墓銘并序	吳氏	渤海		大和九年□月五日 (835年)	五十有三	大和九年五月廿八日 (835年)	處士胡季良	處士胡季良	安君	あり	『唐代墓誌彙編』下
24	唐呂媛墓誌	呂媛		父嘉榮	大和九年(835年)					祁公	なし	『唐代墓誌彙編』下
25	唐河内縣尉崔彥成姬人清河張氏墓誌銘並序	張明哲	清河郡		開成元年(836年)					河内縣尉崔彥成	あり	『秦晉豫新出墓誌蒐佚』
26	唐隴州防禦判官殿中侍御史内供奉崔揆母林氏墓誌銘并序	林氏			開成五年八月十四日(840年)	六十四	開成五年十一月十二日(840年)	前天平軍節度判官侍御史内供奉崔倬			あり	『唐代墓誌彙編』下
27	唐故潁川陳氏墓記	陳蘭英			大中四年十二月三日(850年)		大中四年十二月十一日(850年)	朝議郎前行京兆府富平縣尉柳知微		朝議郎前行京兆府富平縣尉柳知微	なし	『唐代墓誌彙編』下
28	支氏墓誌	支氏			大中七年六月廿七日(853年)		大中七年七月一日(853年)	前監察御史歸仁晦		前監察御史歸仁晦	なし	『唐代墓誌彙編』下
29	渤海李氏一娘子墓誌銘并序	李一娘子	京兆鄠縣		咸通三年十一月廿三日(863年)	六十六	咸通三年十二月廿六日(863年)	鄉貢進士張之美		士曹韋公	あり	『唐代墓誌彙編』下
30	前邢州刺史李肱兒母太儀墓誌	陳太儀			咸通四年四月十三日(863年)	卅三	咸通四年六月五日(863年)	前邢州刺史賜緋魚袋李肱		前邢州刺史賜緋魚袋李肱	あり	『唐代墓誌彙編』下
31	前長安縣尉楊籌女母王氏墓誌	王卿雲	汴州開封		咸通甲申歲午月四日(864年)					楊籌	あり	『唐代墓誌彙編』下
32	故妓人清河張氏墓誌	張氏	清河		咸通五年甲申歲十一月一日(864年)	五十一	咸通六年歲在乙酉四月二十日(865年)	兩池權靈使守太子右庶子兼御史中丞賜紫金魚袋李從質		李從質	なし	『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第2冊
33	唐杜陵韋氏側室李氏墓誌銘并序	李越客		其父□元爲神策大校官至兼侍御史	咸通六年十二月十四日(865年)	廿六	咸通六年十二月廿五日(865年)			秘書監分司東都韋澳	あり	『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷第4冊
34	唐監察御史襄行孫君側室杜氏墓誌銘	杜令儀	京兆		咸通八年正月二十七日(867年)	四十有三	咸通八年四月十日(867年)	前壽州團練判官宣義郎侍御史内供奉孫玩	文林郎守河南府參軍任體仁	知鹽鐵汴州院事監察御史襄行孫虬	あり	『唐代墓誌彙編』下

番号	題名	墓主	本籍	実家	死亡時間	死亡年齢	埋葬時間	撰者	書者	夫	銘	出典
35	仲父故白水縣令府君如夫人南陽鄧氏墓誌并銘	鄧氏	南陽	父何	咸通九年十月七日 (868年)		咸通九年十一月廿五日 (868年)	前陝虢等州都防禦判官將仕郎監察御史襄行夏侯藻	鄉貢進士李崇	夏侯藻仲父	あり	『隋唐五代墓誌匯編』 陝西卷第4冊
36	唐故殷氏墓誌	殷珪	汝南	父季昌	咸通己丑孟夏月一日 (869年)		咸通己丑孟夏月三日 (869年)	知鹽鐵泗州院事殿中侍御史內供奉韋滔		知鹽鐵泗州院事殿中侍御史內供奉韋滔	なし	『唐代墓誌彙編續集』
37	唐前申州刺史崔君故側室上黨樊氏墓誌銘并序	樊氏	上黨		咸通己丑歲六月二十三日 (869年)	五十四	咸通己丑歲七月二十八日 (869年)	崔膺	張玄暉	崔揆	あり	『唐代墓誌彙編』下
38	有唐吳興沈氏墓誌銘并序	沈子柔	吳興					咸通十一年五月三日源匡秀 (870年)		咸通十一年五月三日源匡秀	あり	『洛陽出土歷代墓誌輯繩』
39	唐故東海徐氏墓誌銘并序	徐玉堂	東海		咸通十一年歲次庚寅五月壬子朔十一日壬戌 (870年)		咸通十一年歲次庚寅五月廿七戌寅 (870年)	崔紹孫	崔渭孫		あり	『唐代墓誌彙編』下
40	唐河南府河南縣尉李公別室張氏墓誌銘并序	張留客	南陽	父全忠，母楊氏號淨意	咸通十二年十二月廿四日 (871年)		咸通十三年正月十四日 (872年)	朝議郎行河南府河南縣尉李瑄		朝議郎行河南府河南縣尉李瑄	あり	『唐代墓誌彙編』下
41	唐故清河張氏墓誌銘并序	張氏紫虛			咸通十四年太歲癸巳十月壬辰朔四日 (873年)	六十有八	咸通十四年太歲癸巳十月二十四日乙卯 (873年)	宣議郎守國子監主簿分司東都崔膺	宣議郎守國子監主簿分司東都崔膺	故邕管幕吏廷尉評清河崔洵	あり	『唐代墓誌彙編』下
42	唐張氏墓記	張三英			咸通十四年十月十七日 (873年)	廿四	咸通十四年十一月七日 (873年)	河間劉異		河間劉異	なし	『隋唐五代墓誌匯編』 河南卷第1冊
43	唐何生故姬墓誌	王氏挂華	萬年縣洪固鄉		乾符貳年陸月陸日 (875年)	貳拾捌	乾符貳年七月拾六日 (875年)	進士何禮		進士何禮	あり	『長安新出墓誌』
44	故姬范陽盧氏墓誌銘并序	盧成德	范陽		乾符丙申歲建巳月有五日 (876年)	四十	乾符丙申歲建巳月二十日 (876年)	陸辯之	陸辯之	陸辯之	あり	

附章、韋后 巫獻問題について——『旧唐書』褚无量伝を手がかりに

はじめに

前章まで、墓誌の史料としての有効性とその限界について考察を重ねてきた。ここで「有効性」と「限界」というのは詰まるところ、伝世の文献史料との関係、その比較という文脈において、墓誌の史料としての性格を問うということの意味する。本博士論文の最後に当たって、「附章」として伝世文献史料の問題について論じてみたい。

隋唐王朝に至り、ほぼ三百年間にわたって南北に分裂していた中国が統一された。この過程で、北方遊牧民族と漢族とが融合して、ともに隋唐帝国の一部になった。そうして秦漢以来の漢族伝統文化は、非漢民族からの影響をうけて、制度や礼法などの各方面において大きく変化した。こうした歴史的な文脈の中で、この時代において、中国史上唯一の女帝である則天武后が登場した。

則天武后についての研究はこれまでも盛んに行われており、研究者の関心を集めてきた¹。しかし、則天武后の直後に、あたかも則天武后の再来かのように登場した韋后に関する専門的な研究は比較的少ない。筆者が思うに、恐らく韋后を論じるに際しては、まず則天武后について論じる必要があるのに対して、則天武后を論じる場合に、必ずしも韋后を論じる必要はない。また、中国史上において、皇帝に即位した武后は唯一無二の存在であるのに対して、単に権力を持ったというだけであれば、韋后と同じような皇后ほかにもいるため、韋后のみを特別に議論する必要はない。それはそれでもちろん一理あるが、しかし、氣賀澤保規氏の言葉を借りれば、「因唐代皇后地位並不穩固，且韋后沒有子嗣，故而需要控制中宗以保證自己的地位。並不完全由於個人野心」²とあるように、韋后は韋后なりの特別な歴史背景下において登場したのであり、その点においてやはり唯一無二の存在ともいえるべく、彼女の事跡について検討する一定の価値はあるのではなかろうか。

唐代においては、秦漢いらい継承されてきた中国伝統文化がさらなる発展を遂げた。では、その中であって、儒教思想の中心ともいえるべき「礼」については、一体どのような変化が起きたのだろうか。

特に唐の初期、いわゆる「五経正義」が編纂されて儒学の古典に対する注釈（訓詁学）が集大成されたことに伴って、礼学もまた大成したといっても過言ではない。ところがその後、則天武后が皇帝に即位したことは、この確立されたばかりの礼学及び礼制に対して、かなり大きな影響を与えたものと考えられる。しかしながら則天武后は、その皇帝位にまで昇りつめてゆく過程において、さまざまな手段を用いて反対派を封じてきた。それは彼女が皇帝に即位した後も同様である。こうした状況下において、則天武后に関する現存史料には一定の制約がどうしてもつきまとう。それならばむしろ、武后の直後の韋后に注目して、李唐政権が復活した後の礼学・礼制の変化を考察することによって、そこから逆算して武后期における礼学・礼制の変化を窺うことはできないだろうか。

先世紀以来、女権意識の興りによって、韋后を則天武后と共に「女権の先駆者」と為す論文や著作は多い³。それでは、国家祭祀という男性を中心とする活動に、巫獻という重要な役割となった韋后は、どんな意識を持っていたのか。これに対して、筆者は『旧唐書』・褚无量伝に記されている韋后についての礼法論争——「巫獻」に関する問題——に着目し、これを一つの対象として、この事件の始末を論じていきたい。

¹たとえば、氣賀澤保規『則天武后』 講談社 1995・呂思勉『隋唐五代史』 中華書局 1959 など。

²氣賀澤保規 「試論隋唐時代皇后的地位—武則天上台歴史背景的考察」 鄧小南主編『唐宋女性与社会』

³馬微「韦后的女性意識及其所处的歷史環境分析」 三峡大学学报 2006 7、趙文潤・王双懷『武則天評伝』 三秦出版社 2001 1、王双懷「武則天的女性觀」 『当代史学』第6卷 1期など。

一、「三献」について

まず最初に本節では、そもそも「亜献」とは何か、そしてその唐代における規定について確認しておく。亜献について、『儀禮』・士虞禮には以下のように記す。

主婦洗足爵于房中，酌，亜獻屍，如主人儀。自反兩籩棗、栗，設于會南，棗在西。屍祭籩，祭酒，如初。賓以燔從，如初。屍祭燔，卒爵，如初。酌獻祝，籩、燔從，獻佐食，皆如初。以虛爵入于房。

これは、現存史料における亜献についての最も古い記述である。「士虞禮」というのは、なくなった親族に対する祭礼であり、「宗廟」祭祀と関わるとされる。このように、古代中国の祭祀には、「三献官」という役割が存在していた。つまり、「初献」・「亜献」・「終献」である。「献」というのは、もともと祭祀の場合に、お酒を三回献じることであり、すなわち「初献爵」・「亜献爵」・「終献爵」である。

そしてそれは唐朝における祭祀でも同様であった。江川式部氏はこの点について、「献酒は祭祀の規模によって3度(三献)または1度(一献)行われる。……献酒の担当者はその祭祀の主催者であり、……皇帝が直接執祭する場合には、皇帝が初めの献酒すなわち初献を務めるのであるが、2番目の亜献、3番目の終献については、規定と実例とで差違があり、実例についても徐々に変化をしていく⁴と説明する。即ち、祭祀の規模によっては、酒を一回だけ献上することもあれば、三たび献上することもあり、後者を「三献」とよぶ。その一番目は初献、二番目は亜献、三番目は終献と呼ばれ、程度の差はあれいずれも重要な役割で、誰が担当するのかという問題がつかまとう。

唐代における「三献」の担当者について『大唐六典』・尚書禮部には次のように記す。

凡國有大祭祀之禮，皇帝親祭，則太尉為亜獻，光祿卿為終獻；若有司攝事，則太尉為初獻，太常卿為亜獻，光祿卿為終獻；孔宣父廟，則國子祭酒為初獻，司業為亜獻，國子博士為終獻；齊太公廟，則太常卿為初獻，少卿為亜獻，丞為終獻。

次節で詳しく述べるが、中国古代の祭祀はその目的・性質によって「大・中・小」の区別があり、それは唐代でも同様である。上記の規定では唐代大祭の三献官の任命がわかる。皇帝が自ら祭祀する場合、すなわち皇帝が「初献」に当たる場合は、太尉が「亜献」となり、光祿卿が「終献」となる。何らかの事情で皇帝がいなければ、太尉が代わりに初献となり、太常卿が亜献となり、光祿卿がやはり「終献」となる。この規定は相当厳しく、簡単に変えるわけがないという事については、江川式部氏が既に論じている⁵。

二、韋后亜献事件のあらまし

さて、では韋后による亜献事件とはどのような論争・事件だったのか。この問題に関して、『旧唐書』・褚无量伝には次のような記事がある。尚、後段における行論の必要上、この引用史料は「史料①」という番号を附す（以下同様）。

⁴ 江川式部「唐朝祭祀における三献」『駿台史学』第129号、2006年12月。

⁵ 江川式部「唐代祭祀における三献」『駿台史学』第129号。

史料① 景龍三年，〔褚无量〕遷國子司業，兼修文館學士。是歲，中宗將親祀南郊，詔禮官學士修定儀注。國子祭酒祝欽明、司業郭山暉皆希旨，請以皇后為巫獻，無量獨與太常博士唐紹、蔣欽緒固爭，以為不可。無量建議曰

夫郊祀者，明王之盛事，國家之大禮。行其禮者，不可以臆斷，不可以情求，皆上順天心，下符人事，欽若稽古，率由舊章，然後可以交神明，可以膺福祐。然禮文雖衆，莫如周禮。周禮者，周公致太平之書，先聖極由衷之典，法天地而行教化，辯方位而敘人倫。其義可以幽贊神明，其文可以經緯邦國，備物致用，其可忽乎！至如冬至圓丘，祭中最大，皇后內主，禮位甚尊。若合郊天助祭，則當具著禮典。今徧檢周官，無此儀制。蓋由祭天南郊，不以地配，唯將始祖為主，不以祖妣配天，故唯皇帝親行其禮，皇后不合預也。

謹按大宗伯職云：「若王不與祭祀，則攝位。」注云：「王有故，代行其祭事。」下文云：「凡大祭祀，王后不與，則攝而薦豆籩，徹。」若皇后合助祭，承此下文，即當云「若不祭祀，則攝而薦豆籩」。今於文上更起凡，則是別生餘事。夫事與上異，則別起凡。凡者，生上起下之名，不專繫於本職。周禮一部之內，此例極多，備在文中，不可具錄。又王后助祭，親薦豆籩而不徹。案九嬪職云：「凡祭，贊後薦，徹豆籩。」注云：「后進之而不徹。」則知中徹者，為宗伯生文。若宗伯攝祭，則宗伯親徹，不別使人。又案「外宗掌宗廟之祀，王后不與，則贊宗伯。」此之一文，與上相證。何以明之？案外宗唯掌宗廟祭祀，不掌郊天，足明此文是宗廟祭也。案王后行事，總在內宰職中。檢其職文，唯云「大祭祀，后裸獻則贊，瑤爵亦如之」。鄭注云：「謂祭宗廟也。」注所以知者，以文云「裸獻」，祭天無裸，以此得知。又祭天之器，則用陶匏，亦無瑤爵，注以此得知是宗廟也。又內司服掌王后六服，無祭天之服；而巾車職掌王后之五輅，亦無後祭天之輅；祭天七獻，無後巫獻。以此諸文參之，故知後不合助祭天也。

唯漢書郊祀志則有天地合祭，皇后預享之事，此則西漢末代，強臣擅朝，悖亂彝倫，黷神詔祭，不經之典，事涉誣神。故易傳曰：「誣神者，殃及三代。」太誓曰：「正稽古立功立事，可以永年，承天之大律。」斯史策之良誠，豈可不知。今南郊禮儀，事不稽古，忝守經術，不敢默然。請旁詢碩儒，俯撫舊典，採曲臺之故事，行圓丘之正儀，使聖朝協昭曠之塗，天下知文物之盛，豈不幸甚。

時左僕射韋巨源等阿旨，協同欽明之議，竟不從無量所奏。

この記事から、当該事件は以下のようにまとめられる。景龍三年，唐の中宗が南郊において郊祀を行おうとした際、礼官及び学士を召して儀注（儀礼の式次第）の修訂を命じた。国子監祭酒の祝欽明および司業の郭山暉はこのとき、韋后を巫献と為すことを請うた。これに対して褚无量は太常博士の唐紹・蔣欽緒とともに反対し、自分らの理由を十分に述べたが、この意見は採用されなかった。結局、韋后はこのときの祭祀における巫献となったのである。

前節でも簡単に触れたが、中国古代における祭祀は、大きく大・中・小の区分があった。このうち、大・中は皇帝が親しく祭るべきだと言うが、「王有故，代行其祭事。」⁶すなわち、たとえば王が病気など特別な事情がある場合には有司が代行する場合もある。当該事件のときは、十一月に南郊に祭るということで、恐らく冬至を圓丘に祭るという大祭と思われる。大祭ということは、必ず「三献」が必要になる。『禮記』・禮器には

孔子曰：誦『詩』三百，不足以一獻。一獻之禮，不足以大饗。大饗之禮，不足以大旅。大旅具矣，不足以饗帝。

⁶『周礼』・春官・宗伯。

とあり、ここに附された孔穎達の疏は、

此一節明禮之為貴，貴於眾事。“誦詩三百，不足以一獻”者，假令習誦此『詩』，雖至三百篇之多，若不學禮，此誦『詩』之人，不足堪為一獻之祭。言一獻祭群小祀，不學禮則不能行也。“一獻之禮，不足以大饗”者，言雖習一獻小祀，其禮既小，不堪足以行大饗之禮。大饗，謂祫祭宗廟也。“大饗之禮，不足以大旅”者，大饗其禮雖繁，仍是去人不遠其禮可知。大旅是總祭五帝，天與人道隔，其禮轉難，故雖能行大饗之禮，不堪足以行大旅事天。“大旅具矣，不足以饗帝”者，大旅雖總祭五帝，是有故而祭，其禮簡略，不如饗帝正祭之備，故云大旅具矣，不堪足以正饗天帝，謂郊祭天也。故「典瑞」云：“四圭有邸，以祀天旅上帝。”是祀天重於旅帝。又「郊特牲」云：“郊之祭，大報天而主日。”是郊為祭天之重。“毋輕議禮”者，若不學於禮，無得輕脫論議於禮，猶如誦『詩』三百篇，不能行小祀禮也。注“大旅”至“祭天”。正義曰：知“大旅，五帝”者，案「典瑞」云：“兩圭有邸，以祀地旅四望”，與上“四圭有邸，以祀天旅上帝”，其文相對。祀地云“旅四望”，則知上云“旅上帝”是旅五帝也。云“饗帝祭天”者，經既云“大旅”，又云“饗帝”，是饗帝與大旅不同，故知此“饗帝”是常祀祭天也。鄭直云“祭天”，則感生之帝，與圓丘俱包之也。

と述べる。ここから、大祭に「一獻」の礼を以ってすることがいかに不適當かがわかる。冬至に南郊圓丘を祭ることは、間違いなく大祭である。したがって、「三獻」の礼が必要になる。これは正しく「皇帝正統の権威性を表すこと」⁷である。皇帝権力に属するので、儀礼の内容に関する規定——その中には誰が「三獻」を担当するのか、ということも含まれる——は相当厳しいはずで、簡単に変えるはずがない。本来の規定は前節に見た通りであり、皇后が亜献になるなどという規定はどこを探してもない。しかし実際にはこのとき、本来の規定とは異なり、韋后が亜献となったのである。

では一体、どのような議論を経て、いかなる事情のもと、こうした結果を迎えたのか。次節ではこの点を見てゆく。

三 韋后亜献事件における論争

史料①の褚无量の主張を確認すると、彼は郊祀というのは国家の大礼であり、きちんと典故にもとづいて行すべきであって、軽々しく憶測に基づいて儀式を行ってはいけないことを述べる。そうして、「きちんとした」典故というものを次々と引用して、皇后が亜献になることの非を説く。ここで彼が引用する典故を確認しておこう。まずは『周禮』の大宗伯・九嬪・内宰および、それぞれの注を引くが、これは正しく鄭玄注の『周禮』である。次に『漢書』郊祀志からの引用は、王莽の記事に基づいている⁸。次の『易傳』は『周易』

⁷金子修一「唐代皇帝祭祀の親祭と有司撰事」『東洋史研究』47(2)。

⁸『漢書』・卷25・郊祀志第五下「莽又頗改其祭禮，曰：『周官天墜之祀，樂有別有合。其合樂曰『以六律、六鐘、五聲、八音、六舞大合樂』，祀天神，祭墜祇，祀四望，祭山川，享先妣先祖。凡六樂，奏六歌，而天墜神祇之物皆至。四望，蓋謂日月星海也。三光高而不可得親，海廣大無限界，故其樂同。祀天則天文從。祭墜則墜理從。三光，天文也。山川，地理也。天地合祭，先祖配天，先妣配墜，其誼一也。天墜合精，夫婦判合。祭天南郊，則以墜配，一體之誼也。天墜位皆南鄉，同席，墜在東，共牢而食。高帝、高后配於壇上，西鄉，后在北，亦同席共牢。牲用繭栗，玄酒陶匏。禮記曰天子籍田千畝以事天墜，繇是言之，宜有黍稷。天地用牲一，燔瘞瘞蕪用牲一，高帝、高后用牲一。天用牲左，及黍稷燔瘞南郊；墜用牲右，及黍稷瘞於北郊。其旦，東鄉再拜朝日；其夕，西鄉再拜夕月。然後孝弟之道備，而神祇嘉享，萬福降輯。此天墜合祀，以祖妣配者也。其別樂曰『冬日至，於墜上之圓丘奏樂六變，則天神皆降；夏日

の伝の部分を目指す、ところが現行の『周易』の伝にはこの引用部分を確認できない。唐代においては存在していた多くのテキスト⁹が現在では失われてしまっており、恐らくはこれらのどこかにあった文言なのであろう。さらに、その次に引用している「太誓」であるが、これは『尚書』の太誓篇である。ところがやはり、現行の『尚書』「太誓」にはこの引用部分は載っていない¹⁰。これに関しては、前漢時代に河内女子から武帝に献上したテキストの可能性が考えられる¹¹。このテキストは既に散逸し、現在の我々は確認できない。但し、注目すべきことに、これが散逸する前に成立した『漢書』には、この文章が引用されている¹²。今回のこの「韋后垂獻」論争の時点においてすでに『五經正義』は成立していた。したがって褚无量は、河内献上版の「太誓」が偽書であり、散逸したということを知っているはずである。では、なぜこの文章を引用したのだろうか。唐代において、『三禮』（『儀禮』・『周禮』・『禮記』）・『文選』・『漢書』が頭学とされていた。『漢書』は特に、南北朝期においても貴族が「家学」として重視するような、非常に重んじられてきたものである。故に、褚无量は「太誓」を引用しているけれども、実際には『漢書』からの「孫引き」であった可能性が高い。蛇足ながら、漢代の「太誓」偽書を復元しようとすれば、この条は絶好な根拠であろう。以上が、褚无量がその議論に用いた典故である。ちなみに褚無量の生涯を見ると、「尤精三禮及史記，舉明經，累除國子博士。景龍三年，遷國子司業，兼修文館學士。」と書かれている。彼は科挙のいわゆる明經科の試験に合格し、国子博士から国子司業・修文館學士という学官を歴任した、いわゆる「大儒」である。そしてこの論争については、他の史料からも確認できる。

史料② 景龍三年，拜尚書左僕射，依舊知政事。未幾，又拜尚書令，同中書門下三品，仍舊監修國史。時國家將有事於南郊，而巨源希韋後之旨，協同祝欽明之議，言皇后合助郊祀，竟以皇后為巫獻，巨源為終獻，又以大臣女為齋娘。——同書卷九十二·韋巨源傳

史料③ 〔景龍〕三年冬，帝將親祠南郊，國子祭酒祝欽明、司業郭山暉建議云：「皇后亦合助祭。」太常博士唐紹、蔣欽緒上疏爭之。尚書右僕射韋巨源詳定儀注，遂希旨協同欽明之議。帝納其言，以後為巫獻，仍以宰相女為齋娘，以執籩豆。欽明又欲請安樂公主為終獻，迫於時議而止。——同書卷五十一·韋庶人傳

至，於澤中之方丘奏樂八變，則墜祇皆出。』天墜有常位，不得常合，此其各特祀者也。陰陽之別於日冬夏至，其會也以孟春正月上辛若丁。天子親合祀天墜於南郊，以高帝、高后配。陰陽有離合，易曰『分陰分陽，迭用柔剛』。以日冬至使有司奉祠南郊，高帝配而望群陽，日夏至使有司奉祭北郊，高后配而望群陰，皆以助致微氣，通道幽弱。當此之時，后不省方，故天子不親而遣有司，所以正承天順地，復聖王之制，顯太祖之功也。渭陽祠勿復修。群望未定悉定，定復奏。」奏可。三十餘年間，天地之祠五徙焉。

⁹ 『隋書』・卷 32・經籍志一「周易繫辭二卷晉桓玄注。周易繫辭二卷晉西中郎將謝萬等注。周易繫辭二卷晉太常韓康伯注。周易繫辭二卷梁太中大夫宋綏注。又有宋東陽太守卞伯玉注繫辭二卷，亡。周易繫辭二卷荀柔之注。周易集注繫辭二卷梁有宋太中大夫徐爰注繫辭二卷，亡」。

¹⁰ 『尚書』・太誓及び、『史記』・周本紀、『左伝』・襄公三十一年。

¹¹ 『隋書』・卷 32・經籍志一に、「書之所興，蓋與文字俱起。孔子觀書周室，得虞、夏、商、周四代之典，刪其善者，自上虞，下至周，為百篇，編而序之。遭秦滅學，至漢，唯濟南伏生口傳二十八篇。又河内女子得泰誓一篇，獻之。」と。後漢馬融はこれ偽文であると判断して、後に散逸した。しかし、班固とほぼ同じ時代の王充の『論衡』・卷 28 から見ると、当時の人は河内女子から献上した「太誓」は偽文と思わないようである。「伏生老死，書殘不竟。晁錯傳於倪寬。至孝宣皇帝之時，河内女子發老屋，得逸易、禮、尚書各一篇，奏之。宣帝下示博士，然后易、禮、尚書各益一篇，而尚書二十九篇始定矣。」このため、班固はこれを引用する可能性がある。また、その「太誓」が献上した時代は武帝なのか宣帝なのか、論争がある。

¹² 『漢書』・卷 25・郊祀志第五下「成帝初即位……八人不案經藝，考古制，而以為不宜，無法之議，難以定吉凶。太誓曰：正稽古立功立事，可以永年，丕天之大理」。

史料④ 景龍三年十一月，親祀南郊，初將定儀注，國子祭酒祝欽明希旨上言後亦合助祭，遂奏議曰：「謹按周禮：『天神曰祀，地祇曰祭，宗廟曰享。』又內司服：『職掌王后之六服，凡祭祀，供後之衣服。』又祭統曰：『夫祭也者，必夫婦親之。』據此諸文，即知皇后合助皇帝祀天神祭地祇明矣。望請別修助祭儀注同進。」上令宰相與禮官議詳其事。太常博士唐紹、蔣欽緒建議云：「皇后南郊助祭，於禮不合。但欽明所執，是祭宗廟禮，非祭天地禮。按漢、魏、晉、宋及後魏、齊、梁、隋等歷代史籍，興王令主，郊天祀地，代有其禮，史不闕書，並不見皇后助祭之事。又高祖神堯皇帝、太宗文武聖皇帝、高宗天皇大帝南郊祀天，並無皇后助祭之禮。」尚書右僕射韋巨源又協同欽明之議，上遂以皇后為巫獻，仍補大臣李嶠等女為齋娘，執籩豆焉。——同書卷二十一·禮儀志一

史料⑤ 景龍三年，〔瓌〕轉尚書右僕射、同中書門下三品，進封許國公。是歲，將拜南郊，國子祭酒祝欽明希庶人旨，建議請皇后為巫獻，安樂公主為終獻。瓌深非其議，嘗於御前折欽明，帝雖悟，竟從欽明所奏。——同書卷八十八·蘇瑰傳

史料⑥ 景龍三年，親祠南郊，以皇后為巫獻。仍補大臣李嶠女為齋娘，執籩豆焉。國子祭酒祝欽明諂悅中宮，遂與司業郭山暉上言：「謹按周禮『天神曰祀，地祇曰祭，宗廟曰享』。又內司服職『凡祭祀供王后之衣服』。又祭統曰『夫祭必夫婦親之』。據此則知皇后助祀天神地祇明矣。」太常博士唐紹等議云：「皇后南郊助祭，於禮不合。但欽明所執，是祭宗廟，非祭天地。按歷代郊祀，並無皇后助祭。高祖、太宗、高宗皆南郊，亦無此禮。」左僕射韋巨源又協同欽明之議，遂行焉。以韋巨源為終獻。欽明又奏請以安樂公主為終獻，遂改南郊儀注，唐紹、蔣欽緒固爭，乃止。遂以巨源為終獻。後侍御史倪若水劾奏山暉、欽明等，出牧蘄、饒。——『通典』·卷四十三·禮三

史料⑦ 景龍三年，天子將郊，欽明與國子司業郭山暉陰迎韋后意，謬立議曰：周官天神曰祀，地祇曰祭，宗廟曰享。大宗伯曰：祀大神，祭大祇，享大鬼，王有故不預，則攝而薦。追師掌后首服，以待祭祀。內司服掌后六服，祭祀則供。又九嬪，凡大祭祀，后裸獻則贊瑤爵。然則后當助天子祀天神、祭地祇。鄭玄稱：闕狄，后助王祭羣小祀服。小祀尚助，況天地哉？闕狄之上，禕、榆狄，三服皆以助祭，知禕衣助大祀也。王之祭服二：曰先王袞冕，先公鷩冕。故后助祭，亦以禕衣祭先王，榆狄祭先公。不言助祭天地，舉此以明彼，反三隅也。春秋外傳：「禘郊，天子親射其牛，王后親舂其粢。」世婦詔后之禮事，不專主宗廟。祭統曰：「祭也者，必夫婦親之，所以備內外之官。」哀公問孔子曰：「冕而親迎，不已重乎？」答曰：「合二姓之好，以繼先聖之後，以為天地宗廟社稷主，君何謂已重焉？」則知後宜助祭。臣請因經誼，制儀典。——『新唐書』·卷一百九·祝欽明傳

『唐會要』卷九上·雜郊議上も同じ記事を記しているが、『旧唐書』からの引用であるため、採用しない。以上、それぞれの史料によって、史料①の内容を裏付けることができる。但し、他の史料では、韋后による巫獻に反対した者としては太常博士の唐紹・蔣欽緒にのみ言及するだけで、褚无量については記載していない。その原因を考えるに、恐らく彼らの官職と関係あるのではなからうか。史料①において、「是歲，中宗將親祀南郊，詔禮官

學士修定儀注。」と書かれている。すなわち、「礼官」と「学士」を召して儀注を修訂していく。「礼官」の職務について、『新唐書』には、「善狀之外有二十七最……四曰禮制儀式，動合經典，為禮官之最……」¹³と書かれている。即ち、「礼制儀式」を制定する際に「經典」に合うようにすることは礼官の職務である。「学士」については、『唐六典』には「学士掌刊緝古今之經籍，以辯明邦國之大典，而備顧問應對。」¹⁴と書かれている。すなわち、その職務は「顧問應對」であり、具体的な礼制儀式の制定に関与しない。盧燕新氏は唐代における「学士」任命の傾向として、「唐代において、学士は他の官員からの兼任であり、専任ではない。」¹⁵と指摘する。「学士」を兼任する官員の本職は刑部・吏部などの六部官員もおり、国子監などの学官もいる。従って、「学士」は自分の意見を述べるのみで、礼制儀式を制定する職権を持っていない。礼官の職務分掌はこのように取り決められていたと考えられる。史料①により「修文館學士」を兼ねていた褚无量は、その肩書によって議論に参加していたため、具体的な制定は礼官に任せる立場にあったことが、他の史料に彼が登場しない理由と考えられる。

一方、國子祭酒の祝欽明は何を以て皇后が巫獻になってよいと主張していたのか。史料⑦には、彼の主張が詳しく書かれている。彼が引用している、『周禮』・大宗伯や『禮記』・祭統はいずれも鄭玄の注であることが確認できる。ところが、『春秋外傳』（即ち『国語』）について、現在の我々が確認できるのは三国呉の韋昭が注したテキストであるが、現行本ではこの引用文はどこにも見当たらない。唐代においてはこれ以外のテキストも多数残っていたはずである¹⁶ため、祝欽明はこれら現行本とは別のテキストを引いたものと思われる。最後の引用は、杜預が注した『春秋左伝』であり、現行本でも確認できる。ちなみに褚无量の上司である國子祭酒の祝欽明という人物は、どのような経歴をもって学官になったのか。

史料⑧ 祝欽明字文思，京兆始平人。父紱，字叔良，少通經，頗著書質諸家疑異；門人張後胤既顯宦，薦于朝，詔對策高第，終無極尉。

欽明擢明經，為東臺典儀。永淳、天授間，又中英才傑出，業奧六經等科，拜著作郎，為太子率更令。中宗在東宮，欽明兼侍讀，授太子經，兼弘文館學士。中宗復位，擢國子祭酒、同中書門下三品。進禮部尚書，封魯國公，食實封戶三百。桓彥範、崔玄暉、袁恕己、敬暉等皆從受周官大義，朝廷尊之。以匿親忌日，為御史中丞蕭至忠所劾，貶申州刺史。入為國子祭酒。——同史料⑦

彼の経歴を見ると、彼の父親からして既に「頗著書質諸家疑異」と書かれている。「諸家」とはだれか、時間の関係から推測するに、恐らく孔穎達が編纂した『五經正義』が大きく関係していてもおかしくない。むしろ、彼の家系はこのような經典に疑いを持つ伝統を持っていたのかもしれない。

四、韋后巫獻事件の結末

¹³ 『新唐書』・卷四十六・百官一。

¹⁴ 『大唐六典』・卷九・中書省集賢院史館匱使。

¹⁵ 盧燕新「唐修文館及神龍至景雲年間在館學士考」『中華文化論叢』2015（2）223-269。

¹⁶ 『隋書』・卷32・經籍志一「春秋外傳國語二十卷賈逵注。春秋外傳國語二十一卷虞翻注。春秋外傳章句一卷王肅撰。梁二十二卷。春秋外傳國語二十二卷韋昭注。春秋外傳國語二十卷晉五經博士孔晁注。春秋外傳國語二十一卷唐固注。梁有春秋古今盟會地圖一卷，亡」。

第二節ですでに述べたが、この事件は結局、褚无量らの反対意見にもかかわらず、韋后は巫獻をつとめるという結末を迎えた。前節では両者の主張を見てきたが、それぞれの主張の正当性を吟味することなく、本節でその結末を述べるのには明確な理由がある。それは、吟味するまでもなく、郊祀において皇后が巫獻をつとめる根拠などというものは古今どこを探しても存在しておらず、理屈からいえば褚无量らの反対意見が正しいに決まっているからである。たとえば史料⑧で唐紹が「但欽明所執，是祭宗廟，非祭天地。按歷代郊祀，並無皇后助祭」と述べているように、祝欽明は宗廟祭祀に関する典故を持ち出して、郊祀に関する議論を行っており、まったく何の根拠にもならないことを根拠にして強弁しているにすぎないのである。ところが結果は、繰り返すが祝欽明の主張が通った。ということは、ここには「論理の正当性」とは全く異なる、別の力が働いていたとしか考えようがない。

そもそも、なぜ韋后は巫獻になろうとしたのか。この疑問について考えるとき、次の史料は非常に示唆的である。

（麟德二年）冬十月戊午，**皇后請封禪**，司禮太常伯劉祥道上疏請封禪。……麟德三年春正月戊辰朔，車駕至泰山頓。是日親祀昊天上帝於封祀壇，以高祖、太宗配饗。己巳，帝升山行封禪之禮。庚午，禪於社首，祭皇地祇，以太穆太皇太后、文德皇太后配饗；**皇后為巫獻**，越國太妃燕氏為終獻。辛未，御降禪壇。

中国史上で唯一の女帝となった則天武后、彼女はまだ皇后だった頃に、夫の高宗が封禪の儀を行う際に、巫獻をつとめていたのである。実は、彼女が封禪の巫獻となったことについて、その経緯——どんな論争が起きたのか、群臣は如何に議論していたのか——まったくわからない。ただ、彼女が巫獻をつとめたという結果だけが、様々な史書に残されている。恐らく、彼女が権力の座をのぼりつめてゆく過程で、そして頂点を極めて自ら皇帝に即位し、唐を滅ぼして周王朝を開いた中で、当時のさまざまな記録が改変あるいは抹消されたとしか考えようがない。しかも韋后の時代になると、すなわち唐朝が復活すると、則天武后のことは当然、禁忌として憚られる話題であった。おもしろいのは、韋后の巫獻に反対した褚无量も、賛成した祝欽明も、誰一人として則天武后が巫獻となったこと議論に持ち出した者はいなかったことである。つまり、前例として認めなかったのである。それは、持ち出すわけにはいかなかった、と理解すべきであろう。

則天武后が封禪の巫獻になったことは、中国史上唯一の事例である。このような大事件は当然、学者の注目を集めている。王双懷氏は、「武則天認為這種規定對女性不公，要求改革禮儀，在社首祭地時，由她率六宮命婦充當巫獻」¹⁷と述べたが、しかし、この論点は既に前世紀初め頃に論じられた¹⁸。当時の「五四運動」の影響を受けたため、特定の時代から生じた論点ではないかと思われる。一方、金子修一氏は、「封禪や天地の祭祀は本来皇帝に関わる祭祀であるので、これまでは女性が参加することはなかった。……則天武后が皇帝位に近づくためには、唐王朝の李氏一族や反対派官僚の肅清や弾圧だけでなく、祭祀儀礼やイデオロギーに関わる施策も必要としたのである」¹⁹と言った。つまり、則天武后が封禪の巫獻になることは、皇帝位に近づくための一つの「階段」であったと考えるのが妥当な見解である。

¹⁷王双懷「武則天的女性觀」『当代史学』6卷1期。

¹⁸「我國女權運動者——武曌」・「偉大的革命政治家武則天」など十何編がある。

¹⁹金子修一「則天武后——女帝と祭祀」小浜正子編『ジェンダーの中国史』。

「封禪」という大礼は、中国史上において、六回しか行われていない²⁰。要するに常にある祭祀ではない。その次に大きな祭祀といえば、五年に二回の「禘」・「祫」及び、年に二回の冬至と正月に南郊を祭ることである²¹。韋后はこの南郊の祭祀において垂獻になることを以って、まさに則天武后と同じように、皇帝位に近づきたかったのではないかと思われる。つまり、誰も則天武后が封禪の垂獻になったこと口にこそ出さないが、当然知らないはずはなく、意識はしていたはずである。中でもとりわけ強く意識していた人物こそが、ほかならない韋后その人であったと考えられる。

そして、その韋后の心中を察してすり寄っていったのが、祝欽明だった。彼自身は、褚无量と同じように、明經試験を受け、学官になった。幸運なことに、彼は中宗の皇太子時代の先生であり、このために國子祭酒・同中書門下三品になった。しかし、この人は権力に対する欲望が強く、そのためには道理や倫理を軽んじる人柄であったと思われる。なぜなら、親の忌日を隠し、それがばれて左遷された記載がある。更に、以下のような記載がある。

史料⑨初，后屬婚，上食禁中，帝與羣臣宴，欽明自言能八風舞，帝許之。欽明體肥醜，據地搖頭睨目，左右顧眄，帝大笑。吏部侍郎盧藏用歎曰：是舉五經掃地矣。

この出来事における彼の行動は、皇帝に媚びたとしか言いようがない。つまり、この人物は学問こそ持っていたかも知れないが、徳は持っていなかった。このような人なら、韋后に媚びてもおかしくないだろう。当時において韋后の権勢は事実上とめようがない状況で、彼女が垂獻になるのはおそらく避けられなかった。後は、なんでもいいからもっともらしく理屈をでっち上げさえすればよかったのである。そのために、祝欽明はまさしくうってつけの人材だったに違いない。

終わりに

韋后垂獻事件についての考察を通して、則天武后が唐王朝に与えた影響がいかに大きく深かったか、その一端を窺うことができる。既に一人目の女帝の例があり、その直後に登場した韋后もそういう野心を持って、中宗を毒殺する前にも凶っていた。単純に前掲氣賀澤保規氏の指摘したような、皇后位を安定させようとしたというような話ばかりではないと考えられる。

本章で見てきたのは、結論としては政治権力に基づく争いだったが、しかし一面においては、少なくとも表面的には礼法に関わる議論であった。礼法に関わる以上、『五經正義』を基本史料とすることは当然だと思われる。後漢の鄭玄によって「三礼学」が建立されて以来、隋唐時代までのほぼ三百年の間に経学の名人が多く輩出し、「三礼」の注釈は二十何種類もの多きにのぼった²²。孔穎達の『五經正義』及び、唐代蕭嵩の『大唐開元禮』が編纂されたことによって、そこに含まれなかった注釈は殆ど散逸してしまい、現在の我々が目にすることはできないが、当時においてはなお存在していた。その中、特に注意すべきは、三国魏から西晋時代にかけての、王肅という学者の注である。王氏は、鄭玄と対抗

²⁰すなわち、秦始皇帝二十八年封禪・漢武帝元封元年封禪・漢光武帝建武三十二年封禪・唐高宗麟德三年封禪・唐玄宗開元十二年封禪・宋真宗大中祥符元年封禪。その他は、祭祀のみにして、封禪はしなかった。

²¹金子修一「魏晋より隋唐に至る郊祀・宗廟の制度について」『史学雑誌』第88編第10号。

²²『隋書』・卷32・経籍志一。

するあまり、『聖論証』という書を偽造するまでに至った²³。西晋時代になると、王氏の学問、いわゆる王学は官学となり、鄭玄の鄭学と双璧をなし、西晋経学の主流になった²⁴。『五経正義』及び『大唐開元禮』は、いずれも鄭学と王学を両方受けており²⁵、この点について十分に注意しなければならない。

歴代の礼制に関してはさまざまな相異なる解釈が混在しており、これに関して、吳麗娛氏は嘗て「歴代作られてきた五礼は、それぞれの時代の現実に対応して作られたものであって、いわば一時の制度であり、長久の道ではなく、万古の訓とするには足りない。基本的な礼経とはまったく異なり、個別に応用されたものであって、こうしたそれぞれの「礼」が出現したということは、「史」的意味を持つてはいるかも知れないが、「経」としての普遍的価値はもっていない。したがって、これらは「儀注」に入れられ、その時代のみにも適用され、原則あるいは綱常とされることはなかった。」²⁶と述べている。これは、礼制史を研究するうえでの原則だと考えている。

さて最後に、本博士論文のテーマに引き付けて本章の内容を総括してみよう。本章で見えてきた礼法論争においてもやはり、褚无量・祝欽明ともに、議論の中で引用していた典故は『五経正義』を軸としつつも、現在の我々が目にすることのできない、すなわち散逸してしまった各種のテキストがあった。問題は、それが散逸してしまった「書物」ではなく、「テキスト」であるという点である。たとえば本章で見えてきた中でいえば、褚无量が引用した『周易』や『尚書』、それに祝欽明が引用した『春秋外傳』などはいずれも、「書物」としては現在まで脈々と伝えられ、我々も容易に読むことができる。にもかかわらず、ここで引用されている文章は、そこにはない。この「テキストの相違」というものを考えたとき、そこには様々な要因が考えられる。一つには、単純に長い時間をかけて伝わってきた中で、筆写する際あるいは木版本の時代であれば開版する際に誤りが生じたという可能性がある。しかしそれ以外にも、たとえば『五経正義』のように、それまで蓄積されてきた学問伝統を集大成するような著作が編纂された結果、そこに取り込まれなかったテキストが失われてしまった、ということもあろう。あるいは本章の最後で指摘したように、則天武后が封禪の儀で巫猷になった事情については、おそらく政治的な理由によって後世には一切伝えられていない。

このように、様々な理由によって、伝世の文献史料には思いもかけない制約がかかっていることがある。制約がかかっていることに気づけばまだよいが、下手をすれば、制約がかかっていることに気づかずに、その史料に全面的に依拠してしまう危険性がある。こうした伝世の文献資料の制約を取り払う一つの可能性が、墓誌をはじめとする出土史料に期待される。もちろん、そうそう都合よくはいかないのだが、一つの可能性としては間違いなく期待できる。こうした観点からすると、現在の墓誌研究の隆盛はやはり、必然といえるだろう。

²³ 『三国志』・卷13・魏志13「肅善賈、馬之學，而不好鄭氏，采會同異，為尚書、詩、論語、三禮、左氏解，及撰定父朗所作易傳，皆列於學官。其所論駁朝廷典制、郊祀、宗廟、喪紀、輕重，凡百餘篇。時樂安孫叔然，受學鄭玄之門，人稱東州大儒。徵為祕書監，不就。肅集聖證論以譏短玄，叔然駁而釋之，及作周易、春秋例，毛詩、禮記、春秋三傳、國語、爾雅諸注，又注書十餘篇。」また、『孔子家語』も王氏の偽作という説もあるが、近年の研究によって、これは先秦の著作であると主張する学者も増えている。たとえば、楊朝明『出土文献与儒家學術研究』台湾古籍出版社 2007、王承略「論『孔子家語』的真偽及其文獻價值」魯東大學學報(哲學社會科學版) 2001 18(3)。

²⁴ この課題を研究する論文が多くあり、たとえば、郝虹「三重視角下的王肅反鄭:學術史、思想史和知識史」、『史學月刊』、2012、第4期。

²⁵ 劉安志「關於『大唐開元禮』的性質及行用問題」及び楊華「論開元禮對鄭玄和王肅禮學的擇從」參照。

²⁶ 吳麗娛『唐禮摭遺—中古書儀研究』商務印書館、2002年、476—480頁。

結語

以上、本論文で述べたいことはほぼ尽きた。最後に、本論文における結論をまとめ、さらに今後取り組むべき、残された課題についてまとめたい。

第一章では、「褚庭詢墓誌」を取り上げ、その誌文の中に存在しているいくつかの疑問点、すなわち伝世文献との相違が見られる点について考証を加えた。墓誌学がますます盛んとなる現在、多くの学者が墓誌を根拠として伝世文献の内容を校訂している。伝世文献は当然、完全に正しいものとは言えない。十分な根拠があれば、修正することは可能である。しかし、我々は史料を読む際に、その原史料はどのような時代背景の下に、いかなる人によって記録されたかを分析して、これを通してその史料の信頼性を判断していく必要がある。即ち史料への批判である。墓誌なども当然、史料批判を加えるべきである。大切な史料であるが、やはりその価値を無条件に伝世文献の上に位置づけるわけにはいかない、という問題意識を持つことが肝要である、言い換えると、墓誌を無条件に信じてはいけないという問題意識を提示した。

第二章では、研究者にとって常に頭痛のタネである偽刻の問題について、具体例に基づいて筆者なりの知見を提示した。京都藤井斉成会有鄰館蔵の「楊松年墓誌」はこれまで全く顧みられることのなかった墓誌であるが、これは先行研究によって既に偽刻のレッテルを貼られている「楊通墓誌」と明らかに同一人物が同時に「王偃墓誌」を藍本として偽造したと見るべき、偽刻の兄弟篇である。これに対して、「李祈年墓誌」も「王偃墓誌」を藍本として偽造されたとおぼしいが、文字の字形・石の大きさ・文章の行文などの方面において、「楊松年墓誌」・「楊通墓誌」とは明確に区別できる。一方、「王偃墓誌」と「侯海墓誌」は、真刻の兄弟篇である可能性が高いことも確認できる。そしてそれは、唐代以降に見られるような、墓誌作成のうえで参照される文例そのものではないが、その祖型とでもいうべき事例と見なすことができる。このように、偽刻の兄弟篇の在り方を具体例に基づいて分析し、およびそれに関連して真刻の兄弟篇の具体例をも挙げて北朝期における墓誌銘をめぐる状況について考察した。これを通して、墓誌史料についての最も大きな問題点、即ち真贋問題を論じた。

第三章では、伝世文献を補う墓誌史料について、これまでほとんど注目されていなかった姫妾墓誌に焦点を当て、唐代総計 44 点の姫妾墓誌を集計し、唐前・後半期に分けたうえで初歩的な整理を加えた。唐後半期に墓誌数量が顕著に増加したことは、墓誌が社会の上層より下層へ普及していった結果であると一般に説明されるが、同じ現象が姫妾墓誌にも当てはまる。銘文のない、簡略な記述性の墓誌が唐後半期に復活したというのも、この現象が持つ一つの側面として説明できる。すなわち、こうした銘のない墓誌が作成されたのは専らこうした下層社会が中心となるのではないかと考えられる。また、個人文集に載せる「墓誌（銘）」と題する文章は、石刻としての「墓誌（銘）」と見なしてよいのか、あるいは単なる文人作品と見なすべきなのか。この問題について、墓誌の罫線的作用を手がかりにして、議論を展開できるだろう。この二点については、今後より研究を深めてゆきたい。

最後の附章では、墓誌そのものではないが、史料論の一環として、伝世文献の史料的問題について、唐代章後の巫献事件を手掛かりとして論じた。

総合して言えば、本論文は墓誌研究の限界について、一つの愚見を提出した。つまり、墓誌史料は必ずしも伝世文献の上に位置づけられるわけではない。研究者がまず行うべきは、墓誌の一つ一つを個別の具体例として見なすべきではないかと考えている。故に、墓誌を以って伝世文献を修正することに対しては慎重になるべきである。墓誌の考察から、当時の制度など実在的な方面を研究することについても、十分な根拠を周到に用意してか

ら論じるべきである。墓誌史料が大量に出土した現在、魏晉南北朝(主に北朝)から隋唐にかけて、伝世文献には記載されていない微細な事柄までも研究することが可能になりつつある。墓誌及び他の出土史料(例えば敦煌文献など)を利用した研究によって、歴史研究は伝世文献による一面的な研究から、異なる由来をもつ複数の史料に基づく多角的な研究へと深まりつつある。この過程の一つに、墓誌研究も位置づけることができる。こうした観点のもと、伝統的な金石学を超えるために、墓誌史料の基礎的研究はまだ不十分ではないか、というのが本論文をふまえた筆者の主張である。

今後の課題として、第三章に述べたように、唐代文人の文集に載せている「墓誌(銘)」と題する文章は、出土した墓誌と同じものと見なしてよいのか、或いは単なる一種の文体と見なすべきか。これを他の根拠を探して、次の課題にしたい。

参考文献一覽

传世文献、

- (後晋)劉昫等撰『舊唐書』、中華書局、1975年。
(唐)李林甫等撰『大唐六典』、中華書局、1992年。
(晋)杜預注、(唐)孔穎達疏『春秋左傳正義』、上海古籍出版社、1990年。
(宋)李昉等撰『文苑英華』、中華書局、1966年。
(漢)鄭玄注、(唐)孔穎達疏『禮記注疏』、上海古籍出版社、2016年。
(唐)杜佑撰『通典』、中華書局、1984年。
(漢)班固撰『漢書』、中華書局、1983年。
(唐)劉知幾『史通』、上海古籍出版社、2015年。
(魏)王弼注、(唐)孔穎達疏『周易正義』、上海古籍出版社、1990年。
(漢)毛亨傳、(漢)鄭玄箋、(唐)孔穎達正義『毛詩正義』、上海古籍出版社、1990年。
(魏)何晏集解、(宋)邢昺疏、(清)劉寶楠點校『論語注疏』、中華書局、1990年。
(漢)孔安國傳、(唐)孔穎達正義『尚書正義』、上海古籍出版社、2007年。
(南朝宋)范曄『後漢書』、中華書局、2000年。
(宋)司馬光『資治通鑑』、中華書局、2013年。
(宋)朱熹『昌黎先生集考異』、上海古籍出版社·安徽教育出版社、2002年。
(晋)范寧注、(唐)楊士勛疏『春秋穀梁傳注疏』、中華書局、2009年。
(南朝梁)沈約『宋書』、中華書局、1974年。
(南朝梁)蕭子顯『南齊書』、中華書局、1996年。
(北朝齊)魏收『魏書』、中華書局、2017年。
(漢)王充『論衡』、上海人民出版社、1974年。
(清)萬斯同撰『二十五史補編』、中華書局、1986年。
(唐)魏徵『隋書』、中華書局、1997年。
(北魏)酈道元『水經注』、中華書局、2009年。
(宋)王應麟『玉海』、廣陵書社、2007年。
(戰國)莊周『莊子』、上海古籍出版社、2001年。
(唐)元稹『元氏長慶集』、吉林出版集團、2005年。
(唐)陳子昂『陳拾遺集』、上海古籍出版社、1992年。
(晋)陳壽『三國志』、中華書局、2011年。
(宋)龐元英『文昌雜錄』、中華書局、1958年。

墓誌

- 「褚庭詢墓誌」、齊運通主編『洛陽新獲七朝墓誌』、中華書局、2012年。
「馬懷素墓誌」、周紹良主編『唐代墓誌彙編』、上海古籍出版社、1992年。
「楊松年墓誌」、『有鄰館名品展圖冊』、日本書芸院、1992年5月。
「楊通墓誌」、『隋唐五代墓誌彙編』、中州古籍出版社、1989年。
「李祈年墓誌」、『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』、中州古籍出版社、1989年。
「王偃墓誌」、『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』、中州古籍出版社、1989年。
「侯海墓誌」、『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』、中州古籍出版社、1989年。
「司刑太常伯武安公世子奉冕直長源側室趙五娘墓誌銘并叙」、周紹良·趙超主編『唐代墓誌彙編續集』、上海古籍出版社、2001年。
「大唐邠王故細人渤海郡高氏墓誌之銘」、陳長安主編、『隋唐五代墓誌匯編』洛陽卷、天

津古籍出版社、1991年。

「室人太原王氏墓誌銘并序」、王仁波主編『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷、天津古籍出版社、1991年。

「大唐故范氏夫人墓誌銘并序」、周紹良主編『唐代墓誌彙編』、上海古籍出版社、1992年。

「唐慶國故細人孫氏墓誌銘并序」、王仁波主編『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷、天津古籍出版社、1991年。

「大唐華原縣丞王公故美人李氏墓誌銘并序」、王仁波主編『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷、天津古籍出版社、1991年。

「大唐英武軍使開府儀同三司兼太常卿上柱國蕭國公論第八女所生夫人墓誌」、王仁波主編『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷、天津古籍出版社、1991年。

「郝氏女墓誌銘并序」、陳長安主編、『隋唐五代墓誌匯編』洛陽卷、天津古籍出版社、1991年。

「有唐武威段夫人墓誌銘」、趙文成·趙君平編、『新出唐墓誌百種』、西泠印社出版社、2010年。

「唐故濮陽郡夫人吳氏墓誌并銘」、周紹良主編『唐代墓誌彙編』、上海古籍出版社、1992年。

「唐故史夫人墓誌文」、毛陽光·余扶危主編『洛陽流散唐代墓誌彙編』、國家圖書館出版社、2013年12月。

「唐故郭府君二夫人墓誌銘并序」、周紹良主編『唐代墓誌彙編』、上海古籍出版社、1992年。

「滑州瑤臺觀女真徐氏墓誌銘并序」、周紹良主編『唐代墓誌彙編』、上海古籍出版社、1992年。

「唐劉氏墓記」、長安博物館編『長安新出墓誌』、文物出版社、2012年。

「唐故譙郡曹氏墓誌銘並序」、趙力光編『西安碑林博物館新藏墓誌續編』、陝西師範大學出版有限公司、2014年。

「勃海嚴氏墓誌」、周紹良主編『唐代墓誌彙編』、上海古籍出版社、1992年。

「唐故章四娘墓誌銘并序」、洛陽市文物工作隊編『洛陽出土歷代墓誌輯繩』、中國社科出版社、1991年。

「嬪吳氏墓銘并序」、周紹良主編『唐代墓誌彙編』、上海古籍出版社、1992年。

「唐呂媛墓誌」、周紹良主編『唐代墓誌彙編』、上海古籍出版社、1992年。

「唐河內縣尉崔彥成姬人清河張氏墓誌銘並序」、趙文成·趙君平編、『秦晉豫新出墓誌蒐佚』、北京圖書館出版社、2012年。

「唐隴州防禦判官殿中侍御史內供奉崔揆母林氏墓誌銘并序」、周紹良主編『唐代墓誌彙編』、上海古籍出版社、1992年。

「唐故潁川陳氏墓記」、周紹良主編『唐代墓誌彙編』、上海古籍出版社、1992年。

「支氏墓誌」、周紹良主編『唐代墓誌彙編』、上海古籍出版社、1992年。

「渤海李氏一娘子墓誌銘并序」、周紹良主編『唐代墓誌彙編』、上海古籍出版社、1992年。

「前邢州刺史李肱兒母太儀墓誌」、周紹良主編『唐代墓誌彙編』、上海古籍出版社、1992年。

「前長安縣尉楊籌女母王氏墓誌」、周紹良主編『唐代墓誌彙編』、上海古籍出版社、1992年。

「故妓人清河張氏墓誌」、王仁波主編『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷、天津古籍出版社、1991

年。

「唐杜陵韋氏側室李氏墓誌銘并序」、王仁波主編『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷、天津古籍出版社、1991年。

「唐監察御史襄行孫君側室杜氏墓誌銘」、周紹良主編『唐代墓誌彙編』、上海古籍出版社、1992年。

「仲父故白水縣令府君如夫人南陽鄧氏墓誌并銘」、王仁波主編『隋唐五代墓誌匯編』陝西卷、天津古籍出版社、1991年。

「唐故殷氏墓誌」、周紹良・趙超主編『唐代墓誌彙編續集』、上海古籍出版社、2001年。

「唐前申州刺史崔君故側室上黨樊氏墓誌銘并序」、周紹良主編『唐代墓誌彙編』、上海古籍出版社、1992年。

「有唐吳興沈氏墓誌銘并序」、洛陽市文物工作隊編『洛陽出土歷代墓誌輯繩』、中國社科出版社、1991年。

「唐故東海徐氏墓誌銘并序」、周紹良主編『唐代墓誌彙編』、上海古籍出版社、1992年。

「唐河南府河南縣尉李公別室張氏墓誌銘并序」、周紹良主編『唐代墓誌彙編』、上海古籍出版社、1992年。

「唐故清河張氏墓誌銘并序」、周紹良主編『唐代墓誌彙編』、上海古籍出版社、1992年。

「唐張氏墓記」、郝本性主編『隋唐五代墓誌匯編』河南卷、天津古籍出版社、1991年。

「唐何生故姬墓誌」、長安博物館編『長安新出墓誌』、文物出版社、2012年。

「故姬范陽盧氏墓誌銘并序」、今のところ収録されていない。

研究書

趙超『古代墓誌通論』、紫禁城出版社出版、2003年6月。

徐志學『魏晉南北朝隋唐五代石刻用典研究』、昌明文化出版、2016年4月。

中國科學院歷史研究所資料室編『敦煌資料』第1輯、1961年9月。

杜維運『史學方法論』、北京大學出版社、2006年。

黃永年『唐史史料學』、上海書店出版社、2002年12月。

王壯弘・馬成名編『六朝墓誌檢要』、上海書畫出版社、1985年。

吳麗娛『唐禮摭遺—中古書儀研究』商務印書館、2002年。

氣賀澤保規編『新編唐代墓誌所在綜合目錄』、明治大學東アジア石刻文物研究所、2017年。

論文

顧飛「洛陽出土唐褚庭詢墓志考釋」、『洛陽師範學院學報』、2009年2月。

孟國棟「墓誌的起源與墓誌文體的成立」、『浙江大學學報（人文社會科學版）』第43卷第5期、2013年9月。

王連龍「『舊唐書』高力士傳辯誤三則」、『中國典籍與文化』2008年第4期。

仇鹿鳴「中古石刻研究如何超越傳統金石學」、澎湃新聞、2015年4月25日

(https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_1316966 : 2019年11月29日閱覽)

梁春勝「隋「楊通墓誌」辨偽」、『文獻』2015年第4期。

孫利竹「唐代姬妾侍研究——以墓誌資料為中心」、2017年5月、修士論文。

鄭淑瑩「故姬范陽盧氏墓誌銘考釋」、『華夏考古』2018年第3期。

毛陽光・張存才「西安出土唐代家伎盧成德墓誌賞析」、河南省『理財・收藏』雜誌。

(http://blog.sina.com.cn/s/blog_440771400102xrhm.html : 2019年12月3日閱覽)

程章燦「從《有唐武威段夫人墓志銘》看元稹為人」、『中國典籍與文化』1995年第3

期。

周相録「元稹真的是一个势利小人吗—《从〈有唐武威段夫人墓志铭〉看元稹为人》商榷」、
『中国典籍與文化』2003年第1期。

吳偉斌「元稹《有唐武威段夫人墓志铭》新解」、『西夏研究』2014年第4期。

趙超「中国石刻的主要類型及其形成過程」、中国石刻文献研究国際ワークショップ、2006
年12月11日—12日。

盧燕新「唐修文館及神龍至景雲年間在館學士考」、『中華文化論叢』2015年第2期。

王双懷「武則天的女性觀」、『当代史学』6卷1期。

戸崎哲彦「なぜ石本は信頼できないのか—唐代墓誌の等級と尺寸と唐令式」、『島大言語
文化：島根大学法文学部紀要. 言語文化学科編』2017年10月。

礪波護「魏徵撰の李密墓誌銘—石刻と文集の間—」、『東方学』103、2002年1月。

梶山智史「北魏における墓誌銘の出現」、『駿台史学』第157号、2016年3月。

愛宕元「唐代の墓誌銘」、『月刊しにか』、2001年2月号、第12巻第2号。

日比野丈夫「墓誌についての二、三の考え」、『東洋史研究』、1975年第3号。

気賀澤保規「唐代皇后の地位についての一考察—則天武后上台の歴史的背景」、『明大ア
ジア史論集』第8号、2002年3月。

江川式部「唐朝祭祀における三献」、『駿台史学』第129号、2006年12月。

金子修一「唐代皇帝祭祀の親祭と有司撰事」、『東洋史研究』第47号、1988年9月。

金子修一「則天武后—女帝と祭祀」、小浜正子編『ジェンダーの中国史』勉誠出版、2015
年。

金子修一「魏晋より隋唐に至る郊祀・宗廟の制度について」、『史学雑誌』第88編第10
号、1979年。